

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行

(直近の包括外部監査対象事業を除く)

尼崎市包括外部監査人

弁護士 重田 和寿

第1章	包括外部監査の概要	11
第1	監査の種類	11
第2	選定した特定の事件及び監査対象期間	11
1	選定した特定の事件（監査テーマ）	11
2	監査対象期間	11
第3	監査テーマ選定の理由	11
第4	包括外部監査の方法	12
1	監査の視点・着眼点	12
(1)	基本的な視点	12
(2)	特に留意した着眼点	13
2	主な監査の実施方法	13
(1)	監査の方法	13
ア	監査対象となる施策・事業の抽出	13
イ	予備調査	13
ウ	本調査	14
エ	概要報告	14
(2)	監査手続で留意した事項等	14
ア	予備調査まで	14
イ	本調査における担当割	15
ウ	本調査における資料提供の方法	15
第5	監査の実施体制	15
第6	往査等の状況	16
第7	包括外部監査の実施期間	16
第8	利害関係	16
第9	包括外部監査結果報告書の構成及び記載方法	16
1	留意した事項	16
2	構成	16
3	監査結果の書き分け	17
(1)	【監査の結果】	17
(2)	【意見】	17
4	監査の結果及び意見の記載方法	17
5	各表・図の作成・引用	17
第2章	監査対象となる施策・事業の選定過程	18
第1	尼崎市の人口動態	18

第2	転入・転出の理由	19
第3	監査対象となる事業の選定	20
第4	監査の結果・意見の対象となった中事業・小事業の一覧	21
第3章	尼崎市における契約に関する規程、制度及び運用	26
第1	はじめに	26
第2	契約の方法について	26
1	定義（競争入札と随意契約）	26
2	一般競争入札が原則であること	27
3	見積合わせ	27
4	プロポーザル方式（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	28
5	一者特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	28
(1)	定義及び尼崎市における運用	28
(2)	総務局長通知等について	29
6	少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5、 尼崎市契約規則第23条）	30
第3	契約金額について	31
1	総価契約（原則）	31
2	単価契約	31
3	設計変更による契約金額の変更	32
第4	代金等の支払方法について	32
1	支出の原則	32
2	前金払	33
3	概算払	33
別表	契約に関する法令、尼州市の例規その他の準則	33
第4章	監査の結果及び意見	46
第1	生活安全	46
1	中事業名：自転車のまちづくり推進事業費	46
(1)	中事業の概要	46
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	46
	【意見1】 制度の意義の再検証	47
2	中事業名：交通安全推進事業費	47
(1)	中事業の概要	47
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	47
	【意見2】 啓発活動の強化	48

3	中事業名：街頭犯罪防止等事業費	48
(1)	中事業の概要	49
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	49
	【意見3】 適正費用の再検証	50
4	中事業名：駅周辺放置自転車対策事業費	51
(1)	中事業の概要	51
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	52
	【意見4】 事業報告時の添付資料	52
	【意見5】 効果的な対策の再検討	54
5	中事業名：駐輪施設等維持管理事業費	54
(1)	中事業の概要	54
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	54
	【意見6】 適正賃料の判断資料	55
	【意見7】 入札後のランニングコストの検討	56
6	中事業名：町会灯助成事業費	57
(1)	中事業の概要	57
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	58
	【意見8】 広報手段・交付要綱記載内容の工夫	58
第2	都市機能・住環境	60
1	中事業名：公園維持管理事業費	60
(1)	中事業の概要	60
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	61
	【意見9】 適時・適切な修繕対応	65
	【意見10】 遊具の美観への配慮	66
	【意見11】 公園施設の維持管理の効率化	67
	【意見12】 分割発注の可能性	67
	【意見13】 見積書様式・内容の充実	70
	【意見14】 見積書日付の不備	72
	【意見15】 見積金額の内訳・根拠の不備	72
	【意見16】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実	73
	【意見17】 「見積合わせ」の用法の不統一	74
	【監査の結果1】 前金払理由の記載内容の充実	76
	【意見18】 見積金額の内訳・根拠の不備	77
	【監査の結果2】 前金払理由の記載内容の充実	77

	【意見 1 9】	見積金額の内訳・根拠の不備.....	79
	【監査の結果 3】	一者特命随意契約理由の記載内容の充実.....	79
	【意見 2 0】	見積書の真正の担保.....	81
	【意見 2 1】	見積金額の内訳・根拠の不備.....	81
	【監査の結果 4】	一者特命随意契約理由の記載内容の充実.....	82
2	中事業名：花と緑のまちづくり推進事業費		89
	(1) 中事業の概要		89
	(2) 各小事業及び監査の結果・意見		89
	【意見 2 2】	合理的な効果指標の設定.....	91
3	中事業名：水路維持管理事業費		92
	(1) 中事業の概要		92
	(2) 各小事業及び監査の結果・意見		94
	【意見 2 3】	実態を伴わない単価契約工事等指示書の発出.....	95
4	中事業名：空家対策推進事業費		95
	(1) 中事業の概要		95
	(2) 各小事業及び監査の結果・意見		96
	【意見 2 4】	法定制度の一層の活用.....	99
	【意見 2 5】	要綱等の分かりやすい表記.....	103
	【意見 2 6】	権利者の同意取得方法の検討.....	106
5	中事業名：すまいづくり支援・情報提供事業費		107
	(1) 中事業の概要		107
	(2) 各小事業及び監査の結果・意見		107
	【意見 2 7】	事業の更なる拡充・効率化.....	110
6	中事業名：道路橋りょう維持管理事業費		111
	(1) 中事業の概要		111
	(2) 各小事業及び監査の結果・意見		111
	【意見 2 8】	事業報告方法の工夫.....	114
	【意見 2 9】	履行確認方法の工夫.....	115
	【意見 3 0】	設計金額積算時の調査の充実.....	117
第 3	環境保全・創造		119
1	中事業名：自動車公害対策事業費		119
	(1) 中事業の概要		119
	(2) 各小事業及び監査の結果・意見		119
2	中事業名：大気汚染対策事業費		120

(1) 中事業の概要	120
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	120
3 中事業名：水質汚濁・土壌汚染対策事業費	121
(1) 中事業の概要	121
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	122
【意見 3 1】 自然環境測定結果の効果的な広報	122
4 中事業名：農業公園管理事業費	123
(1) 中事業の概要	123
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	124
【監査の結果 5】 仕様書への業務内容の正確な記載	124
【意見 3 2】 業務報告書への添付資料の充実	125
【監査の結果 6】 再委託承認申請書・承認書の記載内容の不備	125
【意見 3 3】 履行確認方法の充実	127
5 中事業名：次期焼却施設等整備事業費	127
(1) 中事業の概要	127
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	128
【意見 3 4】 プロポーザル応募への熟慮期間確保の必要性	129
6 中事業名：焼却施設等維持管理事業費	130
(1) 中事業の概要	130
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	131
【意見 3 5】 ランニングコストを考慮した契約方法の検討	131
7 中事業名：資源リサイクルセンター管理事業費	132
(1) 中事業の概要	132
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	132
【監査の結果 7】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実	133
【監査の結果 8】 概算払理由の記載内容の充実	134
【監査の結果 9】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実	136
【意見 3 6】 見積金額の内訳・根拠の不備	137
8 中事業名：産業廃棄物対策事業費	138
(1) 中事業の概要	138
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	138
【意見 3 7】 合理的な効果指標の設定	138
9 中事業名：ごみ減量・リサイクル推進事業費	139
(1) 中事業の概要	139

(2) 各小事業及び監査の結果・意見	139
【意見 3 8】 契約書における責任所在の明確化.....	140
1 0 中事業名：ごみのないまちづくり事業費	140
(1) 中事業概要	140
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	141
【監査の結果 1 0】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実.....	141
【監査の結果 1 1】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実.....	143
【意見 3 9】 車両名義と所有者との正確な一致.....	144
【監査の結果 1 2】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実.....	144
1 1 中事業名：し尿収集委託事業費	145
(1) 中事業の概要	145
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	145
【監査の結果 1 3】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実.....	146
第 4 地域コミュニティ・学び.....	148
1 中事業名：みんなの尼崎大学事業費	148
(1) 中事業の概要	148
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	148
【意見 4 0】 一者特命随意契約理由の記載内容の明確化.....	149
2 中事業名：地域資源情報公開システム事業費	150
(1) 中事業の概要	150
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	150
【意見 4 1】 再委託承認手続の不備.....	151
3 中事業名：サンシビック尼崎予防保全事業費	152
(1) 中事業の概要	152
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	153
【意見 4 2】 設計金額積算時の調査の充実.....	154
4 中事業名：学びと活動推進事業費（中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区）	155
(1) 中事業の概要	155
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	155
【意見 4 3】 情報発信方法の工夫.....	156
【意見 4 4】 委託業務に関連する契約方法等の検討.....	157
5 中事業名：生涯学習プラザ管理運営事業費（中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区）	158

(1) 中事業の概要	158
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	158
【意見 4 5】 決裁書への随意契約根拠規定等の記載不備.....	159
第 5 まちの魅力向上.....	160
1 中事業名：若者の夢創造・発信事業費	160
(1) 中事業の概要	160
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	160
【意見 4 6】 見積金額の内訳・根拠の不備.....	161
【意見 4 7】 業務報告書の記載内容の充実.....	161
【意見 4 8】 イベントの効果的な P R 方法の検討.....	162
2 中事業名：観光地域づくり推進事業費	162
(1) 中事業の概要	162
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	162
【意見 4 9】 見積金額の内訳・根拠の不備.....	163
3 中事業名：尼崎城魅力向上事業費	163
(1) 中事業の概要	163
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	164
【意見 5 0】 見積金額の内訳・根拠の不備.....	164
4 中事業名：尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費	164
(1) 中事業の概要	164
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	165
【意見 5 1】 見積金額の内訳・根拠の不備.....	165
第 6 行政運営.....	166
1 中事業名：インターネット活用事業費	166
(1) 中事業の概要	166
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	166
2 中事業名：都市イメージ向上推進事業費	167
(1) 中事業の概要	167
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	167
【意見 5 2】 検討過程の正確な記載.....	169
3 中事業名：公共施設予約システム関係事業費	170
(1) 中事業の概要	170
(2) 各小事業及び監査の結果・意見	171
【意見 5 3】 見積金額の内訳・根拠の不備.....	172

4	中事業名：公共施設マネジメント推進事業費	172
(1)	中事業の概要	172
(2)	各小事業及び監査の結果・意見	173
	【意見54】 見積金額の内訳・根拠の不備.....	173

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について（直近の包括外部監査対象事業を除く）

2 監査対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度の事務についても監査対象とした。

第3 監査テーマ選定の理由

事件の選定に当たっては、尼崎市の施策としての重要度、市民の関心の程度、財政への影響度、過去の包括外部監査テーマとの重複の有無等を考慮した。

尼崎市は、大都市である大阪市と神戸市との間に位置し、市内を阪神電鉄、JR、阪急電鉄の3線が東西に走る交通至便な環境にあることに加え、区域内の多くの部分が平地であり、最も標高が高い場所でも海拔13mという地理・地形的条件により、兵庫県の41市町村のうち下から9番目の約50.7km²という狭い面積であるにもかかわらず、人口は兵庫県で上から4番目の約46万人、人口密度は9,000人強/km²と兵庫県で1位、我が国全体でも有数の高さとなっている。

人口の推移を見ると、平成29年4月から令和4年3月までの5年間で、462,520人から459,261人に減少するも、減少率は5年間で約0.7%と微減にとどまっており、少子高齢化による人口減少傾向により、この間の我が国全体の人口減が1.5%を超え、兵庫県の人口減が約1.7%であることと比較すると、市の人口減の程度は小さく、上記交通網の発達による良好な通勤・通学環境、生活に適した地理・地形的条件、各種再開発による住宅供給の増加等が人口減少の歯止めになっていると考えられる。

もっとも、市の人口動態を分析すると、10代から20代のいわゆる若年層は転入が転出を上回っている状況にあるものの、逆に0～9歳及び30代・40代

のいわゆる子育て世代・現役世代は転出が転入を上回っているという状況にある。これは、上記大都市に近く交通も至便であるという尼崎市の特徴により、学生や若者にとっては魅力のある「住みたいまち」である一方で、いざ結婚して子育てするという状況になると、むしろ他の市町村に「住みたいまち」としての魅力を感じるようになり、転出してしまうという傾向を示すものと考えられ、将来の市の税収確保の観点からも、いわゆるファミリー世帯の転出を食い止めて転入を促し、転入した世帯には長く定着してもらうことは、喫緊の課題であると考えられる。

尼崎市が令和5年度から策定・実施している第6次総合計画においても、いわゆるファミリー世帯の転出を減らし、転入を増やすことが大きな目標・柱として設定されているところ、同世帯の転出減、転入増のためには、市民が実感できるような良好な住環境を維持し、創造するための事業・施策を積極的かつ効率的に実施することが不可欠であることから、本年度の監査テーマとして「良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行」を選定した。

もっとも、ファミリー世帯の定住・転入を促す「良好な住環境」とは様々な要素を含む抽象的な概念であり、①学校教育環境や②子育て支援施策、③高齢者施策等の充実も、良好な住環境の一要素として、同世帯が尼崎市に転入するか、定着するかを判断するための基準になると考えられるが、①については平成26年度、②については令和元年度、③については平成25年度の包括外部監査テーマとなっており、また、監査対象となる各事業には委託契約、指定管理、公の財産管理等が含まれるところ、これらも直近年度の包括外部監査テーマとなっていることから、本監査の対象となる施策・事業は、可能な限り過去のテーマと重複しないよう考慮した。

第4 包括外部監査の方法

1 監査の視点・着眼点

(1) 基本的な視点

監査テーマとして選定した、良好な住環境の維持・創造にかかる施策・事業についての関係部局による財務事務執行について、以下の基本的視点をもって監査を実施した。

- ① 法令違反の事務執行はないか（地方自治法第2条第16項－適法性の視点）
- ② 最少の費用で最大の効果をあげているか（同法第2条第14項－経済性・効率性・実効性 [いわゆる3E] の視点）
- ③ 住民福祉の増進に寄与するものであるか（同法第2条第14項）

④ 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）

(2) 特に留意した着眼点

① 尼崎市における上記事務手続の関係法令等への準拠性

② 当該事業の目的が現在の社会情勢のもとで合理性を有するか

③ 当該事業が委託・請負等第三者との契約を伴うものである場合には、契約締結手続が適法・適正に実施されているか、また仕様書等に従った履行がなされているか

④ 特に随意契約が選択されている場合には、その理由が合理的であり、かつ市が定めたルールに則っているか

⑤ 当該事業の効果の検証・評価が合理的な指標に基づいて行われているか

⑥ 当該事業について、PDCAサイクル（「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」）が有効に機能しているか など

2 主な監査の実施方法

(1) 監査の方法

監査手続は、おおむね以下の手法で行った（詳細は第2章で後述する）。

ア 監査対象となる施策・事業の抽出

監査人・補助者において、上記監査テーマを決定したうえで、令和5年4月中旬から下旬にかけて、尼崎市公式HPにおいて当時最新版として公開されていた令和4年度事務事業シート（令和3年度決算）、令和4年度施策評価結果（令和3年度決算）等を精査し、過去の包括外部監査テーマとの重複を避けるという視点も加味したうえで、市の施策分類のうち、ファミリー世帯の定住・転入の動機になると考えられる①生活安全、②都市機能・住環境、③環境保全・創造、④地域コミュニティ・学び（地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進）、⑤地域コミュニティ・学び（まちの魅力を高める文化芸術活動の推進）及び地域経済・雇用就労（観光振興による地域経済の活性化と魅力向上）、⑥行政運営の6施策に属する事業を監査対象とすることを決定した（令和4年度における施策再編の過程については後述する。）。

イ 予備調査

令和5年5月上旬から中旬にかけて、尼崎市総務局行政マネジメント部コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）を通じて、上記6施策について、令和4年度の実施対象となっている中事業リストの開示を受けた。

そのうえで、再度過去の包括外部監査対象事業との重複、中事業単位での令和3年度決算額（100万円未満の事業は原則として対象から除外）を考慮し、144の中事業に絞り込んだうえで、令和5年6月上旬に、各中事業について、コンプライアンス推進課を通じて、①令和4年度の中事業の概要、②担当課、③中事業内で実施される小事業の一覧、④各小事業の根拠規定、⑤各小事業の令和3年度決算額（この時点で令和4年度決算額は未定）、⑥各小事業における契約一覧、⑦各小事業の事務手続の概要等について回答を求める質問書を送付し、同年6月下旬までに回答書及び各資料の提出を受けた。

※ 中事業とは、市の各施策の根幹となる主要な事業であり、尼崎市公式HPにおいて事務事業シート（事業ごとに目的、概要、所管課、目標指標、事業成果、事業費等がまとめられているもの）が公開されているもの。小事業とは、各中事業の中で細分化された個別の事業をいう。

ウ 本調査

上記概要説明を受けて、令和5年7月上旬以降、監査の対象を上記6施策に分け、各施策ごとに質問表の送付、手続資料の閲覧、ヒアリング等の本調査を実施した。

エ 概要報告

令和5年11月下旬から12月下旬にかけて、上記各施策ごとに監査の結果・意見の概要案を作成したうえで各課に示し、事実認定や結果・意見案に対する意見を聴取した。

(2) 監査手続で留意した事項等

ア 予備調査まで

尼崎市においては、予備調査前の時点で、尼崎市公式HPにおいて、行政運営を含めた17の施策（令和3年度当時）ごとに、同施策に含まれる中事業の内容・目的、令和3年度決算額、令和3年度に実施した事業内容の評価等を簡潔にまとめた事務事業シート及び施策評価結果が公開されていたが、当然ながら全事業の数は膨大であり、本監査テーマにふさわしい監査対象施策・事業を抽出するために、上述のとおり「ファミリー世帯の定住・転入を促すことにつながる施策」として6施策を選び、コンプライアンス推進課から、令和4年度実施の各施策に属する中事業（令和3年度までは実施されて

いたが令和4年度に廃止されたものは除く。)のリストの提供を受けた。

そのうち、予備調査対象となる中事業を絞り込むに当たっては、過去の包括外部監査との監査対象の重複を避けるため、補助金(令和3年度テーマ)、指定管理者制度(平成28年度テーマ)、尼崎市教育委員会に関する事務の執行(平成26年度テーマ)については、各監査対象年度以降に事業が開始されたもののみを抽出し、委託契約については、平成29年度包括外部監査の結果報告書において指摘・意見の対象となったものが膨大な契約のごく一部であると考えられたこと、委託契約は小事業として実施されているものが多く中事業の概要のみではいかなる委託契約が含まれているのか判断が困難であることから、予備調査段階では事業開始年度にかかわらず、調査の対象とした。

イ 本調査における担当割

本調査を実施するに当たっては、補助者10名を2名ずつ5つのチームに分け(6施策のうち、生活安全及びまちの魅力向上については2施策をまとめて1チームで担当)、各施策を分担することにより効率化を図った。

各所管課への本調査には、原則として補助者2名に監査人を加えた3名で当たり、各課の窓口担当者との電話・メールでの連絡は補助者が、監査全般にわたる事項についてのコンプライアンス推進課との連絡は監査人が、それぞれ行うこととした。

ウ 本調査における資料提供の方法

本調査においては、原則として、対象となった中事業、小事業の決裁文書、契約関係書類、事業報告書類等が綴じられた簿冊を、まず市庁舎会議室等において閲覧し、精査が必要と思われる部分については、写しの提供を受けた。簿冊の記載内容を受けて、確認が必要な事項については担当者にヒアリングを行ったうえで、簿冊に綴じられていない資料の閲覧が必要と考えられるものについては、別途写しの提供を受け、さらに所管課から口頭での説明を求める必要が生じた事項については、再度ヒアリングを行い、必要な情報を収集した。

第5 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	重田和寿
補助者	弁護士	吉田裕樹

弁護士	藤原孝洋
弁護士	曾我智史
弁護士	稲田優
弁護士	荻野泰三
弁護士	和田谷幸子
弁護士	西尾和則
弁護士	吉田皓
弁護士	中田篤志
公認会計士	道幸尚志

第6 往査等の状況

監査手続においては、主に、①監査人事務所や補助者事務所における記録の精査・検討、調査結果を踏まえた問題点の抽出作業、報告書起案に関する業務、②監査人事務所に集合し、あるいは監査人事務所をホストとしたウェブ会議による全体会議での意見交換、③尼崎市役所あるいは出先機関（地域振興センターやクリーンセンター等）に赴いての資料閲覧、ヒアリングなどの業務を実施した。

第7 包括外部監査の実施期間

令和5年4月1日から令和6年1月12日まで

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第9 包括外部監査結果報告書の構成及び記載方法

1 留意した事項

包括外部監査の結果報告書の提出先は尼崎市であるが、尼崎市公式HP等による公表が予定されているため、同報告書を読んだ尼崎市民にとって、少しでも分かりやすい記載内容・形式となるよう努めるとともに、監査の結果及び意見が、所管課をはじめとする関係者にとって対応しやすいものとなるよう、可能な限り具体的な内容となるよう心掛けた。

2 構成

本報告書は、目次のとおりの構成としている。

第2章においては、「良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行」という本監査テーマのもと、「ファミリー世帯の定住・転入」という視点を重視し、監査対象となる事業を絞り込んでいった過程について説明を行っている。

第3章においては、第4章の各論において述べる監査の結果・意見とその理由についての理解に役立つよう、各事業に共通する監査の結果・意見の前提となる市における契約のルールについて概説した。

第4章においては、各施策ごとに、監査の結果・意見の対象となった小事業が含まれる中事業について概要の説明を行ったうえで、対象となった小事業の内容について概要説明・補足説明を行い、結論部分である「監査の結果・意見」を記載しているが、「監査の結果・意見」が小事業に含まれる委託等の契約内容に及ぶ場合は、冒頭で当該契約の概要についても説明を付した。各小事業における「監査の結果・意見」においては、読みやすさを重視し、冒頭に【監査の結果】【意見】の結論を記載し、続いて同結論を導くに至った理由を記載しているが、理由においては、結論を導く基礎となった事実の認定過程を明らかにしたうえで、なぜ監査の結果・意見に値するかについて述べている。

3 監査結果の書き分け

監査結果については、原則として次のとおり書き分けた。

(1) 【監査の結果】

適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもののうち、違法・不当な状況が生じていると考えられるもの

(2) 【意見】

上記監査の結果には該当しないが、上記観点から、尼崎市の組織及び運営の合理化のため、是正・改善がなされるべきもの

4 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見については、【監査の結果】【意見】ごとに通し番号を付したうえで、結論、理由の順に内容を記載した。

5 各表・図の作成・引用

第2章以下に掲載した各表は、基本的には尼崎市から提供された資料・データをもとに監査人が作成したものであり、尼崎市から提供された資料・図をそのまま掲載したものは、資料名を表の末尾に付記している。

第2章 監査対象となる施策・事業の選定過程

第1 尼崎市の人口動態

尼崎市の人口は、昭和46年（1971年）をピークに、その後減少傾向が続いていたが、近年、上述した交通の便のよさ、住宅供給の増加等により、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が続き、自然減（死亡数－出生数）を加味しても、平成24年4月から令和4年3月までの10年間で人口は微増（約0.4%の増加）、平成29年4月から令和4年3月までの5年間では微減（約0.7%の減少）という状況が続いている。

しかし、世代別の人口動態（下記表を参照）をみると、15～29歳の若者世代については転入超過（令和3年（2021年）において、特に20～29歳は大幅な転入超過）となっているのに対し、0～9歳及び30～39歳は転出超過（令和3年（2021年）において、特に0～4歳、30～34歳は大幅な転出超過）となっていることから、尼崎市においては、「学生や若者は転入してくるが、子育てする年齢になると転出する」という傾向が顕著に読み取れる。



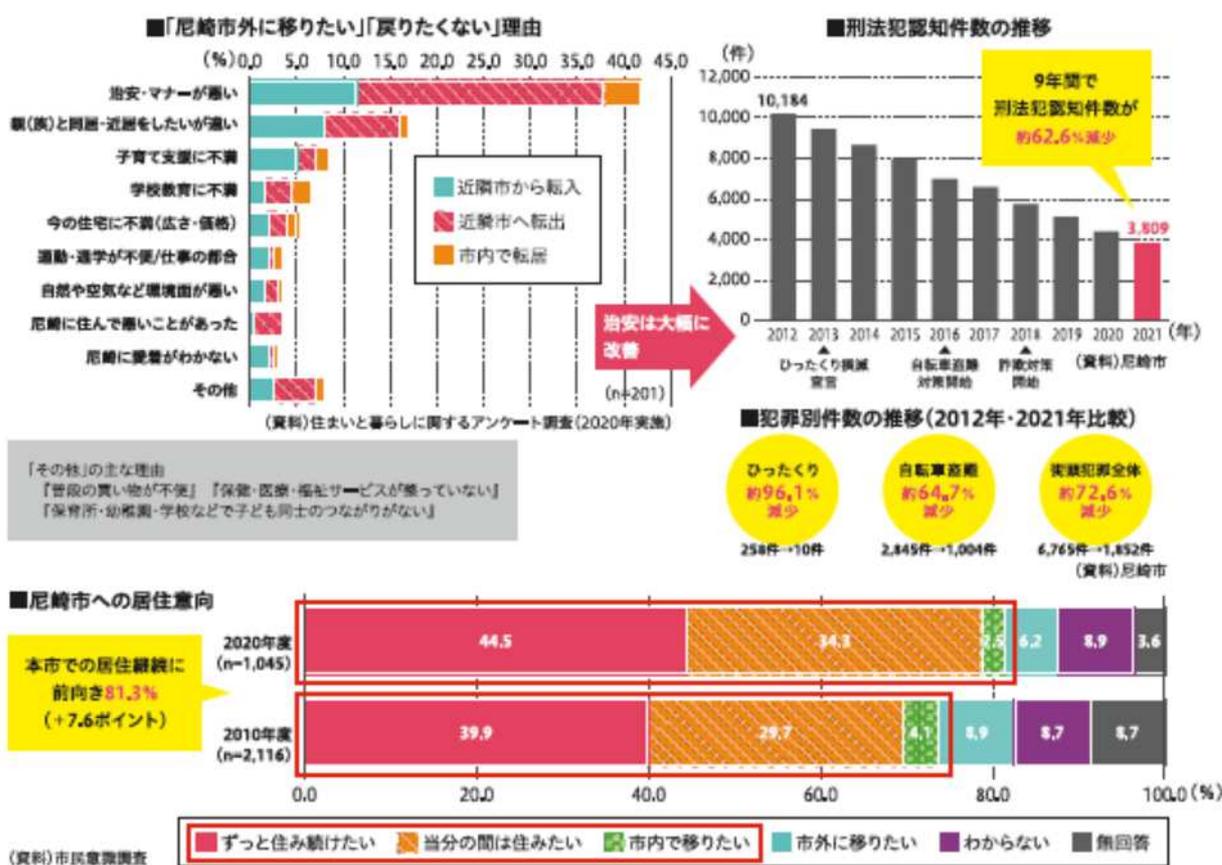
市は、第6次総合計画における「まちづくり構想」において、いわゆるファミリー世帯の転出超過を市の克服すべき重要な課題として挙げており、近時、尼崎市に隣接する大阪府において高校授業料無償化というファミリー世帯にとって魅力的な施策も打ち出される中で、将来の市の税収、活気にあふれたまちづくりの観点等から、ファミリー世帯の転出を食い止め、転入を促すための施策について、適正かつ効果的な事務執行が行われているかどうかを検討・検証することは有意義であると考えられる。

そこで、本監査においては、ファミリー世帯の定住・転入を促すための「良好

な住環境の維持・創造にかかる事務の執行」をテーマとすることを決定した。

第2 転入・転出の理由

尼崎市においては、上記ファミリー世帯の転出動機を調査するために、市民を対象として、令和2年（2020年）に「住まいと暮らしに関するアンケート」が実施され、同アンケート（下記表を参照）において、「尼崎市外に移りたい」「戻りたくない」理由として上位に挙げられたのは、①治安・マナーが悪い、②親族との距離が遠い、③子育て支援への不満、④学校教育への不満、⑤住宅の条件への不満、⑥通勤・通学の不便さへの不満、⑦自然環境を含めた環境面への不満、⑧尼崎に愛着がわかない等であった。



よって、ファミリー世帯の定住・転入を促すためには、上記各理由を改善し、不満を取り除くことに結びつく施策・事業が効果的であると考えられたが、②⑥については市の施策の問題というよりは市民の個人的な選択がもたらした不便という側面が強いことから、上記各理由を考慮して検討すべき施策としては、①治安・マナーの改善（生活安全）、③子育て支援、④学校教育、⑤住宅環境、⑦自

然環境を含めたその他環境、⑧地域の一員としての帰属意識強化及び都市としての魅力・イメージのアップが残ることになったが、③については令和元年度の、④については平成26年度の包括外部監査テーマとなっていることから、監査対象となる施策・事業からは除くこととした。

上記監査対象となる施策は、再編された令和5年度事務事業シート（令和4年度決算）の施策表分類においては、①生活安全、②都市機能・住環境、③環境保全・創造、④地域コミュニティ・学び（地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進）、⑤地域コミュニティ・学び（まちの魅力を高める文化芸術活動の推進）及び地域経済・雇用就労（観光振興による地域経済の活性化と魅力向上）に該当すると考えられたが、ファミリー世帯の定住・転入を促す要素としては⑥行政運営（市民サービスの充実及びシティプロモーション）の施策も重要であると考えられることから、これらを含めた6施策を監査の対象とすることに決定した。

なお、④及び⑤については上記アンケート結果を元に、本報告書では④地域コミュニティ・学び、⑤まちの魅力向上としてまとめることとした。

また、上記アンケート結果は、高度経済成長期の大気・水質汚染、国道43号線沿いの騒音問題など、過去の尼崎市のイメージに引きずられている面も否めないのではないかと考えられたことから、真に治安・環境等が近隣の他の自治体と比較して悪いのか、治安・環境改善のためにどのような事業が実施されているのか、治安・環境等が改善されているのであれば、その旨が適切に広報され、市のイメージアップに結びついているか、という視点も考慮したうえで、監査を進めることとした。

第3 監査対象となる事業の選定

以上のとおり、本監査においては、監査対象となる6施策を抽出したうえで、予備調査において、各所管課に、それぞれの施策において実施する144の中事業の概要、中事業において実施される小事業の概要、各中事業・小事業の令和4年度決算額、小事業が委託・工事等の契約を含む場合には当該契約の内容等の一覧の開示を求め、本調査の対象となる小事業を絞り込む作業を行った。

絞り込みの作業においては、直近の包括外部監査の監査テーマとなっている補助金、指定管理者制度については、重複を避けるために、当該監査の監査年度以前に事業が開始されたもの（当時監査対象となり得た事業）については原則として本調査の対象から外した。

もっとも、委託契約については、平成29年度の監査テーマとなっているものの、契約自体の数が極めて多い中で、平成29年度包括外部監査の結果報告書に

おける指摘・意見の対象となった委託契約が54契約に限定されていることから、契約の始期が監査対象年度（平成28年度）以前であるというのみで機械的に監査対象から外すことはせず、契約の目的、金額、随意契約か否か等の観点から、本調査の対象とするかどうか実質的に検討を行った。

また、尼崎市の財政への影響の程度を考慮して、中事業単位で令和4年度決算見込額が100万円を下回る事業については、原則として本調査の対象から除くこととした。

第4 監査の結果・意見の対象となった中事業・小事業の一覧

以上の過程を経て、抽出した中事業・小事業について本調査（簿冊の閲覧、所管課へのヒアリング等）を行い、最終的に監査の結果・意見の対象となる小事業（中事業のみで小事業に分かれていないものは中事業）を絞り込む作業を行うに当たっては、「当該事業の目的がファミリー世帯の定住・転入の助けとなるものであるか」「定住・転入の動機としてどの程度直接影響する事業か」も考慮したうえで、財務事務の執行の適法性、合目的性、有効性、効率性等の観点から問題がないかを精査した。

監査の結果・意見の対象となった中事業・小事業は以下のとおりである。

施策名	中事業	小事業	結果・意見の別
生活安全	自転車のまちづくり推進事業費	グッと！尼リンサポーター制度関係事業費	意見1
	交通安全推進事業費	自転車関連事故マップ等関係事業費	意見2
	街頭犯罪防止等事業費	可動式防犯カメラ設置運用事業費	意見3
	駅周辺放置自転車対策事業費	自転車等駐車場指定管理者管理運営事業費	意見4
		放置自転車等対策事業費(指定管理者関連)	意見5

	駐輪施設等維持管理事業費	自転車等駐車場管理運営事業費	意見 6
		自転車等駐車場管理運営事業費(券売機)	意見 7
	町会灯助成事業費	町会灯助成事業費	意見 8
都市機能・住環境	公園維持管理事業費	公園維持管理事業費(枠配分・維持管理経費)	意見 9
			意見 10
			意見 11
			意見 12
		公園維持管理事業費(投資分) A	意見 13
		中央公園等維持管理事業費(枠配分)	意見 14
			意見 15
			意見 16
			意見 17
		公園維持管理事業費(枠配分・維持管理経費(フィールド))	監査の結果 1
			意見 18
			監査の結果 2
	公園保護育成事業費(枠配分)	意見 19	
		監査の結果 3	
	公園保護育成事業費(執行体制の見直し分)	意見 20	
		意見 21	
			監査の結果 4
	花と緑のまちづくり推進事業費	緑の普及啓発事業	意見 22
	水路維持管理事業費	水路維持管理事業費(緊急浚渫推進事業)	意見 23
空家対策推進事業費	連携推進事業費	意見 24	
		意見 25	
	空家等除却補助事業費	意見 26	

	すまいづくり支援・ 情報提供事業費	マンション管理適 正化推進事業費	意見 2 7	
	道路橋りょう維持 管理事業費	道路橋りょう維持 管理事業費（枠配）	意見 2 8	
		道路橋りょう維持 管理事業費（単年 度）	意見 2 9	
			意見 3 0	
環境保全・創造	自動車公害対策事 業費	自動車公害対策事 業費（維持管理経 費）	意見 3 1	
		自動車公害対策事 業費（単年度）		
		自動車公害対策事 業費（枠配分・その 他経常）		
	大気汚染対策事業 費	環境情報システム 更新事業費		
		大気汚染対策事業 費（維持管理経費）		
		大気汚染対策事業 費（枠配分）		
	水質汚濁・土壌汚染 対策事業費	水質汚濁対策事業 費（維持管理経費）		
		水質汚濁対策事業 費（枠配分）		
	農業公園管理事業 費	農業公園管理事業 費		監査の結果 5
				意見 3 2
監査の結果 6				
意見 3 3				
次期焼却施設等整 備事業費	次期焼却施設等整 備事業費	意見 3 4		
焼却施設等維持管 理事業費	焼却施設等維持管 理事業費（枠配分）	意見 3 5		

	資源リサイクルセンター管理事業費	資源リサイクルセンター管理事業費	監査の結果 7
			監査の結果 8
			監査の結果 9
			意見 3 6
	産業廃棄物対策事業費	産業廃棄物対策事業費（枠配分）	意見 3 7
	ごみ減量・リサイクル推進事業費	市民工房管理運営事業費	意見 3 8
	ごみのないまちづくり事業費	不法投棄等防止対策事業費	監査の結果 1 0
		まちなみ美化推進事業費	監査の結果 1 1
			意見 3 9
	し尿収集委託事業費	し尿収集委託事業費	監査の結果 1 2
地域コミュニティ・学び	みんなの尼崎大学事業費	みんなの尼崎大学事業費	監査の結果 1 3
	みんなの尼崎大学事業費	みんなの尼崎大学事業費	意見 4 0
	地域資源情報公開システム事業費	地域資源情報公開システム事業費	意見 4 1
	サンシビック尼崎予防保全事業費	サンシビック尼崎予防保全事業費	意見 4 2
	学びと活動推進事業費	生涯学習推進事業費	意見 4 3
		特色ある地域活動推進事業費（武庫）	意見 4 4
生涯学習プラザ管理運営事業費	各生涯学習プラザ施設運営事業費	意見 4 5	
まちの魅力向上	若者の夢創造・発信事業費	あまらぶアートラボ運営事業費	意見 4 6
			意見 4 7
			意見 4 8
	観光地域づくり推進事業費	観光地域づくり推進事業費	意見 4 9
	尼崎城魅力向上事	尼崎城魅力向上事	意見 5 0

	業費	業費	
	尼崎城址公園指定 管理者管理運営事 業費	尼崎城址公園指定 管理者管理運営事 業費	意見 5 1
行政運営	インターネット活 用事業費	インターネット活 用事業費（経常）	意見 5 2
		インターネット活 用事業費	
	都市イメージ向上 推進事業費	都市イメージ向上 推進事業費	
	公共施設予約シス テム関係事業費	公共施設予約シス テム関係事業費	意見 5 3
		公共施設予約シス テム関係事業費（投 資）	
公共施設マネジメ ント推進事業費	公共施設マネジメ ントシステム関係 事業費	意見 5 4	

第3章 尼崎市における契約に関する規程、制度及び運用

第1 はじめに

前述したとおり、本監査においては、良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について、ファミリー世帯の定住・転入という視点から、①生活安全、②都市機能・住環境、③環境保全・創造、④地域コミュニティ・学び、⑤まちの魅力向上、⑥行政運営の6つの施策分野について監査対象となる事業を選定し、本調査を行った。

次章では、それぞれの施策分野において、中事業、小事業ごとに監査の結果・意見について報告するものであるが、監査の結果・意見においては、事業に含まれる契約の締結方法、当該契約が随意契約である場合には随意契約を選択した理由・根拠、受託者・受注者からの事業実施報告の内容の妥当性等を対象にするものが多い。

よって、次章において共通の問題点として指摘する上記契約に関する事項について、理解の助けとなるよう、本章では前段として、契約全体に共通する規程、制度及び運用について概説する。ただし、本章の趣旨及び目的に必要な範囲内での説明にとどめ、網羅的な説明は避けている。

契約に関する法令、尼崎市の例規その他の準則は、本章末尾の別表のとおりである。なお、市における例規及び運用については、適宜、総務局行政マネジメント部契約課（以下本章において「契約課」という。）及び資産統括局技術監理部技術監理課との間で質疑応答を行った。

第2 契約の方法について

1 定義（競争入札と随意契約）

競争入札とは、一般競争入札及び指名競争入札をいう。

一般競争入札とは、契約締結に当たって、公告を行い、入札への参加を希望する不特定多数の競争入札参加資格者の間で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法をいう。

指名競争入札とは、特定多数の競争入札参加資格者の中から資力、信用、技術、経験その他について適当と認める者を選考、指名して、その者の中で競争を行い、地方公共団体に最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法をいう。

随意契約とは、地方公共団体が、契約の相手方を選定する際に、一般競争入札、指名競争入札の競争入札の方法によることなく、特定の者を選考し、最も有利な

条件を提示した者と契約を締結する方法をいう（契約事務の手引1頁）。

2 一般競争入札が原則であること

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならず（地方財政法第4条第1項）、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされる（地方自治法第2条第14項）。

そして、一般競争入札は、地方公共団体にとっては価格の有利性を確保し得るものであり、受注者にとっては機会均等の理念に最も適合して公正であるから（最判昭和62年3月20日民集41巻2号189頁）、地方公共団体においては、原則として一般競争入札により契約しなければならないとされる（地方自治法第234条第2項）。

一方、随意契約には、地方公共団体にとって不利な条件で契約を締結してしまうおそれ（地方財務制度研究会「地方財務ハンドブック 第6次改訂版」204頁）、契約の相手方が固定化し、情実に左右されるなど公正を妨げるおそれ等の欠点がある（前掲最判）。

もっとも、随意契約には、手続が簡略で手続に要する経費が少なく、契約の目的・内容に相応する資力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定できるとの利点もある（前掲最判）。

そこで、欠点を補いつつ利点を生かすべく、随意契約によることができる場合が法定されている（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2）。

3 見積合わせ

次項4以下の、随意契約によることができる場合であっても、複数の者から見積書を徴収し、そのうち地方公共団体にとって最も有利な者を選定するのが適当である（地方財務制度研究会前掲213頁）。なぜなら、特定の受注者との癒着を回避することで、不当に高い代価の支払を予防するとともに、そうした疑惑を払拭して行政に対する市民の信頼を維持するという重要な意義があるからである（橋本勇「自治体財務の実務と理論 改訂版 違法・不当といわれないうために」494頁）。

尼崎市においても、2人以上の者から見積書を徴収することを原則とし（尼崎市契約規則第23条の3第1項本文）、「契約事務の手引」や「尼崎市随意契約ガイドライン」においても重ねて注意喚起がなされている。

これを、見積合わせ（競争見積方式）という（尼崎市随意契約ガイドライン3）。

4 プロポーザル方式（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

一般競争入札では、主に価格を基準として契約の相手方を決定することとなるが、価格以外の要素を考慮したい場合であって総合評価方式の入札（地方自治法施行令第167条の10の2第1項）に適しないときや、詳細な発注仕様を確定せずに合理的な業務方法の提案を受けて選定したい場合等においては、プロポーザル方式（企画競争）による随意契約が有益である。

すなわち、プロポーザル方式とは、受注候補者から業務実施の体制、方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、受注者をヒアリングしたうえで、最も適した受注者を選定する方法であり（江原勲「詳説自治体契約の実務」103頁）、競争を意識した随意契約の特殊型と言える。

プロポーザル方式は、契約のうち、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当するものとして許容される。

5 一者特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(1) 定義及び尼崎市における運用

上記4と同じく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づくものであるが、内容は大きく異なる。見積合わせを実施せず、市が特に用命したい一者のみとの間で随意契約を行う方法をいう。

そもそも「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」（同号）とは、契約の目的・性質・内容に照らし、契約相手方の資力・信用・技術・経験等を考慮して選定することが妥当であって地方公共団体の利益増進につながる場合を意味する。その判断には、個々の具体的事情を踏まえた合理的な裁量が予定されている（最判昭和62年3月20日民集41巻2号189頁）。

ただし、看過しがたい過誤・欠落のある調査・審議に依拠した判断（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）や、明らかに事実の基礎を欠く判断等（最判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁）は、裁量を逸脱し違法となる。なお、裁量内であっても不当と言えるときは監査対象となる（前掲最判昭和62年3月20日の解説（判例タイムズ633号117頁））。

尼崎市では、さらに進んで、「契約の内容」などに照らし「当該契約の相手方以外の第三者に履行させることが…性質上不可能であるかどうか」「その相手方しか存在しないのか」という判断が必要であり、「業務等に精通している、納

入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはなりません。」「工夫しても競争入札にできないか。仕様書の内容に問題はないか。」(尼崎市随意契約ガイドライン4、5(2))、「1者しか納入できない物品を選定する場合には、その選定に合理性がなければ…その物品の選定自体が不当といえる。」(契約事務の手引12頁)など、不当性の防止をも視野に入れた踏み込んだ運用が求められている。

さらに、本監査において契約課から聴取した内容によると、他に受注可能と予想される者があるときは入札又は見積合わせが必要であるし、過去には一者のみ受注可能であったとしても、新たに受注可能な者が現れることもあるので、過去に随意契約が許容されたのだとしても無条件にその更新が許容されるものではない、とのことである。また、公共調達においては公益性の考慮も予定されるが、「外郭団体を存続させるため」との理由の当否は、契約の目的及び内容と、当該団体の設立趣旨及び活動実態とに照らし、当該随意契約の締結が公益に適うものかとの判断次第である、とのことである。

(2) 総務局長通知等について

なお、尼崎市では、尼崎市契約事務規程第3条第2項第13号、総務局長通知(尼契第6770号 平成21年2月16日「尼崎市契約事務規程の制定及び平成21年度における契約事務の取り扱いについて(通知)」別紙Ⅱ-4、参考資料2Ⅱ4等)、契約事務の手引及び随意契約ガイドラインにおいて、「国又は他の地方公共団体」との契約に加え、「公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体」及び「市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体」との契約についても「性質又は目的が競争入札に適しない」ものに該当するとされている。

しかし、その解釈には注意を要する。そもそも、前記通知には、「所管課契約を認めることが、随意契約の理由を容認するものではないので注意すること。随意契約の方法により契約を締結するためには、当該条文(引用者注:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に当てはまる理由の合理性が必要なこと。」との注意書きがあり、解釈上、上記要件を満たす場合には、所管課限りで契約事務を行うことを認めたものにとどまる。ここに挙げられた類型に該当する場合に、直ちに一者特命随意契約の締結が正当化されることまでは意味しない。

すなわち、国又は地方公共団体の所有物件を対象とする等の場合にあっては競争の余地が乏しいと言える一方、公益法人が収益事業を行っており(公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第7号、第15条第2号、第19条等)、当該収益事業に属するものを対象として契約する場合には競争が存在する以上、契約内容の有利性及び機会均等の度外視は許されない。競争市場の有無、当該公益法人の存続を意図して契約することが実際に公益に適合するものか(市民のどういった利益を目的とし、実際に公益法人がそのような効果を挙げるものか等)、市にとって相当程度を超えて不利な契約となっていないか、他の事業者の受注機会の減少は公益をもって正当化される程度であるか等、実質的な判断が求められる。

6 少額随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5、尼崎市契約規則第23条)

予定価格が次の金額を超えないときは、随意契約によることができる。

契約の種類	上限金額(尼崎市)
工事又は製造の請負	1,300,000円
財産の買入れ	800,000円
物件の借入れ	400,000円
財産の売払い	300,000円
物件の貸付け	300,000円
上記以外のもの	500,000円

これは、競争入札手続の事務負担を考慮し、少額の契約については随意契約による簡易の事務処理を認めたものである。

ただし、本来は1件である契約を複数に分割して前記の金額を超えないようにするなど、予定価格を不当に操作して少額随意契約を行うことは許されない。市においても、「簡便であるとして、契約を故意に細分化するなど適用を図るようなことがあってはなりません。」(尼崎市随意契約ガイドライン4④)、「事務を簡便にするために、恣意的に契約を分割しないこと。」(契約事務の手引き「契約事務に携わる担当職員の心得」3(3)イ⑧)と注意喚起されている。

また、この行為は、金額次第では、市における決裁権限を定めた尼崎市事務処理規程の逸脱にも該当し得る。

なお、国では、少額の随意契約のうち特に合理的理由なく分割されているもの等は、一括するなどして競争入札すべきとされており(財計第2017号 平成

18年8月25日財務大臣通達「公共調達適正化について」1(2)③二)、地方公共団体でも同様の考慮が必要と考えられる。

ところで、少額随意契約にあっても、市においては原則として2人以上から見積書を徴収する見積合わせが要求される。ただし、所定の金額以下の工事等については、事務の簡素化及び能率向上の観点から、1人のみから見積書を徴収することによりとされている（尼崎市契約規則第23条の3第1項ただし書、尼崎市小工事施行規程第6条第1項、第1条、尼崎市小工事施行規程の運用について5）。

第3 契約金額について

1 総価契約（原則）

契約金額の総額を確定して契約する通常の方法である。この契約にあっては、給付の目的の内容、規格、数量、価格等が確定している。予算内で契約を執行すべきことからすると、この方法が原則である。

2 単価契約

給付の目的の規格及び単位当たりの価格を決定し、一定の期間内に給付を受けた実績数量を乗じて契約金額の総額を決定する方法であり、総価契約の例外をなすものである。

この方法には、発注予定数量を詳細に設計しなくても契約可能という意味で契約事務を効率化することができ、スケールメリットによる価格の低廉化にも期待し得るものであるが、上限が定まらないので、支払総額が増大し、予算額を超過するおそれがある。

そこで、尼崎市では、「単価契約にかかる予算執行に際しては、当該経費の歳出予算の範囲内で給付を受け、数量等については予算を超えることのないよう留意する必要がある」（契約事務の手引20頁）と注意喚起がなされている。

また、市においては、「尼崎市単価契約工事取扱要領」を策定し、単価契約により工事請負費及び委託料から執行するもののうち、原則として補修等維持管理を主目的とするものについて、予算統制及び合理化の要請に鑑み、適切かつ経済的な予算執行を図るために、その手続を定めている。

まず、「単価契約によることができるもの」として、「①契約の性質上総価契約によることが物理的に不可能な場合の契約、即ち、一定期間を決めて行う継続的給付契約のように、契約上その数量を決定することができないものについて、単価を契約の主目的とし、期間を区切ってその供給を受けた実績数量に単価を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約であること」又は「②市民サー

ビスに即応する観点から事務処理の便宜を図る場合の契約であって、同種の契約で比較的少ない数量及び金額のものを反復継続して行う場合の契約、即ち、その都度契約することが事務的に煩雑であることにより、期間を区切ったその実績数量に単価を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約であること」のいずれかの要件を満たすことが必要である（同要領1）。

また、個別の発注においては、執行限度額を300万円未満として、「単価契約工事等指示書」に必要事項を記入し（なお、この指示書1通に対応する業務を「一工事等」と称している。）、その予定金額に係る決裁権者の決裁を得たうえで、請負人（受注者）又は受託者に指示を出すこととしている（同要領3及び4）。

このように、市においては、単価契約に関しても予算統制が図られている。

3 設計変更による契約金額の変更

設計変更とは、工事等の実施に当たり、契約の目的の同一性を失わない限度で設計仕様の一部を変更することをいう（契約事務の手引18頁）。

一者特命随意契約の場合を除き、公正・公平な競争を経て契約が締結されている以上、これを安易に変更すると当初の契約手続の意味が失われてしまう。したがって、真にやむを得ない場合を除き、変更は認められない。変更見込金額が契約金額の30%を超えて変動する場合にあっては、原則として、設計変更ではなく新たに別契約を締結する必要がある（尼崎市工事施行規程等の運用について6(22)）。

第4 代金等の支払方法について

1 支出の原則

普通地方公共団体の会計管理者は、法令又は予算に違反していないこと（一方に違反してもよいという意味ではない）及び債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができない（地方自治法第232条の4第2項）。

なお、債務が確定していることとは、債務の存在のみならず、その金額まで確定していることを意味する（橋本前掲441頁）。

また、上記第2の2で述べたとおり、地方公共団体は、必要最小限度を超えて支出してはならず（地方財政法第4条第1項）、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない（地方自治法第2条第14項）以上、契約においては、相手方による契約不履行のリスクを回避すべく、反対給付の履行が完了してから代金等を支払うことが合理的ということになる（橋本前掲442頁）。すなわち、原則として履行期が到来している場合に限って支出すべきこととなる。

2 前金払

前金払とは、履行期前に経費の全部又は一部を支出することをいい、例外的な取扱いとされている。

前金払は、地方公共団体にとって、相手方による契約不履行のリスクを甘受することを意味する以上、法定の場合に限られる（地方自治法施行令第163条、尼崎市財務規則第58条）。

3 概算払

概算払とは、債務が未確定のまま概算額を支出することをいい、前金払と同様、例外的な取扱いとされている。

これは、前金払の性質を伴っている（橋本前掲443頁）。すなわち、地方公共団体は、相手方による契約不履行のリスクを甘受することになるうえ、実際の債務の金額を超えて過剰に支出するリスクをも甘受することになる以上、やはり法定の場合に限られる（地方自治法施行令第162条、尼崎市財務規則第55条）。

なお、債務の確定後、10日以内に精算しなければならない（同規則第56条第1項）。

別表 契約に関する法令、尼崎市の例規その他の準則

以下の記載は、関係箇所のみを抜粋し、可読性向上のため改行する、漢数字を算用数字に改める、半角文字を全角文字とする等の編集を加えている。また、参照の便宜のため、本文の順序に従い、重複をいとわず記載した部分がある。

第2の2 一般競争入札が原則であること 関連

地方財政法

(第4条第1項)

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

地方自治法

(第2条第14項)

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(同条第16項)

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

(第234条第1項)

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(同条第2項)

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

尼崎市 随意契約ガイドライン (平成26年10月1日 総務局行政マネジメント部契約課)

1 はじめに (抄)

今後、更なる契約事務の適正化に向けて、一般競争入札を原則とする契約において、必要以上に随意契約の方法によることのないよう契約事務について改めて点検するとともに、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保することを目的として、「尼崎市随意契約ガイドライン」を定め、例外的方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すこととしました。契約事務を取り扱う所属におかれましては、このガイドラインを活用していただき、契約事務の適正な執行に努めてください。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象となる契約は、市長部局が締結する全ての契約とします。

3 随意契約とは (抄)

「随意契約」とは、競争入札の方法によらないで、任意の特定の相手方を選択して締結する契約方法をいいます。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札と比べて手続が簡略化でき、その運用が適切に行われれば、有用な契約方法といえます。しかしながら、地方公共団体の契約は、一般競争入札を原則としていることから、安易に随意契約とすることは、厳に慎まなければなりません。…

<注意>

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件(割高な価格)による契約の締結までを許容したものではありません。市にとって有利な価格で契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約を通じて適用される不変の大原則です。

第2の3 見積合わせ 関連

尼崎市契約規則 (昭和41年3月15日規則第9号)

(第23条の3第1項)

市長は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を示して2人以上の者から見積書その他市長が定める書類(以下「見積書等」という。)を徴さなければならぬ。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

契約事務の手引 (平成31年1月 総務局行政マネジメント部契約課)

7 随意契約の執行 (抄)

この場合においても競争の原則を逸脱すべきではなく、(引用者注 所定の例外事情のない限り)必ず「見積合せ」を行わなければならない。

尼崎市 随意契約ガイドライン (平成26年10月1日 総務局行政マネジメント部契約課)

3 随意契約とは (抄)

…複数の者より見積書を徴する「競争見積方式(見積合せ)による随意契約…

…随意契約の執行に当たっても、競争することにより、有利な契約を締結することができる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴するものとなります(尼崎市契約規則(以下「契約規則」という。)第23条の3参照)。

第2の4 プロポーザル方式 関連

地方自治法

(第234条第2項)

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約事務の手引(平成31年1月 総務局行政マネジメント部契約課)

7 随意契約の執行(抄)

なお、価格による競争が適当と言えないものについて、複数の業者から提出された「提案書」の比較検討により、契約の相手方を決定する方法(プロポーザル方式)も随意契約に該当する(令167条の2第1項第2号)。

尼崎市 随意契約ガイドライン(平成26年10月1日 総務局行政マネジメント部契約課)

5 随意契約ができる場合(抄)

(2) 2号随意契約

【注意】

(引用者注 随意契約の一方法として)仕様内容を民間事業者のノウハウを活用することにより、より一層成果の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式が挙げられますが、これらの方式の採用に当たっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、市のホームページ等を利用した公募型を原則とし、契約の相手方の選定に当たっては、審査委員会を設置することが望まれます。

※参考情報 総合評価方式の入札

地方自治法

(第234条第3項)

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令

(第167条の10の2第1項)

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

第2の5 一者特命随意契約 関連

地方自治法

(第234条第2項)

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約事務の手引(平成31年1月 総務局行政マネジメント部契約課)

7 随意契約の執行(抄)

この場合においても競争の原則を逸脱すべきではなく、…

ただし、契約の性質上、特定の者と契約しなければ契約の目的を達することができない場合がある。このような場合には、一者随契といわれる方法で、その特定の者と契約を行うこととなる。一者随契においては、本来競争すべきものが競争できない特別かつ正当な理由が必要となる。よって、1者しか納入できない物品を選定する場合には、その選定に合理性がなければ、特命随契等の要件を満たしていたとしても、その物品の選定自体が不当といえるので、選定に際しては十分注意を払う必要がある。

尼崎市 随意契約ガイドライン（平成26年10月1日 総務局行政マネジメント部契約課）

3 随意契約とは（抄）

…随意契約の相手方を決定する方法には、単数の者より見積書を徴する特命随意契約（1者特命随意契約）と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式（見積合せ）による随意契約」とがあります。

「1者特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれを適用するかについては、地方自治法、同法施行令やその業務内容を基に適正に判断をしなければなりません。…競争することにより、有利な契約を締結することができる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴するものとなります（尼崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第23条の3参照）。

4 留意すべき事項（抄）

① 「政令で定める場合に該当するときに限り」行うことができるのであって、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するのか、必ず確認を行い、その根拠を決裁に明記してください。

② 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはなりません。

③ 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則です。

□ 工夫しても競争入札にできないか。仕様書の内容に問題はないか。

5 随意契約ができる場合（抄）

(2) 2号随意契約

ここで、「その性質又は目的」（引用者注 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されます。

1者特命随意契約を締結する場合には、この条文を根拠とすることが一般的です。

【要点】

当該契約の相手方以外の第三者に履行させることが、業務の性質上不可能であるかどうか。…

単に「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等のみをもって当該契約者を限定していないか。…

【工事等】

① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

【物品・業務委託等】

③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合

④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術（特許等）を必要とする場合

⑤ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合

⑥ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合

⑦ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システムの開発者以外の者にプログラムの増

設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合

⑩ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしている者に委託する場合

⑪ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

尼崎市契約事務規程（平成21年2月16日訓令第1号）

（第2条）

（1）契約事務 見積書の徴収、予定価格及び契約の相手方の決定、契約の締結その他これらに付随する事務をいう。

（第3条第1項）

総務局行政マネジメント部契約課長（以下「契約課長」という。）は、次項各号に掲げる契約以外の契約について契約事務を行うものとする。

（同条第2項）

所管課長は、次の各号に掲げる契約について契約事務を行うものとする。

（13）その他総務局長が適当と認める契約

尼崎市総務局長通知（尼契第6770号）平成21年2月16日「尼崎市契約事務規程の制定及び平成21年度における契約事務の取り扱いについて（通知）」（抄）

5 契約事務規程第3条第2項第7号の「総務局長が別に定めるもの」及び同項第13号の「総務局長が適当と認める契約」については、別紙のとおり定めたので通知します。

（別紙）

II 契約事務規程第3条第2項第13号の総務局長が適当と認める契約

4 国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体との契約注）1者特命随意契約の理由について

所管課契約を認めることが、随意契約の理由を容認するものではないので注意すること。随意契約を締結するためには、当該条文（引用者注 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に当てはまる理由の合理性が必要なこと。

（参考資料）

2 尼崎市契約事務規程に基づき、総務局長が定めるもの等について

II 契約事務規程第3条第2項第13号の「総務局長が適当と認める契約」

4 国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体を相手方とする契約

…市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体とは、次の団体などが該当します。（引用者注 令和3年2月10日現在）

- ①尼崎市土地開発公社、②一般社団法人あまがさき観光協会、③公益財団法人尼崎市文化振興財団、④公益社団法人尼崎人権啓発協会、⑤社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団、⑥公益財団法人尼崎健康医療財団、⑦公益財団法人尼崎口腔衛生センター、⑧公益財団法人尼崎環境財団、⑨公益社団法人尼崎市シルバー人材センター、⑩尼崎中高年事業株式会社、⑪公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、⑫尼崎都市開発株式会社、⑬アミング開発株式会社、⑭公益財団法人尼崎緑化公園協会、⑮公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団、⑯尼崎意交通事業振興株式会社、⑰社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会、⑱一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所、⑲株式会社エーリック

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

（第5条）

行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

7 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第2の6 少額随意契約 関連

地方自治法

(第234条第2項)

前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(第167条の2第1項第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。【⇒ 尼崎市契約規則第23条】

(別表第5) (引用者注 報告書が横書きである都合上、上欄を左に、下欄を右に表示する。)

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。 以下この表において同じ）	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

尼崎市契約規則（昭和41年3月15日規則第9号）

(第23条)

令（引用者注 地方自治法施行令）第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

尼崎市契約事務規程（平成21年2月16日訓令第1号）

(第2条)

(1) 契約事務 見積書の徴収、予定価格及び契約の相手方の決定、契約の締結その他これらに付随する事務をいう。

(第3条第1項)

総務局行政マネジメント部契約課長(以下「契約課長」という。)は、次項各号に掲げる契約以外の契約について契約事務を行うものとする。

(同条第2項)

所管課長は、次の各号に掲げる契約について契約事務を行うものとする。

- (2) 工事の請負に関する契約で1件当たりの予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が1,300,000円以下のもの
- (3) 修繕に関する契約で1件当たりの予定価格が500,000円以下のもの
- (4) 物品の買入れに関する契約で1件当たりの予定価格が100,000円以下のもの

- (5) 印刷物の発注に関する契約で1件当たりの予定価格が 100,000円以下のもの
- (6) 土質調査、測量、樹木のせん定、除草、しゅんせつ、区画線の焼付け等に関する契約で1件当たりの予定価格が 500,000円以下のもの
- (7) 役務の提供を受ける契約又は業務委託に関する契約で、1件当たりの予定価格が 500,000円以下のもの（総務局長が別に定めるものを除く。）
- (10) 物品の借入れに関する契約で1件当たりの予定賃借料の総額が 400,000円以下のもの
- (11) 物品の売払いに関する契約で、1件当たりの予定価格が 300,000円以下のもの…

尼崎市契約事務の手引（平成31年1月 総務局行政マネジメント部契約課）

契約事務に携わる担当職員の心得（抄）

3 (3) イ⑧ 適法な少額随意契約

少額な契約手続（少額随意契約）であっても、法令等に基づいたルールに従ってきちんと行わなければならない。事務を簡便にするために、恣意的に契約を分割しないこと。

尼崎市 随意契約ガイドライン（平成26年10月1日 総務局行政マネジメント部契約課）

3 随意契約とは（抄）

<注意>

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではありません。市にとって有利な価格で契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約を通じて適用される不変の大原則です。

4 留意すべき事項（抄）

④ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化するなど適用を図るようなことがあってはなりません。

5 随意契約ができる場合（抄）

(1) 1号随意契約（いわゆる少額随意契約）

この場合にあっても、「契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を示して2人以上の者から見積書その他市長が定める書類を徴さなければならない」（契約規則第23条の3第1項）とし、競争見積方式（見積合せ）による随意契約を原則としています。

（引用者注 小工事は例外的に1者見積りが許容されている。なお、予定価格10万円超の物品の買入れ、印刷物の発注については、少額随意契約であっても契約課が契約事務を行うこととなる。）

尼崎市契約規則（昭和41年3月15日規則第9号）

（第23条の3第1項）

市長は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を示して2人以上の者から見積書その他市長が定める書類（以下「見積書等」という。）を徴さなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

尼崎市小工事施行規程（昭和59年8月1日訓令第10号）

（第1条）

市が発注する請負に係る工事（工事に類する業務委託を含む。以下「請負工事」という。）で、その設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が 1,300,000円（修繕料で施行する工事及び工事に類する業務委託にあつては、500,000円）以下のもの（地方公共団体その他の公法人に委託し、又はこれらから受託して施行する請負工事を除く。以下「小工事」という。）の施行及びこれに付帯する事務の処理については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（第6条第1項）

工事担当課長は、小工事の施行が決定したときは、契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を示して、業者から見積書を徴収しなければならない。

尼崎市小工事施行規程の運用について（昭和59年8月1日尼土総第216号 各局室長あて 助役通達）

- 1 (1) 修繕料で施行する工事は、おおむね次のとおりであるが、1件の設計金額が 500,000円を超えるも

のは工事請負費で施行する工事となるので、特に留意すること。

- ア 建物、構築物等施設の補修工事
- イ 工作物等の補修工事
- ウ 電気、ガス、水道等の補修工事
- エ 建物、構築物、工作物、備品及び機械器具の塗装工事

なお、工事の施行に当たっては、意図的な分割発注を行うことにより、これを小工事として施行することは、厳に慎まなければならないこと。

1 (2) 工事に類する業務委託とは、工事の施行に当たり必要となる業務その他の業務で次に掲げるものの委託をいう。

- ア 測量業務
- イ 地質調査業務その他の調査業務
- ウ 設計業務
- エ 計画業務
- オ 点検業務
- カ 工事監理に関する業務
- キ 工事の施行場所の周辺住民に対する説明に係る業務
- ク その他樹木のせん定、除草、しゅんせつ、区画線の焼付け等に係る業務

5 見積書の徴収については、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第23条の3第1項本文の規定により2人以上の者から徴収すべきものとされているが、事務の簡素化及び能率向上の観点から、同項ただし書きの規定に基づき、1人の者のみから徴収することができることとした。

なお、契約金額の決定に当たっては、厳正を期すべきことはいうまでもない(第6条)。

尼崎市財務会計事務の手引 参考編（令和3年4月1日）

3 歳出の節と経費の内容（抄）

10 需用費（6）修繕料

市の所有する家屋、設備、備品等の修繕、部品の取替え等に要する経費である。修繕料は一般的に小規模でかつ使用価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とするものであり、これらの点において工事請負費と区別し経理されるものである。

<運用>

- ・ 備品、機械器具の修理部品代及び取替費用（昼の取替え、表替え、裏返しを含む。）。ただし、公有財産に属する機械器具類の修理及び取替費用で1件の予定額が 50万円を超えるものは工事請負費で支出する。
- ・ 建物、構築物施設の補修工事で1件の予定額が 50万円以下のもの
- ・ 工作物等の補修工事で1件の予定額が 50万円以下のもの
- ・ 電気、ガス、水道等の補修工事で1件の予定額が 50万円以下のもの
- ・ 建物、構築物、工作物、備品及び機械器具の塗装工事で1件の予定額が 50万円以下のもの

14 工事請負費

…当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約することによって成立する契約により支払われる経費であり、地方公共団体が工事の注文者となって支払う経費が工事請負費である。…

<運用>

- ・ 建物、構築物等の新築、増補改良及び1件の予定額が 50万円を超える補修工事
- ・ 土木工事（道路維持担当で年間単価契約により施行する道路復旧工事を含む。）
- ・ 電気、ガス、水道等の新設、増補改良及び1件の予定額が 50万円を超える補修工事
- ・ 塗装工事で1件の予定額が 50万円を超えるもの
- ・ 建物、構築物、工作物等の解体、撤去及び移設
- ・ 公有財産に属する機械器具類の修理及び取替費用で1件の予定額が 50万円を超えるもの

- ・ 土地整地工事
- ・ 金額にかかわらず、新設工事と補修工事が併存する場合

第3の2 単価契約 関連

尼崎市工事施行規程（昭和44年4月1日訓令第5号）

（第1条）

市が発注する請負工事（設計及び施工を一括して発注する方式等によるものを除く。以下「工事」という。）の施行及びこれに付帯する事務の処理については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（第3条）

国、地方公共団体その他の公法人に委託し、又はこれらから受託して施行する工事及び特別の理由によりこの規程によりがたいと認める工事については、別の方法により処理することができる。

尼崎市工事施行規程等の運用について（昭和44年4月1日尼土総第65号 各局室長あて 助役通達）

2（2）この規程は、市が発注する請負工事の施行及びこれに付帯する事務の処理についての一般的な事項を定めるものであること（第1条）。

エ 「別に定めがあるもの」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、尼崎市契約規則、尼崎市事務分掌規則（平成11年尼崎市規則第24号）、尼崎市事業所事務分掌規則（平成11年尼崎市規則第25号）、尼崎市事務処理規程（昭和38年尼崎市訓令第6号）、尼崎市財務規則（昭和39年尼崎市規則第24号）、尼崎市検査規程（昭和44年尼崎市訓令第6号）、尼崎市小工事施行規程（昭和59年尼崎市訓令第10号）その他における特別な定めをいうものであり、それらの定めがあるものについては、この規程の適用はないものであること。

2（4）国、地方公共団体、公社等の公法人に委託し、又はこれらの公法人から受託して施行する工事及び工事の性質等によりこの規程によりがたいと認める工事については、この規程によらず、施行方法について特に決裁を得るなど別の方法により処理することができることとしたこと（第3条）。

なお、この規定の運用に当たっては、安易に流れないよう特に留意する必要があること。

尼崎市単価契約工事取扱要領（昭和63年10月1日 資産統括局技術監理部技術監理課）

この要領は、尼崎市工事施行規程第3条に基づき、単価契約により工事請負費及び委託料から執行するもののうち、原則として補修等維持管理を主目的とするもの（以下「工事等」という。）について、予算統制及び合理化の要請にかんがみ、適正かつ経済的な予算執行を図るため、その手続きを定めるものである。

1 「単価契約によることができるもの」は、次のいずれかの要件を満たすものであること。

（1）契約の性質上総価契約によることが物理的に不可能な場合の契約、即ち、一定期間を決めて行う継続的給付契約のように、契約上その数量を決定することができないものについて、単価を契約の主目的とし、期間を区切ってその供給を受けた実績数量に単価を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約であること。

（2）市民サービスに即応する観点から事務処理の便宜を図る場合の契約であって、同種の契約で比較的数量及び金額のものを反復継続して行う場合の契約、即ち、その都度契約することが事務的に煩雑であることにより、期間を区切ったその実績数量に単価を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約であること。

2 「総括起案」（単価契約を行う旨の決裁）は、…単価契約により施行する理由及び工種の単価（設計単価）並びに事業概要を明記し、算定根拠等を添付のうえ、予定総金額に係る決裁権者の決裁を得ること。…

3 「個別起案」（一工事等ごとの施行決裁）は、…一指示書を一工事等として、その予定金額に係る決裁権者の決裁を得ること…。

4 「一工事等の執行限度額」は、300万円未満とすること。

契約事務の手引（平成31年1月 総務局行政マネジメント部契約課）

11-2 単価契約（抄）

単価契約にかかる予算執行に際しては、当該経費の歳出予算の範囲内で給付を受け、数量等については予算を超えることのないよう留意する必要がある。…

- (1) 単価契約の決裁区分については、あくまで、個々の単価契約の金額ではなく、予定総額（予算額）である。
- (2) 所管課で行う単価契約については、…単価契約の必要性（契約期間内において毎月発注があるが数量が不確定である等）を十分検討のうえ、施行決裁を起案する前に契約課に事前に届出を行ったうえで契約事務を行う必要がある。
- (3) 所管課で行うことができる単価契約は、契約事務規程に規定されているものに限定されていること（特定随意契約を含む。）。…
- (4) ガードマンにかかる単価契約については、契約課へ契約締結依頼すること。

第3の3 設計変更による契約金額の変更 関連

尼崎市工事施行規程（昭和44年4月1日訓令第5号）

（第34条第2項）

工事担当課長は、設計変更をしようとするときは、当該設計変更に係る設計図書を添付した工事変更施行決裁書（第10号様式）を起案し、決裁権者の決裁を受けなければならない。ただし、設計変更が軽微な場合及び突発事故その他の理由により急施を要する場合は、この限りでない。

尼崎市工事施行規程等の運用について（昭和44年4月1日尼士総第65号 各局室長あて 助役通達）

6（22）ア この設計変更は、真にやむを得ない場合に限り行われるべきであり、当初の設計を安易に考えてみだりに設計変更を行うべきでないこと。

イ 設計を変更することにより、その変更見込金額が契約金額の30パーセントを超えることとなる工事は、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、原則として、設計変更としては取り扱わず、別途の契約とする。

契約事務の手引（平成31年1月 総務局行政マネジメント部契約課）

9 契約の変更（抄）

契約の変更とは、契約の要素となる事項、すなわち、契約の目的（給付）、契約金額（対価）、契約の期間等を変更することをいう。…

9-1 契約変更の基本的な考え方

当初契約を価格競争により行った契約条項を変更することは、軽微な事項は別として原則として許されない。このことは、契約の全ての事項は価格競争の条件となったものであるから、これを契約締結後に変更することは、価格競争に付した趣旨に反し、公平・公正な価格競争であることに反することになるためである。…なお、安易な設計変更は、工事施行規程上も認められていないので、設計時に十分検討し設計する必要がある。

9-2 設計変更による契約変更

設計変更とは、工事等の実施に当たり、契約の目的の同一性を失わない限度において、設計仕様の一部に変更を行うことをいう。

…特定の業者と契約を結ぶために低価格で落札させ、その後、請負金額増額のために設計変更するなどは、明らかに不当であるので行ってはならない。なお、設計仕様の変更により契約の目的の同一性を欠くような場合は、設計変更の限度を超えたものというべきであり、別途契約が必要となる。

9-3 事情変更による契約変更

天災地変、社会情勢の急激な変動等により、物価、賃金が著しく変動したため、契約金額が不適当となったときは、契約金額を変更し、増額又は減額することができる（スライド条項）。

9-4 契約変更について

契約変更をする場合において、契約金額の増減又は履行期限の伸縮を必要とするときは、契約の相手方と協議したうえで、変更契約書を作成し、変更契約を締結しなければならない。…

- (1) 請負金額が増額した場合には、増額部分に対して契約保証金の追加が必要となる場合がある。
- (2) 履行期限を延期する場合は、変更契約を締結するまでに、履行保証保険等の保証期間の延長を行っておく必要となる場合がある。

第4 代金等の支払方法について 関連

地方自治法

(第232条の3)

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(第232条の4第1項)

会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

(第232条の4第2項)

会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(第232条の5第1項)

普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。

(第232条の5第2項)

普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。

地方自治法施行令

(第163条)

次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 1 官公署に対して支払う経費
- 2 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 3 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- 4 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料
- 5 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 6 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- 7 運賃
- 8 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

尼崎市財務規則(昭和39年4月1日規則第24号)

(第58条)

政令第163条第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次のとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 手数料

地方自治法施行令

(第162条)

次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 1 旅費
- 2 官公署に対して支払う経費
- 3 補助金、負担金及び交付金
- 4 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 5 訴訟に要する経費
- 6 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

尼崎市財務規則(昭和39年4月1日規則第24号)

(第55条)

政令第162条第6号の規定により概算払をすることができる経費は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による救護施設に入所させた場合の保護費
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による老人福祉施設に入所させた場合の経費
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による保育所等への入所若しくは家庭的保育事業等による保育又はこれらの委託の措置に係る経費
- (4) 削除
- (5) 損害賠償に係る諸経費
- (6) 委託費
- (7) 保険料
- (8) 補償金
- (9) 要保護及び準要保護児童生徒校外行事実施扶助費

(第56条)

- 1 概算払に係る経費を所管する課長は、概算払を受けた者をしてその事務完了後10日以内に精算せしめ、精算書を作成しなければならない。
- 2 概算払に係る経費を所管する課長は、前項の規定により作成した精算書に証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会計管理者は、次の各号に掲げる経費については、精算書の送付を省略させることができる。
 - (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる経費
 - (2) 旅費
 - (3) 共済負担金、労働保険料その他これらに類する経費
 - (4) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
 - (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者に支払う経費

尼崎市財務会計事務の手引 支出編（令和3年4月1日）

V 支出の原則（抄）

1 支出の原則とは

- (1) 正当債権者のために支出しなければならないこと。

支出する相手が正当債権者、もしくは債権者から正当に受領する権限の委任を受けた者、債権譲渡を受けた者、転付命令による差押債権者、債権者の所在不明等による供託、口座振替払等の方法により最終的にその支出が正当債権者に及ぶものである場合に限り支出できるということである。

- (2) 当該年度の予算から支出しなければならないこと。

会計年度独立の原則から当然のことである。

- (3) 債務が確定し、かつ、その履行期が到来していなければならないこと。

契約等で支払期日が定められていても、双務契約又はこれに類する行為については、相手方の反対給付又は行為があったことを確認した後でなければ支出できない。なお、この場合、単に債務が確定していることのみならず、その支出についての支出負担行為が法令又は予算に違反していないことを要件とするものである。

VI 支出の特例（抄）

3 前金払

- (1) 前金払とは

前金払とは、地方公共団体が、金額の確定した債務に対し債務の履行前に、その債務金額を相手方に支払う制度である。経費の支払は、本来その反対給付があつてはじめて支払うのを原則としているが、前金払でもってのはじめて経費支出の目的が達せられるもの、あるいは前金払でなければ経費支出の目的を失ってしまうような経費について、特に反対給付の履行をまた相手方に債務額を支払うことを認めているものである。

(2) 前金払をするときの注意点

- ア 前金払をすることができる経費には制限があること。
- イ 精算は原則として不必要であるが、履行確認のための検査は必要であること。

(3) 前金払をすることができる経費

前金払は、前金払によりはじめて経費の支出の目的が達せられるもの、又は前金払をしなければ経費支出の目的を失ってしまうような経費、すなわち自治令（引用者注 地方自治法施行令）第163条及び財務規則（引用者注 尼崎市財務規則）第58条に掲げる次の経費に限定され、それ以外についての前金払はできない。

(4) 前金払の精算

前金払の金額は、法令又は契約により確定しているものであるから、支払後、不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生じる場合のほか、その性質上精算を伴わないものである。

(5) 前金払についての参考事項

ア 部分払との相違

前金払と部分払との相違点は、前金払が相手方の債務が履行される前に支払うものであるのに対し、部分払は、相手方の債務の履行部分の割合に応じて支払う点である。

イ 年度区分との関係

前金払といえども、当該年度の予算に計上されている経費に限られる。すなわち、後年度に及ぶ部分の経費については、前金払はできず、また、たとえある経費を継続費としたとしても、当該年度の支出額に計上されていない限り、前金払はできない。

2 概算払

(1) 概算払とは

概算払とは、地方公共団体が支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することである。つまり、債権者は確定しているが、債務金額が未確定の場合にあらかじめ、一定の金額を債権者に交付し、後日、債権額が確定したときに精算する制度である。

(2) 概算払をするときの注意点

- ア 概算払をすることができる経費には制限があること。
- イ 概算払を受けた者は精算しなければならないこと。

(3) 概算払をすることができる経費

…自治令（引用者注 地方自治法施行令）第162条及び財務規則（引用者注 尼崎市財務規則）第55条に掲げる次の経費に限定され、それ以外についての概算払はできない。

(4) 概算払の精算

所管課長は、概算払を受けた者にその事務完了後10日以内に精算させ、精算書を作成しなければならない（財務規則第56条第1項）。概算払は、債務金額の確定前に支出する方法であるため、精算額が概算払額と同額であっても、同額であったという精算を必要とする。

第4章 監査の結果及び意見

第1 生活安全

1 中事業名：自転車のまちづくり推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課

<事業の概要>

「尼崎市における自転車のまちづくり」を掲げ、自転車の位置づけを「都市課題（事故・盗難・放置）」から「都市魅力（環境・健康・地域経済・観光・防災）」へ転換し、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。令和3年度から令和7年度まで間の推進計画が策定されている。

<令和4年度決算額> 567,898円

※ 中事業としての決算額は100万円未満であるが、尼崎市における自転車行政の重要性から、監査対象とした。

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア グット！尼リンサポーター制度関係事業費

小事業の名称	グット！尼リンサポーター制度関係事業費		
所管部署	危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課		
事業の目的・概要	「グット！尼っ子リンリンサポーター」の認定。 尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく役割を十分に理解し、様々なマナーのよい取組を行うなど、市の自転車のまちづくりをサポートしている団体や個人を認証し、広く周知する。		
事業開始年度	平成30年度		
主な根拠規定	尼崎市自転車のまちづくり推進条例		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	—

<監査の結果・意見>

【意見1】 制度の意義の再検証

尼崎市は、「グッと！尼っ子リンリンサポーター認定制度」につき、その制度意義を再検討したうえで、継続実施するか否かを検討すべきである。

(理由)

近年は、サポーターの認証実績がない。過去に認証した団体や個人に対し、認証を受けたメリットがあったかなどをヒアリングしたうえで、本認証制度を今後も存続させる意義があるか、検討すべき時期が到来していると考ええる。

2 中事業名：交通安全推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課

<事業の概要>

尼崎市の人身事故認知件数及び交通事故死傷者数は減少傾向にあるものの、さらなる交通事故の防止を図るため、段階的かつ体系的な交通安全教室を行うほか、広く市民に対し、交通安全思想の普及・啓発活動を実施することにより、交通事故のない尼崎を目指す。

<令和4年度決算額> 2,569,517円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 自転車関連事故マップ等関係事業費

小事業の名称	自転車関連事故マップ等関係事業費
所管部署	危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課
事業の目的・概要	交通安全教室や交通安全運動等による交通ルールの習得、交通マナー及び交通安全意識の向上を図る取組に加え、自転車関連事故の発生状況を基とした小学校区ごとの自転車関連事故マップについて、自転車関連施策を展開する上での基礎情報として更新を行い、引き続き、様々な施策を実施することで、自転車に関する交通ルール遵守とマナー向上を図る。 ①事故マップの情報を基に、事故の詳細な分析を行った上で、重点地区を選定し、当該地域の事故の傾向や地理的特徴に即した取組を実施する。

	②自転車関連事故マップを活用し、事故多発箇所における事故の原因や注意事項などを児童自ら考えるグループワークを実施する。 ③最低限守るべき交通ルールを記載した自転車ルールブックを作成し、自転車教室を受講する小・中学生に配付する。		
事業開始年度	平成30年度		
主な根拠規定	交通安全対策基本法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	283,941	330,434	326,919

(補足説明)

事故マップの情報を基に令和3年は「下坂部小学校区」を自転車関連事故対策の重点地区に選定し、特に事故の多い交差点で尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく自転車適正利用指導や公用車による音声啓発パトロールを実施した。

事故マップを活用し、事故多発箇所の現地写真を用いて原因等を児童自ら考えてもらうグループワークを実施した。

令和4年は、水堂小学校区を重点地区とした。また、自転車関連事故認知件数の減少を成果指標としている。

なお、自転車関連事故認知件数が令和元年785件であったものが、令和4年に485件に減少しており、成果の出ている事業であると考えられる。

<監査の結果・意見>

【意見2】 啓発活動の強化

尼崎市は、25歳～64歳の年齢帯向けの自転車事故防止に向けた啓発活動を強化すべきである。

(理由)

尼崎市では、自転車事故の当事者の年齢帯は、子どもや高齢者よりも、25～64歳の年齢帯の方が多い実情がある。児童・学生や高齢者への重点的な啓発活動が、自転車事故の減少につながっていることは事実であると考えられるが、現状として、25～64歳の年齢帯に対して、交通ルールとマナーの遵守を啓発するための効果的な施策がなされているとは言い難い。

3 中事業名：街頭犯罪防止等事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課

<事業の概要>

安全で安心な地域社会を実現するため、ひったくり防止や自転車盗難防止等に関する事業を実施する。

<令和4年度決算額> 15,323,103円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 可動式防犯カメラ設置運用事業費

小事業の名称	可動式防犯カメラ設置運用事業費		
所管部署	危機管理安全局 危機管理安全部 生活安全課		
事業の目的・概要	ひったくり発生現場が一定地域にとどまらず、その時々で変化することを踏まえ、特定位置に固定しない可動式の防犯カメラを設置・運用する。設置場所については、学識経験者からの意見等をもとに選定する。		
事業開始年度	平成27年度		
主な根拠規定	尼崎市可動式防犯カメラ設置運用要綱		
決算額(円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	5,156,250	4,911,025	4,790,940

(補足説明)

可動式防犯カメラの設置及び運用に関する業務を一括して、株式会社ベイ・コミュニケーションズに委託している(随意契約)。随意契約の理由については、決裁書において「可動式防犯カメラと本市生活安全課事務室に設置する管理用端末を接続する通信回線網のうち、防犯カメラの通信回線は、防犯カメラを定期的に移設することや、街頭犯罪等の事件発生時等には映像・画像を保存処理することから、高速かつ安定し、かつ映像を通信量による速度を制限することなく送れる地域BWA回線が不可欠であり、この地域BWA回線の基地局を市内において整備し、全市域において映像を送受信できるのは株式会社ベイ・コミュニケーションズのみである。当該可動式防犯カメラの運用にあたり、本市の仕様を満たせる事業者で、継続的に当該業務を委託できるのは同社のほかにないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう『性質又は目的が競争入札に適しないもの』に該当している。」と説明されている。

また、株式会社ベイ・コミュニケーションズは、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社に業務の一部を再委託している。その再委託費は1,277,000円である。

なお、画像は、警察から照会があれば、警察に対して提供をしており、令和4年度の提供件数は20件である。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 尼崎市可動式防犯カメラ設置運用業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
契約金額	4,790,940円(税込)
内容等	機器類の用意をはじめ、カメラの設置・撤去、保守管理、電柱等への申請関係及び電気代の支払等の業務を一括して委託する。

(補足説明)

当該契約については、ヒアリングの際に確認した資料によると、当初の予算額からは減額となっていたが、それは移設したカメラが、ひたたくり件数が減少した結果、予定されていた7台から4台に減ったことが理由であり、委託費の内訳となる項目の単価や数量について、交渉により減額されたからではない。また、防犯カメラ本体を市が使用できる根拠は、カメラの買い取り(所有権の取得)ではなく、受託者所有のカメラにかかるリース類似の契約による。

上記契約金額の内訳を見ると、管理費や移設経費等を除いた、カメラ1台当たりの設置運用にかかる年間の経費は①保守費用を含めた使用料194,700円(税込)②通信費49,632円(税込)の合計244,332円であり、これに使用する端末(PC)の使用料・通信料、管理費を加えると、移設経費を除いた、カメラ1台を稼働させるための費用は約268,000円である。

【意見3】 適正費用の再検証

尼崎市は、株式会社ベイ・コミュニケーションズが提示した業務委託金額が、適正な金額であるのか再検証したうえで、将来的には地域BWA回線を使用しない可動式防犯カメラを入札やプロポーザル方式で導入する等の選択肢も検討すべきである。

(理由)

市は、地域 BWA 回線を使用した可動式カメラ 16 台の設置及び運用に関する業務を、上述のとおり、同回線の基地局を市内において整備し、全市域において映像を送受信できる唯一の事業者である株式会社ベイ・コミュニケーションズに一者特命随意契約により委託している。

上述した委託金額が適正であるかについては、ヒアリングの過程で、近隣他都市が固定式防犯カメラの買取りをしており、その総額が 1 億円を超えている点と比較すると支出金額が大幅に抑えられているとの説明も得られたが、市では、本事業以外に地域団体に対する防犯カメラ設置補助事業も実施しており、本事業は、各地域に設置されている固定式の防犯カメラとは別に、これを補完する形で、16 台の可動式カメラを当該場所の犯罪発生頻度を考慮したうえで効率よく設置するものである。よって、本事業の委託金額と、上記 1 億円を比較することは必ずしも適当とは思われない。本事業により得られた効果と要した経費を、近隣他都市と適切な数値（耐用年数を考慮した 1 台当たりのコスト等）で比較しつつ検討し、委託金額の適正性について検討すべきと考える。

受託者の業務報告書の内容は、移設されたカメラ以外は、設置状況の写真と回線の通信状況が記載されているのみであり、しかも、1 年間の捜査機関への情報提供件数がわずか 20 件であることを考えると、カメラが設置されていること自体による犯罪抑止効果を考慮しても、カメラ 1 台当たり約 268,000 円という金額は割高であるように思える。

地域 BWA 回線使用のメリットについては一定の合理性はあるも、市では常時 16 台のカメラの映像をモニタリングし、犯罪を検知した場合に即時に警察への通報等を行っているわけではなく、近隣の西宮市では、地域 BWA 回線ではなくネットワーク型により、各カメラ内の SD カードに保存された映像を専用端末でダウンロードできる仕様、かつカメラ買取りの方式で、1 台当たりの年間コストが約 133,000 円との報告がなされていることも合わせて考えると、地域 BWA 回線を使用せずに、機動性のある可動式カメラを設置するなど（その場合は入札やプロポーザルにより競争原理を働かせることも可能となる。）、費用対効果を考慮した柔軟な仕様設定を検討する余地がある。

4 中事業名：駅周辺放置自転車対策事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 放置自転車対策担当

<事業の概要>

市立駐輪場の管理運営を行う指定管理者に、放置自転車対策関連事業

(撤去運搬・啓発整理・保管返還)を一体的に業務委託することによって、自転車等利用者の駐輪場利用促進及び駅周辺の放置自転車等の防止を図る。市内13駅を北西部地域、北東部地域、南部地域の3つの地域に分割し、市立駐輪場の管理運営を行う各指定管理者(プロポーザル方式で選定)が受託者となり、委託期間は、令和2年度から令和6年度末までの5年間である。

地域	自転車等駐車場	放置自転車対策関連事業対象駅
北西部	武庫之荘駅第1・立花駅第1～7、立花駅南地下	阪急武庫之荘駅、JR立花駅
北東部	JR尼崎駅南・北・阪急塚口駅南	阪急塚口駅・園田駅、JR尼崎駅・塚口駅・猪名寺駅
南部	出屋敷駅北	阪神電鉄各駅(6駅)

<令和4年度決算額> 424,596,105円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 自転車等駐車場指定管理者管理運営事業費

小事業の名称	自転車等駐車場指定管理者管理運営事業費		
所管部署	都市整備局 土木部 放置自転車対策担当		
事業の目的・概要	駅周辺の駐輪場の管理運営		
事業開始年度	平成27年度		
主な根拠規定	尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例		
決算額(円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	280,052,202	278,471,758	279,289,858

(補足説明)

市北西部、北東部、南部の3地域ごとに指定管理者を指定している。尼崎市は、指定管理者から、月例で事業報告を受け、また、年度末にも事業報告を受けている。

<監査の結果及び意見>

【意見4】 事業報告時の添付資料

尼崎市は、指定管理者から、年度末の事業報告において、管理業務及び自主事業の収支報告を受けているが、その際に、指定管理者から当該年度の監査報告書の提出を受ける必要性について検討すべきである。

(理由)

市は、指定管理者による業務執行が適正に行われたかについては、月例報告書及び年度終了後の事業報告書により十分確認できるという理由で、収支報告に監査報告書の添付を必須とはしておらず、参考資料として提出を求めるにとどまっており、現状では、指定管理者の一部から任意で監査報告書の提出がなされているのみである。

しかし、指定管理者の財務諸表が健全であることは、業務執行の適正への信頼確保につながるものであり、指定管理者の①破産手続開始②公租公課の滞納は指定取消の要件ともなっていることから、市にとって指定管理者自身の財務状況を知っておくことは、事業報告書の内容を詳細かつ適切にチェックする助けとなるものである。また、指定管理者にとっても、監査報告書の提出自体が物理的な負担となるものではないと考えられることから、収支報告に当たり監査報告書の提出を求めることが望ましい。

イ 放置自転車等対策事業費（指定管理者関連）

小事業の名称	放置自転車等対策事業費（指定管理者関連）		
所管部署	都市整備局 土木部 放置自転車対策担当		
事業の目的・概要	放置自転車対策業務（保管返還業務、撤去運搬業務）		
事業開始年度	平成27年度		
主な根拠規定	尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	119,137,790	137,445,108	139,740,297

(補足説明)

自転車等駐車場指定管理者管理運営事業において指定管理者として指定した事業者との間で、随意契約（一者特命随意契約）を締結している。これはもともと、同事業と放置自転車等対策事業とを一体的に業務遂行させることを想定しているためである。

令和4年度において撤去作業は、1月当たり38回（令和4年度実績年間456回）（撤去作業用のトラックが出動した回数）であるが、放置自転車台数

は、1日当たり、令和元年度は158台、令和2年度は131台、令和3年度は83台に減っており、本事業の成果は出ていると言える。なお、令和4年度の1日当たりの放置自転車台数は90台、令和5年度のそれは100台を超えているので、コロナ禍の収束とともに増加傾向もみられる。

<監査の結果・意見>

【意見5】 効果的な対策の再検討

尼崎市は、放置自転車の数を減らすために、これまでと異なる、より効果的な施策を検討すべきである。

(理由)

放置自転車台数の減少にはコロナ禍も一定程度影響していると考えられるが、コロナ禍前との比較でも、放置自転車の台数は減っていることから、尼崎市の施策において、放置自転車対策は一定の効果が出ていると考えてよい。もっとも、令和4年4月以降はコロナ禍による新たな行動制限はなされていない中で、令和4年度から令和5年度にかけて1日当たりの放置自転車が増えていることは、現行の放置自転車対策では、顕著な効果が表れにくくなっていることを示している。そこで、これまでとは異なる、より効果的な放置自転車対策の検討が望まれるところ、令和5年度から新たな試みとして祝日撤去が行われ、令和6年度からは日曜日撤去も計画されているとのことであるが、それでも効果が乏しいということであれば、現行の指定管理者への業務委託という枠組み自体の変更も視野に入れて検討を行うべきである。

5 中事業名：駐輪施設等維持管理事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 放置自転車対策担当

<事業の概要>

駐輪場施設や保管所の保全や機器等の保守及び駐輪マナー向上に係る啓発、サインキューブ（バリケードに代わる樹脂製の簡易な看板）等の配置による自転車等の放置の抑止抑制を図る。

<令和4年度決算額> 41,611,723円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 自転車等駐車場管理運営事業費

小事業の名称	自転車等駐車場管理運営事業費		
所管部署	都市整備局 土木部 放置自転車対策担当		
事業の目的・概要	塚口さんさんタウン建替えに伴う駐輪場用地の確保のために定期建物賃貸借契約を締結した。		
事業開始年度	令和4年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	5,188,708	2,156,800	3,844,466

(補足説明)

野村不動産から令和4年7月に建物を賃借しているが、これは塚口さんさんタウン建替に伴い駐輪場用地をほかに確保する必要があったからである。野村不動産とは定期建物賃貸借契約（契約期間30年）を締結しており（一者特命随意契約）、初年度の令和4年度は賃料年間1,666,666円、令和5年度から令和33年度までは年間3,333,333円、令和34年度は1,666,677円、賃料の総額は1億円である。令和4年度財務・行政監査において、上記1億円が修繕積立金相当分としてのものであるという所管課の説明に対し、根拠が示せないのではないかという指摘がなされている。

<監査の結果・意見>

【意見6】 適正賃料の判断資料

尼崎市は、賃料設定に当たり、賃貸人から提示された資料だけでなく、他の客観的な資料も検討したうえで、適正な賃料について検討すべきであった。

(理由)

30年間合計1億円という賃料設定につき、この金額が妥当であるとする根拠として、ヒアリングにおいては、「駐輪場用床購入の場合」及び「店舗用として賃借した場合」の2つの場合につき、それぞれ算出した30年間の維持費総額との比較で、より安価であるからという説明があった。

しかしながら、そこで用いられている比較対象の金額は、一者特命随意契約である本賃貸借契約の賃貸人である野村不動産から提供された金額であり、近隣の相場等からして客観性を有する金額と言えるのか、そもそも比較対象として適切であったのかという疑問は拭えない。

既に締結された本賃貸借契約について、上記野村不動産からの提供資料以外の締結時の客観的資料を取り付けることは、賃貸人との関係では無意味である

ので、措置を求めるものではないが、令和4年度の財務事務の執行として問題があったことは事実であることから、意見を付すものである。

イ 自転車等駐車場管理運営事業費（券売機）

小事業の名称	自転車等駐車場管理運営事業費（券売機）		
所管部署	都市整備局 土木部 放置自転車対策担当		
事業の目的・概要	駐輪場に券売機を導入し、効率的な運営を行う。		
事業開始年度	平成29年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	6,992,120	10,017,120	9,129,030

（補足説明）

株式会社エルコムは、平成29年5月22日に、尼崎市立自転車等駐車場一時駐車券売機の賃借及び保守契約について、競争入札で決定した事業者である。当該機器のリース契約は、5年間の長期継続契約が令和4年6月30日で終了するため、さらに1年間の再リース契約を締結することにした。

決裁書記載の随意契約の理由は、「当該機器の直近の保守点検から機器故障等の懸念事項がみられず次期においても使用が可能であることから尼崎市契約事務規程第3条第2項第13号に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に該当するため所管課による一者特命随意契約を実施する。」というものである。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 尼崎市立自転車等駐車場一時券売機器の賃貸借及び保守契約

契約日	令和4年7月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	株式会社エルコム
契約金額	783,750円（税込）（9月分）
内容等	駐輪場券売機の再リース（保守を含む）

【意見7】 入札後のランニングコストの検討

尼崎市は、リース期間終了後に改めて再リース契約あるいは保守点検契約を

締結することがあることを想定したうえで、再リース料等の妥当性を検討できるよう、リース契約締結直後あるいは契約期間中可能な限り早い時期に、リース会社にその検討のための資料を徴求しておくべきであった。

(理由)

本件においては、リース契約締結時には入札が実施されており、リース期間満了後の再リース契約及び保守点検契約について、当該リース会社との一者特命随意契約を締結している。

入札時には、あくまでも5年間のリース料の多寡のみが選定基準となり、期間満了後に再リースがなされるかどうか、また、再リースするとして将来の再リース料がいかなる金額となるのかは不確定であることも事実である。しかし、機器の耐用年数や新機器のリース契約に要する費用を考慮したうえで、多くのリース契約は期間満了後の再リースが選択されており、本件でも、リース契約締結時において、本件券売機がリース期間5年で劣化し使用に耐えられなくなるとは考えにくく、再リースが選択される可能性が高いことは十分に予測できたと考えられる。

再リースに当たっては、当該機器の使用を継続する以上、随意契約が選択されることが通常であるので、リース会社が提示した見積の妥当性をチェックして減額交渉等を行うことは困難となる。よって、本来、当初契約における選定時に再リース料も含めた競争を働かせることが望ましいが、実際には上述のとおり、入札手続において将来の再リース料を考慮することはできないので、再リース時に提示された見積額に対して適切に交渉し、市の金銭支出の適正性を担保するために、入札による事業者の選定後速やかに、あるいは契約期間中のできるだけ早い時期に、仮に将来再リースとなった場合のリース料や保守点検料の目安となる金額について提示させるなどの対策を講じておくべきである。

本件では、既に当初契約は終了しているため、是正の余地はないが、令和4年度の財務事務の執行に関連することから、意見を付すものである。

6 中事業名：町会灯助成事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 道路維持担当

<事業の概要>

私道等に設置され町会が管理している照明灯のうち、公益性が高く公道を補完しているような場所に設置されているものについて、灯具のLED化費用の一部について市が負担する。

<令和4年度決算額> 8,877,200円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 町会灯助成事業費

小事業の名称	町会灯助成事業費		
所管部署	都市整備局 土木部 道路維持担当		
事業の目的・概要	私道等に設置され町会が負担している照明灯のうち、公益性が高く公道を補完しているような場所に設置されているものについて、脱炭素社会の実現に向け、灯具のLED化費用の一部について市が負担することで、暮らしの安全性を持続的に維持する活動に取り組む。1灯当たり、2万円を上限として助成する。		
事業開始年度	令和4年度		
主な根拠規定	町会灯設置（取替）費補助金交付要綱		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	8,877,200

(補足説明)

本助成金申請をする手段として、書類申請と電子申請の2通りがある。

<監査の結果・意見>

【意見8】 広報手段・交付要綱記載内容の工夫

尼崎市は、本事業の主たる目的がCO2排出減による地球温暖化防止への貢献にあることを申請者に自覚してもらえるよう、広報手段及び交付要綱の記載内容を工夫すべきである。

(理由)

本助成事業は、「地域の安全・安心の確保及び二酸化炭素等の排出量を抑制すること」を目的としている（交付要綱第1条）。また、市は、本事業の評価指標を「公道を補完する町会灯のLED化率」とし、令和8年度には100%にすることを目指している。

この点、町会灯のLED化による電気代の節約が、発電のための化石燃料の使用削減、これによるCO2排出削減につながるという連鎖を生み、最終的に地球温暖化防止に貢献することは、尼崎市環境基金を用いた事業としての目的にもかなうものである。また、LED化が確実にCO2削減に結びつくものである以上、

評価指標について、CO2削減量ではなく、数値的に分かりやすいLED化率としたこともやむを得ないと考えられる。

しかし、本助成事業を申請しようとする市民の立場で考えたとき、通常参照するであろう尼崎市公式HPにおける制度の説明ページ、前記交付要綱には「二酸化炭素等の排出量抑制」という目的の記載こそあるものの、なぜ町会灯をLED化することによりCO2排出減につながるのか、なぜ地球温暖化防止への貢献につながるのか、尼崎市の町会灯を全てLED化することによりどれだけ火力発電所におけるCO2排出量を削減できるのかという記載が乏しい。尼崎市環境基金を用いた本事業の趣旨を、正確に自覚したうえで申請してもらうためには、尼崎市公式HP及び交付要綱において、町会灯のLED化と地球温暖化防止との関連性について丁寧に説明することが望ましい。

第2 都市機能・住環境

1 中事業名：公園維持管理事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 公園維持課、道路課、河港課

<事業の概要>

尼崎市は、猪名川と武庫川が運ぶ土砂等が堆積して形成された土壌（沖積）により形成されており、平坦で利用しやすい反面、元来、一部を除き緑が少ないうえ、阪神間の東端に位置し、早くから都市化・市街化が進展したことから未利用地が少ないという特徴がある。

こうした中、尼崎市は、昭和40年頃には「緑を育てる尼崎」、平成11年度には「水とみどり そして人が輝くまち あまがさき」のスローガンのもと、公園緑地の整備、市民植樹運動、工場緑化協定の締結、保護樹木・樹林の指定、武庫川花の咲く堤の構築、JR沿線の緑化、街なみ街かど花づくり運動、花のまちあまがさきチューリップ運動等、継続的に都市緑化に取り組んできた。

一層の緑化促進に向け、「尼崎市緑の基本計画」のもと、緑化の主体となる市民や事業者を育成し連携を図る（関わる）、子育て・学習・福祉・地域交流等の場として緑が活用されるよう情報を発信する（活かす）、延焼防止や避難地としても活用されるよう緑を守り育て次世代に継承する（守り育てる）、限られた空間を最大限活用して魅力的な緑化を図る（工夫してつくる）等により「緑の質を高める」という「緑のまちづくり」を進めている。

さらには、生態系維持の見地から、道路や市街地による生息地の断片化を緩和すべく、街路樹や、河川区域・公園・寺社・公共施設・事業所・住宅地等の緑を充実させて連続させる「緑のネットワーク」形成にも取り組んでいる。市内では西武庫公園・武庫川コスモス園、佐璞丘公園・猪名川公園・猪名川自然林、尼崎の森中央緑地・魚釣り公園・港湾緑地の3エリアを結び、市外では六甲山系や長尾山地、さらには市内の水辺と大阪湾の水辺を結ぶ構想を進めている。

都市公園の整備・維持においても、以上の取組を踏まえるとともに、市民アンケートの結果（身近な小公園と休日に足を延ばす大きな公園の双方が必要）等を考慮し、魅力向上に向けて、市民1人当たりの都市公園面積拡充にも努めている（平成25年度4.3㎡、令和5年度目標5㎡）。

他方、少子高齢化の進展と人口減少を背景に、限られた財源のなかで合理的な保全運用を図るべく、尼崎市公共施設マネジメント基本方針、尼崎市公共施設保全計画及び尼崎市公園施設（遊具）長寿命化計画等を策定し、対応している。

以上を背景に、市民に対し、安全で快適な公園及び子ども広場等を提供するため、適切な維持管理を行うものである。

<令和4年度決算額> 1,412,706,911円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 公園維持管理事業費（枠配分・維持管理経費）

小事業の名称	公園維持管理事業費（枠配分・維持管理経費）		
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課		
事業の目的・概要	市内一円の公園の維持管理業務（剪定、伐採、園路整備、設備の点検・補修等）に関する工事、委託等の費用を包括的に計上するものである。ただし、他の小事業として予算計上されるものや、本事業の範囲内で執行できない業務に要する費用は含まれない。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	都市公園法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	174,132,391	194,602,680	219,986,590

（補足説明）

(ア) 枠配分の意義

歳出予算は、部局長が市長の定める予算編成方針に基づき個々の事業ごとに金額を記載して予算要求を行い、資産統括局（財政課）が審査（調査検討及び調整）して査定案を作成し、市長が検討のうえ編成し、議会が決議して成立させた後、部局長が所定の手続を経て予算配当を受けて執行するのが原則である（地方自治法第211条第1項、尼崎市財務規則第7条、第8条、第11条、第12条）。すなわち、各小事業は財政課の審査を経て予算計上されて成立した後、執行されるのであるが、予算の要求から執行までに相当の期間を要する。

他方、公園の日常的な維持管理においては、緊急かつ小口の修繕等の需要が大量に発生する。これらを、都度予算要求することは非効率であることか

ら、尼崎市では、都市整備局長が、経常的な事業として予算要求し、予算計上・議決・配当を受けて、執行している。このような事業を「枠配分予算」という。

こうした予算の性質上、都市整備局長のもと、予算の執行手続において、個々の支出負担行為の当否を判断することが予定されている。

(イ) 予算及び事業の区分

公園の日常的な維持管理に要する費用のうち、個別の事業として予算計上されるものにあつては当該事業において取り扱われる。

他方、個別の事業として予算計上されないものは、原則、本事業において取り扱われる。ただし、内容・金額等に照らし本事業の範囲内で執行できないものについては、後述する「公園維持管理事業費（投資分）A」において取り扱われる。その具体例としては、公園の大型フェンスの設置工事、広範囲にわたる園路・地面の補修などが挙げられる。

なお、予算が限られる中、多数の公園施設・遊具の老朽化が同時並行で進行しつつあり、局所的・場当たりの対応ではなく、市内全体の状況と施設・遊具のライフサイクルを見据えた対応が重要と考えられることから、平成27年以来、計画的に取組を進めている。令和2年度には、市内277公園の遊具2,072基を一斉調査し、状態に応じて修繕又は更新を計画的に選択することとした。このように、公園の機能維持とライフサイクルコスト低減との調和を図る取組を10年計画で進めている（尼崎市公園施設（遊具）長寿命化計画）。

また、樹木・街路樹についても、令和2年度に一斉点検し、優先順位を設定して危険度の高いものから順次撤去を進めている。

これらは、いずれも本事業とは別に、個別の小事業として予算計上されている。

(ウ) 業務の具体的な流れ

本事業に含まれる個々の修繕業務等は、随時の対応を原則としている。その具体的な流れは、不具合の発見、修繕方針の決定、契約、修繕の実施及び履行確認からなる。

a 不具合の発見

(a) 委託先による通報

法令所定の有資格者による点検を求められる消防用設備（消防法第17条の3の3）、一定の電気設備（電気事業法第43条第1項等）及びエレベーター（建築基準法第12条）等については、当該資格を有する委託先に対し、点検を委託している。点検の結果、至急の対応を要するものについては、委託先から即刻通報を受けることとしている。

また、公園便所及び公衆便所170箇所の清掃を委託しているところ、配管の不具合等、委託先の清掃業者において対応困難なものについては、同様に通報を受けることとしている。

さらに、遊具についても、専門的な知識・技術を有する者（一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品設備技士、公園施設製品安全管理士等）に対し点検を委託する場合もあるが、点検の結果、至急対応を要するものについては、同様に即刻通報を受けることとしている。

(b) 市民による通報不具合を発見した市民から、電話又はマイシティレポート「あまレポ」（詳細は6(2)で後述）により通報を受ける場合もある。

なお、市民からの通報内容は、季節に応じて変動する。夏には藤棚やパーゴラの利用が多いためか、それらの不具合の通報が増加し、秋には落葉に関する通報が増加する。

(c) 職員による発見

委託先又は市民から通報を受けた場合、職員が現地を訪問して確認している。

また、職員は、不具合が発見された公園施設・遊具と同種のものがある公園や子ども広場等を臨時で訪問して点検している。

さらに、法令上（都市公園法施行規則第3条の2第1号）、年1回の点検が基本とされることを踏まえ、4名の職員が、それぞれ週1日、公園等を巡回し、不具合の有無を点検するよう努めている。ただ、職員には当然他の業務もあることから、時間的制約の大きい中で実施しており、技能労務職員（直営の作業員）1名が専業で毎日巡回していた頃よりも頻度が低下する懸念がある。

なお、委託先又は市民から通報を受けたものも、職員が発見したものも、全て「あまレポ」に入力し、対応履歴を一元管理できるように運用がなされており、これを見ることで、全案件の発見から修繕完了までを総覧することができる。

その他、公園ごとに調書及び図面を整備し、建築物・工作物・公園施設等を記載するほか（都市公園台帳。都市公園法施行規則第10条）、過去の

施工内容の概略及び時期を記載しているが、紙簿冊であり、また、個々の公園施設や遊具を一覧管理しているものでもない。現状では、予算及び人員の制約のためデジタル化を実現できていないが、聴取した内容によれば、デジタル化に当たっては、市の地理情報システム (GIS) と連系して活用できるようにすれば理想的な環境となるとのことである。

b 修繕方針の決定

職員が、現地にて不具合の有無、内容及び危険度を判定し、方針を決定する。軽微なものから順に、現状維持（継続使用）、修繕、更新、廃止（撤去）となる。修繕又は更新等の場合は、完了まで使用中止とする。

不具合の危険度を即座に判定できない場合や、多額の費用を要すると見込まれる場合には、追って精査して方針を決定する。不具合はあるものの緊急でない内容・危険度のものについては、差し当たり現状維持とし、次年度以降の予算により修繕予定とする場合もある。

なお、安全性を最優先に考えているものの、予算の制約があることから、美観は度外視して、遊具の一部のみ修繕を指示することはある。

c 契約

(a) 積算基準のない場合

緊急に修繕等を要するもののうち、遊具や一部の部品のみ交換など、兵庫県の積算基準等に該当項目のないものは、現地に業者一者呼び、その場で見積りを依頼している。制限付一般競争入札の資格者名簿に登録している市内の業者のうち、即応可能なものに依頼している。

見積金額が 50 万円以下である場合は、明らかに不当でない限り、見積金額をもって予定価格及び契約金額とし、契約（少額随意契約）したうえで小修繕（修繕料）により執行する。

見積金額が 50 万円超 130 万円以下である場合は、明らかに不当でない限り、見積金額をもって予定価格及び契約金額とし、契約（少額随意契約）したうえで小工事（工事請負費）により執行する。

見積金額が 130 万円超である場合は、入札等を要することから、持ち帰って所定の手続を行う。なお、予定価格は、複数業者から見積書を徴収する等、精査して設定する。

(b) 積算基準のある場合

緊急に修繕等を要するもののうち、所定の土木工事など兵庫県の積算基準等に該当項目のあるものは、職員が設計金額を概算して予定価格とする。

① 予定価格 50 万円以下の場合

予定価格が 50 万円以下の場合、現地に業者一者呼び、その場で見積りを依頼する。業者は前記(a)と同様のものである。

そして、見積金額が 50 万円以下である場合は、明らかに不当でない限り、見積金額をもって契約金額として契約（少額随意契約）し、小修繕（修繕料）により執行する。

見積金額が 50 万円超 130 万円以下である場合は、明らかに不当でない限り、見積金額をもって契約金額として契約（少額随意契約）し、小工事（工事請負費）により執行する。

見積金額が 130 万円超である場合は、入札等を要することから、持ち帰って所定の手続を行う。なお、予定価格は精査して設定し直す。

② 予定価格 50 万円超 130 万円以下の場合

予定価格 50 万円超 130 万円以下の場合にも、①と同様に現地に業者一者呼び、その場で見積りを依頼する。

そして、見積金額が 130 万円以下である場合は、明らかに不当でない限り、見積金額をもって契約金額として契約（少額随意契約）し、小工事（工事請負費）により執行する。

見積金額が 130 万円超である場合は、入札等を要することから、持ち帰って所定の手続を行う。なお、予定価格は精査して設定し直す。

③ 予定価格 130 万円超の場合

入札手続を行う。

d 修繕の実施・履行確認

請負人による工事の完了後、提出を受ける写真付の報告書又は現地を確認することで、履行を確認する。

修繕等が完了しているようであれば、遊具等の使用を再開する。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 別表 1 記載の各小工事について

【意見 9】 適時・適切な修繕対応

尼崎市は、判明した公園施設の不具合の重要性、対応の緊急性を適切に評価し、予算等の制約のなかで可能な限り、修繕等の対応をより適時・適切に実施

すべきである。

(理由)

公園においては、年間181件にもものぼる小修繕（予定価格50万円以下の修繕料による工事）が実施されているところ、その実施時期には偏りがみられる（4月の発注件数が多く、年度終盤にかけて件数が減っている）ほか、特にトイレ等の水回りの不具合については、複数箇所の修繕工事がとりまとめて行われており、即応性が確保されているとは評価し難い。

なお、遊具については、毎年点検を行い、その結果に基づき対応方針を判断しているところ、日々発見される不具合に即応するには、対応の要否・内容等をその時点ごとに都度判断せざるを得ないが、現体制では十分な対応がとれていない。また、予算が限られており、特に年度末は、執行可能な予算額が少なくなっているため、修繕等の要望を受けたとしても、内容によっては、翌年度に対応せざるを得ない場合があるとのことである。

このように、予算執行の都合や事務の効率化の観点からしてやむを得ない面はあるものの、可能な限り、子どもらが安心して楽しく遊べる公園づくりを目指し、判明した公園施設の重要性、対応の緊急性を適切に評価し、修繕等の対応を実施すべきである。

【意見10】 遊具の美観への配慮

尼崎市は、公園施設、特に遊具の修繕に当たっては、予算等の制約の中で可能な限り、美観にも配慮した対応を実施すべきである。

(理由)

すべり台、ブランコ等の遊具について、塗装等の仕上げの状況により、一部分のみの補修がなされたことが明らかで、美観上、問題のあるものが散見された。

この点、予算が限られていることから、機能回復を最優先に修繕等の内容を決定しており、美観にまで配慮した対応を行うには限界があるとのことであり、限られた財源の中で、公園施設の長寿命化を図っていくためには、上記対応にもやむを得ない面はある。しかし、市においては、「都市景観の向上」が総合計画における課題の一つに掲げられており、「都市美形成計画」が策定されているところ、遊具をはじめとする公園施設について、具体的な指標等は示されていないものの、遊具の見た目は、これを利用する子どもやその保護者らの満足度に直結するものと思料されるため、塗装の色を工夫する等、可能な限り美観にも配慮した対応がなされることが望ましい。

【意見 1 1】 公園施設の維持管理の効率化

尼崎市は、予算の配分、人員の配置も含め、公園施設の維持管理の一層の効率化に向けて、公園施設に関する情報をシステム化するための体制を構築することを検討すべきである。

(理由)

都市公園については、都市公園法施行規則第 10 条の定める都市公園台帳として、公園ごとに、その略図や施設の概要、遊具の更新等の履歴等を記録した簿冊が調製されているが、市では紙で管理されているため、必要に応じて手書きにより加筆修正する必要がある、また、保管の都合上、現地の写真等については別途データで保存せざるを得ないとのことであるので、情報が一元化されておらず、事務の効率化を阻む要因となっている。

これらのデータについて、位置情報も含めるなどしてシステム上で一元管理し、点検及び対策の実施履歴を継続的に記録できれば、より計画的かつ効率的な作業が実現できると考えられる。

この点について、所管課では問題意識を持っており、改善を検討しているものの、予算上の制約や現地での対応を優先するがための人員不足のために、システム化は実現していないとのことであり、抜本的な対策を講じるためには、予算の配分、人員の配置も含め、相応の体制を構築することが望ましい。

【意見 1 2】 分割発注の可能性

尼崎市は、緊急対応のために即時発注する等の合理的理由なしに、分割発注及び予定価格の調整をすべきでない。

(理由)

少額随意契約において、分割発注が許されないことは前述のとおりであり（第 3 章第 2 の 6 参照）、殊に「契約金額の決定に当たっては、厳正を期すべきことはいうまでもない。」「意図的な分割発注を行うことにより、これを小工事として施行することは、厳に慎まなければならない。」（尼崎市小工事施行規程の運用について）と、重ねて注意喚起されているところである。

たしかに、修繕料で施行する工事及び工事に類する業務委託にあつては設計金額 50 万円以下のものについて、それ以外の請負に係る工事及び工事に類する業務委託にあつては設計金額 130 万円以下のものについて、いずれも見積書を 1 者のみから徴収することでよいとされるなど、事務の簡素化及び能率向上が図られている（尼崎市小工事施行規程第 6 条第 1 項、第 1 条、尼崎市小工事

施行規程の運用について)。

また、市には、経済的・効率的な事務処理（地方自治法第2条第14項、第15項）のため、発注すべき案件の単位や予定価格の設定について裁量があり、殊に、予定価格の算定や発注単位の計画は、専門技術的な判断を要するものであるから、ある程度の幅が生じることはやむを得ない。

しかしながら、経済的・効率的な事務処理は、法令に適合し（同法第2条第16項）、かつ、住民の福祉の増進に資することを前提とする（同法第2条第14項）。

したがって、随意契約により締結される契約の内容・価格等の諸条件が市にとって有利であること、住民の福祉の増進に資するものであること及び機会均等・公正確保に対する市民の信頼を害しないことが認められなければならない。

発注単位については、複数の工事の内容（時期・場所・施工方法等）に共通性又は関連性がみられる場合には、一括施工による費用軽減が予想される以上、複雑・膨大等となって受注可能な者がほとんどなく競争にならない等の特段の事情のない限り、一括発注が分割発注よりも有利となる可能性が高い。この場合にあって分割発注することは、不利な条件を甘受することにはほかならない以上、それを正当化するに足りる理由が必要である。

ところで、聴取した内容によれば、公園の遊具や設備の不具合については、職員の巡視や市民からの日々の通報などに基づき随時対応するものであるので、原則として、不具合を把握した都度、その内容に応じ、即刻対応できる業者に対し発注しているものであって、分割発注を意図したものではないとのことである。そして、ここで一括発注すべきものとする、対応までに時間を要することとなり、即応性が妨げられるため、対応困難とのことである。この説明が真実であれば、事後的に総括すれば一括発注可能であったように見えても、現実には一括発注不可能であり、小工事の発注が繰り返されていることにも合理性があると解される。

しかし、以上の説明にかかわらず、尼崎市においては、別表1のとおり、場所及び施工方法を限定せずに一定程度の広がりのあるものを1件の工事として発注する運用であると見受けられる。これは、不具合の発見後速やかに現地を訪問し、急を要するものは直ちに修繕を発注するとの事務フローとの整合性に疑問が残るものである。

この別表1の運用が実態に即していると仮定し、場所及び施工方法を限定せずに1件の工事として発注することを合理的な運用として尊重するのであれば、市においては、同一の請負人が同一の時期に施行可能な工事は一括発注す

ることが合理的であるとの結論となるはずである。

しかし、別表2によると、近接した時期に、同種の工事を含む契約を、同一又は異なる受注者に対し、別途発注している実態が認められ、前段の仮定に立つ限りこれらを正当化するに足りる理由は認められない。さらに、別表1のうち37件が、いずれも50万円を僅かに下回る予定価格に設定されているところ、種々の不具合の修繕に実際に要する費用を積算した結果としてはいかにも不自然・不可解である。

したがって、以上を前提とする限り、本来あるべき発注単位に基づく予定価格が130万円超のものにあつては、理由なき随意契約として違法である（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項、別表第5）。

また、本来あるべき発注単位に基づく予定価格が50万円超のものは、本来工事請負費として支出されるべきであったことから、修繕料として支出されたものにあつては執行科目（節）を誤ったものとなる（地方自治法施行令第150条第1項第3号、地方自治法施行規則第15条第2項、歳出予算に係る節の区分（第15条関係）、尼崎市小工事施行規程の運用について1(1)、尼崎市財務会計事務の手引 参考編Ⅱ3の表左欄10(6)、14）。

さらに、本来の発注単位に基づく予定価格によっては、市が契約内容及び金額に応じて定める契約事務の実施区分に関する権限を逸脱したこととなるものがある（尼崎市契約事務規程第3条第2項各号）。

以上述べたところが実際に妥当するか否かは、所管課の運用実態と意図の如何によるので、時間上の制約もあり、本報告書においては可能性に関する問題提起を行うにとどめるが、市においては、まずは前提事実を精査されたい。

イ 公園維持管理事業費（投資分）A

小事業の名称	公園維持管理事業費（投資分）A
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課
事業の目的・概要	市内一円の公園の維持管理業務のうち、他の小事業として予算計上されず、かつ、前述の「公園維持管理事業費（枠配分・維持管理経費）」の範囲内では執行できない業務に要する費用を、キャッチオールで計上するものである。
事業開始年度	不明
主な根拠規定	都市公園法

決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		12,448,700	14,846,483

（補足説明）なし

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 川端公園の砂場整備工事

契約日	令和4年6月16日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
受注者	アルマーエンジニア株式会社
契約金額	1,210,000円（税込）
内容等	川端公園の砂場整備 契約期間は令和4年8月15日まで

【意見13】 見積書様式・内容の充実

尼崎市は、複数者から見積書を徴収したことを、疑義を容れない程度に一見了解な記録をもって履歴に残すべきである。

（理由）

市は、3者から見積書を徴収し、比較のうえで市にとって最も有利な見積書提出者と契約をしているが、受注者以外の2者名義で作成・提出された2つの見積書の様式が酷似している一方、いずれの見積書も各名義人が他の案件で提出した見積書の様式と異なっており、見積書番号や電話番号の記載もなく、作成日も手書きされており、記載内容は極めて簡素である。殊に、うち1つには社印及び代表者印が押捺されておらず、外観上、当該見積書を名義人が現実に作成したものか、疑問が残る。

複数者から見積書を徴収することには、有利な契約内容の獲得のみならず、公正を確保し市民の疑念を払拭するという重要な意義がある以上、少なくとも、真正な見積書を取得して適正に手続を実施したという事実経過に疑義を生じない程度に確実な証拠を取得し、適切に記録化すべきである。

具体的には、見積書は、各社が平常使用している書式に準拠させ、作成権限者が作成したことの証憑（代表者印、代理人印と委任状等）を求めることなどが考えられる。重要な契約にあっては、見積依頼書や見積書送付状などの連絡文書等を添付する方法も検討に値する。

ウ 中央公園等維持管理事業費（枠配分）

小事業の名称	中央公園等維持管理事業費（枠配分）		
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課		
事業の目的・概要	中央公園（阪神尼崎駅北所在）における、観光案内業務や、施設管理、植栽、照明管理、エスカレーターやエレベーターの保守・運用業務などを委託していた費用である。 なお、これらの業務は、令和5年度に指定管理者制度に移行し、別事業となった（現在の事業名：中央公園指定管理者管理運営事業費）。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	都市公園法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	49,665,000	40,953,588	40,637,198

（補足説明）

令和4年度までは、公益財団法人尼崎緑化公園協会（以下「緑化公園協会」という。）に委託していた。なお、受託者は、市の承認のもとで業務の一部を再委託しているところ、再委託金額の合計は15,574,856円であった。

令和5年度以降、本事業は指定管理者制度に移行したが、尼崎城、城址公園、駅前駐車場・駐輪場など一括して指定管理者に管理させることにより、全体のコストを低減することができたようである。なお、現在の指定管理者は、前述の受託者とは異なる法人である。

※ 指定管理者制度への移行により、上記委託契約自体は令和5年度以降継続しないため、同契約に関する事務執行については今後、措置・是正の余地はないものであるが、いわゆる外郭団体との高額の随意契約として多くの問題点を含むものであり、他の外郭団体との随意契約でも同様の問題が生じ得ること、本契約は本包括外部監査の対象年度である令和4年度に実施されたものであることから、以下では特に意見を付すものである。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 中央公園等及び阪神尼崎駅前広場等維持管理業務委託

契約日	令和4年4月1日
-----	----------

契約方法	一者特命随意契約 なお、決裁書には「見積合わせによる」との記載があるが、見積書の徴収は一者のみである。
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	76,809,700円(税込) 公園維持課負担分は47,425,198円(税込)。うち40,637,198円(税込)を上記の小事業から、6,788,000円(税込)を下記の別事業から予算執行。 *都市再開発事業費 / その他諸経費 / その他諸経費(市街地整備)(維持管理) 道路維持担当負担分29,384,502円(税込)。下記の別事業から予算執行。 *道路橋りょう維持費 / 道路橋りょう維持管理事業費 / 道路橋りょう維持管理事業費(枠配)
内容等	中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等における日常管理業務、施設保守点検業務及び樹木等保護育成業務。 なお、本業務は、上述したとおり、令和5年度からは指定管理者制度に移行している。

【意見14】 見積書日付の不備

尼崎市は、見積書が提出された日が明らかになるように記録すべきである。

(理由)

受託者から提出された見積書には日付の記載がなく、その他、提出を受けた日に関する記録もなかった。

このような記録では、適時適切に見積書を徴収して価格の妥当性を検討したか、検証することができないので、見積書の重要性に鑑み、少なくとも見積書の提出を受けた日が明らかになるような方法で記録に残すべきである。

【意見15】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、受託者から見積書の提出を受けているが、見積書の内訳には「○○○

一式」と記載されているのみであり、業務の工程・種類ごとの費用の内訳や積算根拠等に関する資料は提出されていない。

かかる状況においては、市において、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは評価できない。

【意見16】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

契約締結にかかる決裁書には、受託者が「契約事務規程第3条第2項第13号のうち「4 国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体との契約」の「これらに準ずる団体」に該当」するから、「見積合わせによる所管課随意契約」をする旨の記載があるのみで(第3章第2の5(2)参照)、それ以上の考慮がなされたことは、少なくとも記録上は明らかでなかった。

しかしながら、そもそも一者特命随意契約とは、「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に認められるものであり、業務委託契約について言えば、あくまで当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないと言える事情がなければ認められない。

また、緑化公園協会が市の外郭団体であること及び公益財団法人であることが、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、正当化するためには、当該公益法人の存続を意図して契約することが実際に公益に適合するものか(市民のどういった利益を目的とし、実際に公益法人がそのような効果を挙げるものか等)、市にとって相当程度を超えて不利な契約となっていないか、他の事業者の受注機会の減少は公益をもって正当化される程度であるか等、実質的な判断が求められる。

緑化公園協会は収益事業を行っており、令和3年度の収益事業比率は34.8%、令和4年度の収益事業に係る経常収益 217,385,771 円、経常費用 199,178,106 円、税引・振替前正味財産増 18,207,665 円であったこと、本件契約は令和5年度に指定管理者制度に移行して他の者が指定管理者となっており、本件受託者しか実施できない業務ではなく競争の余地があったことからすると、上記決裁書の随意契約理由は思考停止しているに等しい。

本監査では、緑化公園協会を存続させることの当否自体を論ずるものではないが、決裁書においては、最低限上記各事情について考慮を尽くしたうえで一者随意契約を選択した思考過程を記録上明確にすべきであり、この点について

は改善が求められる。

もっとも、上記のとおり、本委託契約は、令和5年度から指定管理に移行しており、是正を行う余地はなくなっているため、本監査対象年度である令和4年度には問題がある状況が生じていたものとして、意見を付すものである。

【意見17】 「見積合わせ」の用法の不統一

尼崎市は、決裁書には、誤解を招く表現を避けるべきである。

(理由)

「見積合わせ」の意味について、一般には「いくつかの建設業者から見積書を取り寄せ、その内容を詳しく検討して施工者を決定する方法」(平凡社「世界大百科事典 第2版」[建築契約]の項)を言うものとされており、尼崎市においても「2人以上の者から見積書・・・を徴さなければならない・・・競争見積もり方式(見積合わせ)」(尼崎市随意契約ガイドライン3、5(1))とされている。

他方、所管課は「発注者の予定価格と受注者の見積金額とを突合すること」と理解していた。

業界や文脈による用語の相違自体を問題視するつもりはないが、契約の決裁という重要な庁内手続においては、経理・財務・契約・監査等の他部門にも理解可能な用語を用いる必要がある。

本事業においては、所管課が、他の受注候補者から見積書を徴収した形跡はないのであるが、それを行ったかのような誤解を生じる点で、決裁書の記載は不正確・不適切である。少なくとも、複数者から見積書を徴収したものか、単一の者から見積書を徴収したものを区別できるように配慮されたい。

エ 公園維持管理事業費(枠配分・維持管理経費(フィールド))

小事業の名称	公園維持管理事業費(枠配分・維持管理経費(フィールド))
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課
事業の目的・概要	本事業は、フィールド公園(上坂部西公園、元浜緑地公園等)に関する費用であり、樹木剪定・除草等の維持管理費用と、緑化普及啓発に関する費用とが含まれている。 なお、西武庫公園は、フィールド公園ではないがこれに準ずるものとして、令和4年度以降は本事業に統合

	し、費用計上している（令和3年度までは、後述の「西武庫公園維持管理事業費」であった）。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	都市公園法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	46,609,189	46,991,327	97,409,116

（補足説明）

フィールド公園とは、緑化のフィールドとして利用する規模の大きな公園をいう。

緑化普及啓発とは、相談所の設置、フェスティバル開催、市民協働事業（市民団体・ボランティア団体等との連携）などの業務の総称である。

これらの業務は、全て、緑化公園協会に委託している。

（参考）西武庫公園維持管理事業費

小事業の名称	西武庫公園維持管理事業費		
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課		
事業の目的・概要	西武庫公園の維持管理に関する委託費用であり、緑化公園協会に委託している。 なお、令和4年度以降は前述の「公園維持管理事業費（枠配分・維持管理経費（フィールド）」に統合した。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	都市公園法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	24,112,000	24,200,000	—

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	121,550,000円(税込) 前金払 公園維持課負担分 73,145,316円(税込)。上記の小事業から予

	<p>算執行。</p> <p>公園計画・21世紀の森担当負担分 48,404,684円(税込)。下記の別事業から予算執行(*1 : 729,757円(税込)、*2 : 47,674,927円(税込))。</p> <p>*1 公園費 / 花と緑のまちづくり推進事業費 / 緑の普及啓発事業</p> <p>*2 公園費 / 花と緑のまちづくり推進事業費 / 緑の普及啓発事業(維持管理分)</p>
内容等	<p>上坂部西公園緑の相談所を拠点とした各種緑化普及啓発業務並びに緑化普及啓発の拠点となるフィールド公園等の維持管理業務及び同公園等における緑化普及啓発業務等</p>

【監査の結果1】 前金払理由の記載内容の充実

尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。

(理由)

地方公共団体の経費の支払は、本来その反対給付があってはじめて支払うのが原則であるところ、地方自治法施行令第163条に掲げる経費に限って、前金払をすることが認められている(第3章第4の2参照)。

委託費は同条第2号に掲げられた経費ではあるものの、当該規定に該当する経費であっても、前金払をすることが認められるのは、前金払により初めて経費の支出の目的が達せられるもの、又は前金払でなければ経費支出の目的を失ってしまうような経費に限定されると解すべきである。

決裁書では「公益財団法人である尼崎緑化公園協会は公益事業を中心に行っている団体であり、余剰財源を有しないこと」を理由として前金払(令和4年4月末日に契約金額の25%、令和4年7月末日に契約金額の33%、令和4年10月末日に契約金額の17%、令和5年1月末日に残額)を行っているが、緑化公園協会は収益事業を行っており、その比率は令和3年度で34.8%を占めている以上、収益事業のためにある程度の支払能力を有しているものと認められ、かつ、資金調達の余地がないとまでは認められない。

また、その一方で、本件契約の履行のために第三者から調達すべき資材等は限られており、受託者である緑化公園協会において先行して経費を支出する必要性がどれほどあるのかにも疑問がある。

実際に、緑化公園協会の貸借対照表によると、令和3年度末の現金預金は

125,665,335円、正味財産合計は788,991,222円であり、ある程度の余剰財源・支払能力を有しているものと認められる。上記契約金額との関係では、経費に充てる資金が不足する可能性が認められるものの、決裁書及び添付資料からは、本件契約に即した検討を十分に行ったうえで、前金払を選択した形跡は見当たらない。

よって、緑化公園協会の財務諸表を添付する、緑化公園協会から経費資金が不足する旨の申告を受ける等、支出の目的を失ってしまう具体的な事情が明確になるよう、記録化する必要がある。

- ・ [契約] 西武庫公園維持管理運營業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	24,200,000円(税込)前金払
内容等	西武庫公園の施設運營業務等

【意見18】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、受託者から見積書の提出を受けているが、見積書の内訳には「〇〇〇一式」と記載されているのみであり、業務の工程・種類ごとの費用の内訳や積算根拠等に関する資料は提出されていない。

かかる状況においては、市において、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは評価できない。

【監査の結果2】 前金払理由の記載内容の充実

尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。

(理由)

前記【監査の結果1】において述べたところとおおむね同様である。

緑化公園協会から経費資金の不足について事情説明を受けたことは決裁書等の記録上明確でなく、真実、資金不足であったかどうか不明である。

前金払を正当化する合理的理由が存すると判断した根拠として、緑化公園協会の財務諸表を添付する、緑化公園協会から経費資金が不足する旨の申告を受ける等、支出の目的を失ってしまう具体的な事情が明確になるよう、記録化する必要がある。

なお、西武庫公園維持管理運営業務委託では、「地方自治法施行令第163条第1項第8号」が根拠とされているが、尼崎市財務規則（昭和39年尼崎市規則第24号）第58条に該当する経費ではないため、おそらくは「地方自治法施行令第163条第1項第2号」の誤記であると推測される。

オ 公園保護育成事業費（枠配分）

小事業の名称	公園保護育成事業費（枠配分）		
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課		
事業の目的・概要	市内一円の公園の樹木や街路樹の支障枝の伐採や除草、清掃作業を委託している費用である。 なお、倒木のおそれのある樹木の調査や伐採に関する経費は、別事業（公園保護育成事業費（危険樹木緊急撤去））として計上しており、本事業には含まれていない。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	都市公園法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	429,366,927	438,447,121	466,361,179

（補足説明）

市は、事務の効率化に向けて、順次、単価契約への移行を進めている。

この事業では、契約に当たり、職員が業務内容を設計して予定価格を設定する。その後、随意契約にあっては受託候補者から見積書を徴収し、見積金額が予定価格を超過するときは再見積りを依頼し、予定価格内に収まったときはその金額をもって契約金額としている。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 道路植樹帯保護育成業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約

	なお、決裁書には「見積合わせによる」との記載があるが、見積書の徴収は一者のみである。
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	68,959,000円(税込)前金払
内容等	市内一円の緑道路植樹帯等の清掃、除草、中低木・生垣・フジの剪定等

【意見19】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、受託者から見積書の提出を受けているが、見積書の内訳には「〇〇〇一式」と記載されているのみであり、業務の工程・種類ごとの費用の内訳や積算根拠等に関する資料は提出されていない。

かかる状況においては、市において、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは評価できない。

【監査の結果3】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

前記【意見16】において述べたところと同様、契約締結にかかる決裁書には、一者特命随意契約の理由について、受託者が「市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体」に該当すると記載するのみであり（第3章第2の5(2)参照）、それ以上の考慮がなされたことは、少なくとも記録上は明らかでなかった。

緑化公園協会が市の外郭団体であること及び公益財団法人であることが、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、道路脇等の草木の除草・剪定等の業務は、現に他の造園業者にも受注実績がある以上、業務の性質上、本件受託者でなければできないものであったとの評価も困難である。

他方、緑化公園協会の存続を意図したものとみる余地はあるが、緑化公園協会の存続が、市民のいかなる利益を目的とし、実際にどの程度の効果を挙げるものか等、一者特命随意契約の選択を正当化する根拠について実質的な検討が

なされた経過について、決裁書の記載等により検証できないという状況には問題があるため、改善が求められる。

カ 公園保護育成事業費（執行体制の見直し分）

小事業の名称	公園保護育成事業費（執行体制の見直し分）		
所管部署	都市整備局 土木部 公園維持課		
事業の目的・概要	市ではこれまで、技能労務職員（直営の作業員）が公園維持管理業務の一部を担っていたが、令和3年度からは技能労務職員による業務を廃止し、外部委託により実施することとなった。 本事業は、こうした業務に係る委託費用である。		
事業開始年度	令和元年度		
主な根拠規定	都市公園法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	44,684,000	72,318,000	72,318,000

（補足説明）

技能労務職員は、行政職又は他の技能労務職への転任等が行われた。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 公園保護育成事業費（緑地緑道等保護育成業務委託）

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約 なお、決裁書には「見積合わせによる」との記載があるが、見積書の徴収は一者のみである。
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	97,196,000円（税込）前金払 公園維持課負担分 95,987,600円（税込）。うち 85,428,700円（税込）を(5)の小事業より、10,558,900円（税込）を上記の小事業より予算執行。 道路維持担当負担分 1,208,400円（税込）。下記の別事業より予算執行。 *道路橋りょう維持費 / 道路橋りょう維持管理事業費 / 道路橋りょう維持管理事業費（枠配）

内 容 等	市内一円の緑地、緑道、外園、植樹帯、公園、子ども広場、富松園圃等における清掃、除草、芝生管理、バラ園管理、樹木管理及び噴水管理等
-------	--

【意見 20】 見積書の真正の担保

尼崎市は、見積書が真正なものであることを確認し、明確に記録すべきである。

(理由)

上記少額とは言い難い契約について、市が受託者から徴収した見積書には法人印や代表者印が押捺されておらず、代理人名義の認印が押捺されているだけであった。その書式も、受託者が他の案件で提出している見積書とは異なっており、電話番号や見積書番号の記載を欠き、ごく簡素な記載内容であった。そして、簿冊には、委任状その他代理権限を証する書面が添付されておらず、代理権限を確認した履歴も残されていなかった。

尼崎市契約規則第 23 条の 3 では見積書の徴収が義務づけられているが、その趣旨は、契約事務手続の明確化のみならず、見積金額の妥当性を検討することで有利な契約内容を獲得する端緒となし得る点にある。この趣旨は、競争を前提とせず、複数の者から見積書を徴収しない場合であっても、見積書提出者との交渉余地がある以上、同様に妥当する。

そして、事後の検証のため、適時適切に、真正な見積書を徴収したことを明確に記録化すべきである。

本件では、その後、当該見積書の記載どおりに契約が締結され、受注者から履行を受けたことからすると、当該代理人は無権代理人ではなかったものと認められるが、見積書作成担当者に関する委任状を徴収する、権限に関する問合せ記録を残す等、真正な見積書であったことを明確に記録化すべきである。

【意見 21】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、受託者から見積書の提出を受けているが、見積書の内訳には「○○○一式」と記載されているのみであり、業務の工程・種類ごとの費用の内訳や積算根拠等に関する資料は提出されていない。

かかる状況においては、市において、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは評価できない。

殊に本件では、決裁書に、随意契約をする理由として「単契（単価契約）では業者の作業効率が悪くなり、事業費が割高になってしまうため」との記載がなされているが、こうした検討が真に行われたものか疑問がある。

【監査の結果4】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

前記【意見16】【監査の結果3】において述べたところと、おおむね同様である。

本件では、随意契約の理由について、決裁書において、効率的な事務、統一的な維持管理、多量業務の迅速実施、高品質、関連施設との一体管理等といった業務自体の性質に伴う事項を検討のうえ記載されており、これらの点は一定程度肯定的に評価すべきである。

しかし、委託業務の内容からすると他の造園業者による実施が困難とは解しがたく、競争市場があることを前提とした検討が必要とされるが、市にとって相当程度を超えて不利な契約となっていないか、他の事業者の受注機会の減少は公益をもって正当化される程度であるか等について考慮したことが記録上明らかでない。

決裁書には、随意契約のさらなる理由として、緑化公園協会が尼崎中高年事業株式会社との統合後も安定した執行体制を確保するために、令和3年度から当面の間（5年程度）は随意契約する旨の記載があるが、公益性を理由にするのであれば、外郭団体の活動実態や費用対効果等を踏まえた実質的な検討が必要である。殊に、緑化公園協会が、高齢者の雇用安定を目的として設立された尼崎中高年事業株式会社等を承継したという来歴、及び上述した見積書の記載内容の抽象性も併せて考慮すると、実態の伴わない委託報酬の名を借りて、退職した職員に対し、補助金規制及び一般職公務員派遣法のらち外で給与・年金に充当する金銭を支出しているのではないかとの疑念すら生じかねない。こうした疑念を払拭し、市民に対し説明責任を尽くすためにも、上記実質的な検討過程を記録することが重要である。

最後に、効率的な事務等の業務自体の性質を考慮した理由についても、決裁書に記載すれば足りるというものではなく、実質的な検討が必要であり、かつ事後的に、民間の業者が受託した場合と比較して、一者特命随意契約を正当化

するだけのメリットがあったのか、検証が必要であることも申し添える。

なお、以上述べた点は、平成29年度包括外部監査の結果報告書において意見の対象となった随意契約の受託者（尼崎中高年事業株式会社）から、緑化公園協会が事業及び人員を承継していること及び随意契約の内容が実質的に同一であることからすると、同報告書に意見として記載された事項（172～177頁：委託先の選択に競争性及び経済性の確保が必要である旨、委託の必要な業務量の検証が不十分である旨、見積単価の妥当性の検証が不十分である旨並びに履行確認及び成果の検証が不十分である旨）と強く関連するものであり、尼崎市には、改善に向けて一層の取組が求められていることを強調したい。

別表1 小工事一覧表

(備考) 請負人欄の英字と請負人の名称との対応関係は、本表末尾のとおり。

年度	番号	契約日	始期	終期	請負人	(場所)	(内容)	契約金額 内訳金額 (税込)	備考
R3	161	R4.2.8	R4.2.8	R4.2.15	A	時友中央公園他1箇所車止め等修繕		¥ 489,500	履行確認:R4.2.15 請求日 :R4.4.12
						1 時友中央公園	車止め修繕、フェンス修繕	¥ 386,100	
						2 二本松公園	すべり台修繕、ブランコ修繕	¥ 103,400	
R3	162	R4.2.8	R4.2.8	R4.2.15	B	東富松北公園他3箇所健康トリム等修繕		¥ 495,000	履行確認:R4.2.15 請求日 :R4.4.19 値引前合計 ¥505,329
						1 金楽寺公園	藤棚取替修繕	¥ 99,000	
						2 東富松北公園	健康トリム修繕	¥ 135,300	
						3 高倉公園	ブランコ椅子取替修繕	¥ 81,840	
						4 金楽寺北公園	藤棚取替	¥ 117,040	
						5 金楽寺北公園	段差補修	¥ 72,149	
99	「改め」と称する値引	¥ -10,329							
R3	164	R4.2.17	R4.2.17	R4.2.24	A	福住公園他2箇所木製遊具等修繕		¥ 485,100	履行確認:R4.2.15 請求日 :R4.4.13
						1 福住公園	木製遊具、ベンチ、ブランコ修繕	¥ 419,100	
						2 城の越公園	ブランコ、フェンス修繕	¥ 49,500	
						3 時友ながおさ第2子ども広場	フェンス支柱修繕	¥ 16,500	
R3	167	R4.2.25	R4.2.25	R4.3.2	A	三反田ヒヨ子ども広場他1箇所ブランコ等修繕		¥ 485,100	契約終期:R4.3.2 請求日 :R4.4.19
						1 三反田ヒヨ子ども広場	ブランコ修繕	¥ 442,200	
						2 常光寺南公園	木製遊具修繕	¥ 42,900	
R3	171	R4.3.3	R4.3.3	R4.3.8	B	栗山公園ベンチ等修繕		¥ 378,400	契約終期:R4.3.8 請求日 :R4.4.19
						1 栗山公園	ベンチ取替修繕	¥ 258,720	
						2 栗山公園	点字ブロック修繕	¥ 34,650	
						99	安全対策・経費	¥ 85,800	
99	「改め」と称する値引	¥ -770							
R3	A	R4.3.3	R4.3.7	R4.3.27	C	西武庫公園倉庫改修工事		¥1,152,800	
R3	174	R4.3.1	R4.3.10	R4.3.17	D	大庄中通5丁目子ども広場他1箇所ベンチ修繕		¥ 265,100	契約終期:R4.3.17 支出命令:R4.4.19
						1 大庄中通5丁目子ども広場	ベンチ修繕	¥ 118,800	
						2 弓場の先公園	ベンチ修繕	¥ 146,300	
R3	182	R4.3.9	R4.3.9	R4.3.16	E	大井戸公園施設修繕		¥ 495,000	複数科目から支出 契約終期:R4.3.16 請求日 :R4.4.21
						大井戸公園	歩道修繕、平石段差、ベンチ等修繕		
R3	185	R4.3.17	R4.3.17	R4.3.22	E	昭和公園他3箇所施設修繕		¥ 317,900	契約終期:R4.3.22 支出命令:R4.4.15
						1 昭和公園	木製遊具修繕	¥ 108,900	
						2 武庫川花の咲く堤	園路舗装修繕	¥ 105,600	
						3 東武庫公園	ベンチ修繕	¥ 55,000	
						4 西の口公園	ベンチ修繕	¥ 48,400	
R4	1	R4.4.1	R4.4.1	R4.4.6	B	東大島公園ベンチ修繕		¥ 203,632	
						1 東大島公園	ベンチ修繕	¥ 203,632	
						99	「改め」と称する値引	¥ -132	
R4	2	R4.4.1	R4.4.1	R4.4.6	F	梶田公園他1箇所フェンス等修繕		¥ 390,500	
						1 梶田公園	フェンス修繕、遊具かたつき修繕	¥ 363,000	
R4	3	R4.4.1	R4.4.1	R4.4.6	A	栗山大苗代子ども広場他4箇所車止め等修繕		¥ 499,400	
						1 栗山大苗代子ども広場	車止め修繕、ベンチ修繕	¥ 218,900	
						2 名神町1丁目子ども広場	すべり台修繕	¥ 19,800	
						3 戎町街園(東園)	看板修繕	¥ 114,400	
						4 梶田公園	トイレ修繕、会所修繕	¥ 85,800	
						5 口の開公園	すべり台修繕、鉄棒修繕	¥ 60,500	
R4	4	R4.4.1	R4.4.1	R4.4.6	E	丸橋公園他2箇所施設修繕		¥ 495,000	
						1 丸橋公園	木製遊具修繕	¥ 330,000	
						2 東武庫公園	木製遊具修繕、モニュメント等修繕	¥ 160,600	
						3 若王寺苗代子ども広場	キャップ修繕	¥ 4,400	
R4	5	R4.4.8	R4.4.8	R4.4.13	B	貫布祿公園他3箇所ベンチ等修繕		¥ 495,000	値引前合計 ¥502,479
						1 貫布祿公園	ベンチ修繕	¥ 121,462	
						2 横僧公園	コンビネーション遊具等修繕	¥ 75,977	
						3 塚口西第3公園	木製複合遊具破損・かたつき・腐食修繕	¥ 67,650	
						4 塚の内公園	ベンチ座板取替等修繕、コンビネーション遊具修繕	¥ 144,980	
						99	安全対策・諸経費	¥ 92,400	
99	「改め」と題する値引	¥ -7,469							

年度	番号	契約日	始期	終期	請負人	(場所)	(内容)	契約金額 内訳金額 (税込)	備考
R4	6	R4.4.8	R4.4.8	R4.4.13	A	福住公園他1箇所ﾊﾞｰｺﾞﾗ等修繕		¥ 487,300	
						1 福住公園	ﾊﾞｰｺﾞﾗ修繕	¥ 465,300	
						2 富松城北公園	公園灯修繕	¥ 22,000	
R4	7	R4.4.8	R4.4.8	R4.4.13	G	大庄北公園他9箇所止水栓BOX取替等修繕		¥ 454,960	
						1 大庄北公園	止水栓BOX1号取替修繕	¥ 48,400	
						2 西武庫公園の南側	身体障害者用便所FV漏水修繕	¥ 16,500	
						3 塚口北公園	給水管漏水修繕	¥ 117,700	
						4 笹山公園	便所ﾌﾗｯｼﾞｬﾙﾌﾞ修繕	¥ 36,630	
						5 蓬川緑地	給水管漏水修繕	¥ 94,820	
						6 塚口西第3公園	便所洗浄管漏水修繕	¥ 11,000	
						7 下田公園	便所漏水修繕	¥ 30,580	
						8 祇園橋緑地	便所手洗器漏水修繕	¥ 46,200	
						9 貴布祢公園	止水栓BOX1号取替修繕	¥ 42,130	
						10 阪神杭瀬駅植樹帯	散水栓灌水ホース漏水修繕	¥ 11,000	
R4	A	R4.4.8	R4.4.8	R4.4.28	G	丸橋公園給水管漏水補修工事		¥1,298,000	
						丸橋公園	給水管漏水補修		
R4	8	R4.4.5	R4.4.8	R4.4.13	D	開明中公園他2箇所人工芝等修繕		¥ 324,500	
						1 開明中公園	人工芝修繕、ﾌﾞﾗｯｺ等修繕	¥ 236,500	
						2 申田公園	木製ﾌﾞﾗｯｺ修繕	¥ 57,200	
						3 琴浦公園	園名板修繕	¥ 30,800	
R4	9	R4.4.15	R4.4.15	R4.4.20	B	友行西公園他1箇所ﾌﾞﾗｯｺ等修繕		¥ 330,000	
						1 友行西公園	ﾌﾞﾗｯｺ椅子取替修繕	¥ 196,460	
						2 上坂部1丁目公園	真砂土補充修繕	¥ 135,344	
						99	「改め」と題する値引	¥ -1,804	
R4	10	R4.4.11	R4.4.11	R4.5.1	H	近松公園水路石橋修繕		¥ 456,500	
						近松公園	水路石橋修繕		
R4	11	R4.4.15	R4.4.15	R4.4.20	I	武庫之荘公園他3箇所ﾌﾞﾗｯｺ等修繕		¥ 484,000	
						1 西武庫之荘公園	ﾌﾞﾗｯｺ修繕、ﾊﾞｰｺﾞﾗ平板修繕	¥ 293,700	
						2 出屋敷西公園	ﾌﾞﾗｯｺ修繕	¥ 82,500	
						3 東園田5丁目子ども広場	ﾌﾞﾗｯｺ修繕	¥ 55,000	
						4 若松公園	ﾌﾞﾗｯｺ修繕	¥ 52,800	
R4	12	R4.4.15	R4.4.15	R4.4.20	D	水明公園ﾊﾞﾝｼﾞ等修繕		¥ 413,600	
						1 水明公園	ﾊﾞﾝｼﾞ修繕	¥ 233,200	
						2 水明公園	砂場ﾌｪﾝｽ修繕、人工芝修繕	¥ 180,400	
R4	13	R4.4.15	R4.4.15	R4.4.20	A	塚口第2公園木製遊具修繕		¥ 498,300	
						塚口第2公園	木製遊具修繕		
R4	14	R4.4.22	R4.4.22	R4.4.27	B	近松公園ﾊﾞﾝｼﾞ等修繕		¥ 488,400	
						1 近松公園	ﾊﾞﾝｼﾞ修繕、ﾃｰﾌﾞﾙ修繕	¥ 489,313	
						99	「改め」と称する値引	¥ -913	
R4	15	R4.4.22	R4.4.22	R4.4.27	A	富田北公園他2箇所木製遊具等修繕		¥ 484,000	
						1 富田北公園	木製遊具修繕	¥ 398,200	
						2 田能西公園	健康遊具修繕	¥ 35,200	
						3 塚口西第1公園	ﾄｲ修繕	¥ 50,600	
R4	16	R4.4.22	R4.4.22	R4.4.27	J	武庫川町第2(阪神高速道路下)子ども広場他3箇所ﾌｪﾝｽ修繕		¥ 495,550	
						1 子ども広場	ﾌｪﾝｽ修繕	¥ 154,000	
						2 二本松公園	ﾌｪﾝｽ修繕	¥ 136,400	
						3 富松北公園	ﾌｪﾝｽ修繕	¥ 189,200	
						4 栗山大苗代子ども広場	ﾌｪﾝｽ修繕	¥ 15,950	
R4	17	R4.4.22	R4.4.22	R4.4.27	F	水明公園他1箇所ﾌﾞﾛｯｸ等修繕		¥ 396,000	
						1 水明公園	ﾌﾞﾛｯｸ等修繕	¥ 353,100	
						2 南台公園	ﾌﾞﾛｯｸ天端修繕	¥ 42,900	
R4	18	R4.5.6	R4.5.6	R4.5.11	B	生津公園列車ﾄﾘﾂﾞ修繕		¥ 495,000	
						1 生津公園	列車ﾄﾘﾂﾞ修繕	¥ 501,380	
						99	「改め」と称する値引	¥ -6,380	値引前合計 ¥501,380
R4	19	R4.5.6	R4.5.6	R4.5.11	A	東富松北公園他2箇所複合遊具等修繕		¥ 488,400	
						1 東富松北公園	複合遊具修繕	¥ 221,100	
						2 戸の内松の東子ども広場	すべり台等修繕	¥ 232,100	
						3 浜田公園	木製遊具修繕	¥ 35,200	
R4	26	R4.5.18	R4.5.18	R4.5.23	K	西川東公園他4か所木製遊具等修繕		¥ 490,600	
						1 西川東公園	木製遊具修繕	¥ 215,600	
						2 下食満公園	ﾌﾞﾗｯｺ乗板修繕	¥ 94,600	
						3 吹上公園	ﾈｯﾄ修繕	¥ 14,300	
						4 柳原緑地	ﾊﾞﾝｼﾞ修繕	¥ 41,580	
						5 葎島公園	つり橋修繕	¥ 13,200	
						99	諸経費	¥ 111,320	
R4	27	R4.5.20	R4.5.20	R4.5.26	L	近松公園北側他2箇所藤棚修繕		¥ 464,200	
						1 近松公園	北側の藤棚修繕	¥ 301,400	
						2 大庄公園	ﾊﾞｰｺﾞﾗ栈木取替え修繕	¥ 71,500	
						3 小中島公園	ﾊﾞｰｺﾞﾗ栈木取替え修繕	¥ 91,300	

年度	番号	契約日	始期	終期	請負人	(場所)	(内容)	契約金額 内訳金額 (税込)	備考
R4	28	R4.5.26	R4.5.26	R4.5.30	A	中食満公園他2箇所ベンチ等修繕		¥ 499,400	
						1 中食満公園	ベンチ修繕	¥ 193,600	
						2 下食満公園	ベンチ修繕	¥ 259,600	
						3 蓬川公園	トイレ修繕	¥ 46,200	
R4	40	R4.6.15	R4.6.15	R4.6.20	A	東園田(西豊線高架下)子ども広場他5箇所滑り台等修繕		¥ 490,600	
						1 東園田(西豊線高架下)子ども広場	すべり台修繕	¥ 269,500	すべり台の一部分のみを塗装。
						2 船詰公園	すべり台修繕	¥ 68,200	
						3 中食満公園	手すり修繕	¥ 33,000	
						4 武庫之荘第3(名神下)子ども広場	看板修繕	¥ 60,500	
						5 元浜緑地	バスケットゴール修繕	¥ 22,000	
						6 神崎屋敷子ども広場	公園灯修繕	¥ 37,400	
R4	46	R4.6.27	R4.6.27	R4.7.1	A	長洲中通公園他3箇所スリ台等修繕		¥ 493,900	
						1 長洲中通公園	すべり台修繕	¥ 231,000	
						2 三反田公園	公園灯修繕	¥ 49,500	
						3 城の越公園	すべり台修繕	¥ 81,400	
						4 芦原公園	すべり台修繕	¥ 132,000	
R4	56	R4.7.19	R4.7.19	R4.7.25	A	栗山公園木製遊具修繕		¥ 498,300	
						栗山公園	木製遊具修繕		
R4	63	R4.7.26	R4.7.26	R4.8.1	F	JR尼崎駅北広場インターロッキング修繕		¥ 497,200	
						JR尼崎駅北広場	インターロッキング修繕		
R4	65	R4.8.1	R4.8.1	R4.8.5	A	元浜緑地藤棚修繕		¥ 499,400	
						元浜緑地	藤棚修繕		
R4	78	R4.9.12	R4.9.12	R4.9.16	A	武庫川小袋子ども広場他1箇所ブランコ等修繕		¥ 488,400	ブランコの柵の一部分のみを塗装。
						1 武庫川小袋子ども広場	ブランコ等修繕	¥ 323,400	
						2 武庫庄公園	ベンチ修繕	¥ 165,000	
R4	80	R4.9.20	R4.9.20	R4.9.26	A	常光寺緑地他3箇所スリ台等修繕		¥ 480,700	すべり台の一部分のみを塗装・加工。
						1 常光寺緑地	すべり台修繕	¥ 187,000	
						2 小袋公園	すべり台修繕	¥ 165,000	
						3 蓬川公園	車止め修繕	¥ 89,100	
						4 北竹谷公園	すべり台修繕	¥ 39,600	
R4	83	R4.9.20	R4.9.20	R4.9.26	M	田能西公園他2箇所手洗器漏水等修繕		¥ 121,000	
						1 田能西公園	手洗器漏水修繕	¥ 40,700	
						2 園和公園	手洗器詰まり修繕	¥ 38,500	
						3 東浦公園	便所小便器水栓漏水修繕	¥ 41,800	
R4	84	R4.9.27	R4.9.27	R4.9.30	A	福住公園木製遊具修繕		¥ 499,400	
						福住公園	木製遊具修繕		
R4	85	R4.9.27	R4.9.27	R4.9.30	G	蓬川緑地他9箇所メーター漏水等修繕		¥ 497,860	
						1 蓬川緑地右岸	メーター漏水修繕	¥ 138,490	
						2 蓬川緑地左岸	止水栓漏水修繕	¥ 28,600	
						3 福住公園	便所小便器漏水修繕	¥ 19,250	
						4 若松公園	便所手洗器排水管詰まり修繕	¥ 31,680	
						5 北難波公園	便所洗浄弁漏水修繕	¥ 10,780	
						6 三反田公園	便所小便器漏水修繕	¥ 19,250	
						7 西の口公園	散水栓BOX蓋修繕	¥ 15,400	
						8 口の開公園	和便器詰まり取替修繕	¥ 183,480	
						9 上坂部西公園	便所小便器詰まり修繕	¥ 31,680	
						10 丸橋公園	便所小便器漏水修繕	¥ 19,250	
R4	B	R4.10.24	R4.10.24	R4.11.23	N	尾浜公園ポンプ取替工事		¥1,265,000	
						尾浜公園	ポンプ取替		
R4	101	R4.10.25	R4.10.25	R4.10.31	I	奥の防公園他3箇所ブランコ修繕		¥ 482,900	1座のブランコの座面1枚だけを補修。
						1 奥の防公園	ブランコ修繕	¥ 205,700	
						2 杭瀬北町子ども広場	ブランコ修繕	¥ 123,200	
						3 貝原子ども広場	ブランコ修繕	¥ 123,200	
						4 神子ヶ坪公園	ブランコ修繕	¥ 30,800	
R4	115	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.17	G	石田公園他6箇所和便器詰まり等修繕		¥ 451,550	
						1 石田公園	便所和便器詰まり修繕	¥ 211,970	
						2 富松城北公園	便所小便器漏水修繕	¥ 19,250	
						3 東富松北公園	便所小便器漏水修繕	¥ 19,250	
						4 若松公園	便所洗浄弁漏水修繕、洗浄弁点検及び調整	¥ 10,780	
						5 富松北公園	便所小便器詰まり修繕	¥ 31,680	
						6 中の島公園	便所小便器漏水等修繕、手洗器排水管詰まり通し	¥ 70,070	
						7 稲川公園	散水栓漏水修繕	¥ 88,550	
R4	116	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.17	A	塚口西第3公園他箇所車止め等修繕		¥ 492,800	
						1 塚口西第3公園	車止め修繕	¥ 433,400	
						2 上坂部西公園	給水管漏水修繕	¥ 59,400	
R4	118	R4.11.18	R4.11.18	R4.11.22	B	JR尼崎駅北広場ベンチ修繕		¥ 495,000	
						1 JR尼崎駅北広場	ベンチ修繕	¥ 383,680	
					99		安全対策・経費	¥ 112,200	
					99		「改め」と称する値引	¥ -880	

年度	番号	契約日	始期	終期	請負人	(場所)	(内容)	契約金額 内訳金額 (税込)	備考
R4	120	R4.11.18	R4.11.18	R4.11.22	A	福住公園他1箇所木製遊具等修繕		¥ 496,100	
						1 福住公園	木製遊具修繕	¥ 259,600	
						2 大井戸公園	給水管漏水修繕	¥ 236,500	
R4	123	R4.11.18	R4.11.18	R4.11.22	I	丸橋公園他一箇所木製遊具等修繕		¥ 490,600	
						1 丸橋公園	木製遊具修繕	¥ 429,000	
						2 毘陽の台田地子ども広場	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕	¥ 61,600	
R4	127	R4.11.28	R4.11.24	R4.11.28	I	三反田公園木製遊具等他2箇所修繕		¥ 491,700	
						1 三反田公園	木製遊具修繕	¥ 337,700	
						2 昭和公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕	¥ 123,200	
						3 床下川公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕	¥ 30,800	
R4	131	R4.11.30	R4.11.30	R4.12.5	I	園田東第2公園汽車遊具修繕			
						園田東第2公園	汽車遊具修繕	¥ 487,300	
R4	146	R4.12.21	R4.12.21	R4.12.28	A	金楽寺北公園他4箇所ﾌﾞﾗﾝｺ等修繕		¥ 495,000	
						1 金楽寺北公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕、すべり台修繕	¥ 151,800	
						2 名月西公園	給水管漏水修繕	¥ 16,500	
						3 腕田公園	ﾊﾞﾝﾌﾞ修繕、分電室修繕	¥ 88,000	
						4 友行公園	鋼製複合遊具等修繕、鉄棒修繕、公園灯修繕	¥ 137,500	
						5 出屋敷東子ども広場	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕、ﾌﾞﾈｽ修繕	¥ 101,200	
R4	149	R5.1.5	R5.1.5	R5.1.16	I	常光寺南公園木製遊具修繕			
						常光寺南公園	木製遊具修繕	¥ 498,300	
R4	X	R5.1.16	R5.1.16	R5.1.23	I	塚口第2公園他4箇所ﾌﾞﾗﾝｺ修繕		¥ 492,800	
						1 塚口第2公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕		
						2 佐環丘公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕		
						3 毘陽川排水路第2子ども広場	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕		
						4 穴太公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕		
						5 額田公園	ﾌﾞﾗﾝｺ修繕		
R4	181	R5.3.24	R5.3.24	R5.3.31	A	梶ヶ島南公園他4箇所ﾌﾞﾈｽ等修繕		¥ 434,500	
						1 梶ヶ島南公園	ﾌﾞﾈｽ修繕	¥ 183,700	
						2 塚口東公園	ﾌﾞﾚｲﾝｸﾞ修繕	¥ 85,800	
						3 小田東公園	ﾊﾞｽकेｯﾄｺｰﾙ修繕	¥ 13,200	
						4 腕田公園	ﾌﾞﾈｽ修繕	¥ 19,800	
						5 比竹谷公園	ﾌﾞﾚｲﾝｸﾞ修繕	¥ 132,000	

(請負人)

- A：長尾鉄建株式会社
- B：株式会社京阪テック
- C：有限会社ソーエイ建設
- D：株式会社ハシモト
- E：株式会社前田組
- F：竹村栄建株式会社
- G：株式会社西田管工
- H：西部造園土木株式会社
- I：株式会社西日本体器製作所
- J：安藤金網株式会社
- K：アルマーエンジニア株式会社
- L：三輝建設株式会社
- M：杭瀬設備工業所
- N：株式会社ABC

別表 2 分割発注整理表

契約番号 別表 1 参照	請負人 共通	内容 共通	場所 共通	工期の 間隔	要旨	共通部分の 合算金額 (税込)	契約全体の 合算金額 (税込)
令和 3 年度契約							
161-2 164-1,2 167-1	○	○		中 1 日 中 0 日	同じ請負人に対し、ほぼ連続してブランチ修繕を含む工事を発注している。	¥1,014,200	¥1,459,700
171-1 174-1,2 185-3,4		○		中 1 日 中 0 日	三名の請負人に対し、ほぼ連続してベンチ修繕の工事を発注している。	¥627,220	
令和 4 年度契約							
1-1 5-1,4 14-1	○	○		中 1 日 中 8 日	同じ請負人に対し、近接した時期にベンチ修繕を含む工事を発注している。	¥959,387	¥1,186,900
1-1 5-1,4 12-1 14-1		○		中 1 日 中 1 日 中 1 日	二名の請負人に対し、ほぼ連続してベンチ修繕を含む工事を発注している。	¥1,192,587	
2-1 12-2 16-1,2,3,4		○		中 8 日 中 1 日	三名の請負人に対し、近接した時期にフェンス修繕を含む工事を発注している。	¥1,038,950	
4-1,2 5-3 8-2 15-1 19-3 26-1		○		中 1 日 重複 中 8 日 中 8 日 中 6 日	五名の請負人に対し、近接した時期に木製遊具の修繕を含む工事を発注している。	¥1,264,450	
6-1 11-1		○		中 1 日	二名の請負人に対し、ほぼ連続してパーゴラ修繕を含む工事を発注している。	¥759,000	
9-1 11-1,2,3,4		○		重複	二名の請負人に対し、重複する工期にてブランチ修繕を含む工事を発注している。	¥680,460	
12-1,2 17-1			○	中 1 日	二名の請負人に対し、ほぼ連続した工期で同じ公園の各種修繕を発注している。 一者施工可能な内容であった場合には問題となる。	¥766,700	
40-1,2 46-1,3,4	○	○		中 6 日	同じ請負人に対し、近接した時期にすべり台修繕の工事を発注している。	¥782,100	¥984,500
40-6 46-2	○	○		中 6 日	同じ請負人に対し、近接した時期に公園灯の修繕工事を発注している。	(¥86,900)	¥984,500
101-1,2,3,4 123-2 127-2,3	○	○		中 17 日 中 5 日	同じ請負人に対し、近接した時期にブランチ修繕を発注している。	¥698,500	¥1,465,200
116-1,2 120-1,2	○	○		中 0 日	同じ請負人に対し、連続して給水管の漏水修繕工事を発注している。	(¥295,900)	¥988,900

2 中事業名：花と緑のまちづくり推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当

<事業の概要>

尼崎市が、昭和40年以来、「緑を育てる尼崎」「水とみどり そして人が輝くまち あまがさき」とのスローガンのもと、一貫して緑化促進に取り組んできたこと、「尼崎緑の基本計画」を策定して「緑のまちづくり」を進めていることは前述のとおりである。

そもそも、緑豊かなまちづくりを進めることは、住環境の改善をはじめ、まちの活性化等につながるうえ、まちを花と緑で美しく彩ることは市のイメージアップにつながる点で重要である。

他方、市民憲章に「わたくしたち尼崎市民は、環境をととのえ、花と緑をそだて、きれいな町をつくりましょう」と謳われるとおり、緑化には、市民参加や市民ボランティアによる活動が不可欠であり、これらを推進する必要がある。すなわち、市民の緑化意識の高揚及び浸透や、花づくりを通じた協働のまちづくりの一環としてコミュニティの醸成を図ることが重要である。

以上の目的のもと、緑の相談所やフィールド公園等で市民に対し緑化普及啓発を行い、市民の緑化意識の高揚を図ると共に、市民ボランティア等が企画・実施する「街なみ街かど花づくり運動」や「花のまちあまがさきチューリップ運動」を支援するものである。

<令和4年度決算額> 81,657,820円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 緑の普及啓発事業

小事業の名称	緑の普及啓発事業
所管部署	都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当
事業の目的・概要	緑の相談所の運営及びフィールド公園における緑化普及啓発活動を委託すること等により、市民の緑化意識の高揚を図るもの。 なお、後述の「緑の普及啓発事業（維持管理分）」とは、経費の性質により経理上区分されているだけで、実質は一体の事業である。

事業開始年度	平成16年度		
主な根拠規定	都市緑地法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	5,483,354	944,196	939,713

(補足説明)

本事業に対する意見は、以下の小事業と一括して記載する。

小事業の名称	緑の普及啓発事業（維持管理分）		
所管部署	都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当		
事業の目的・概要	<p>緑の相談所の運営及びフィールド公園における緑化普及啓発活動を委託すること等により、市民の緑化意識の高揚を図るものであるところ、同相談所やフィールド公園の維持管理業務を委託するもの。</p> <p>なお、前述の「緑の普及啓発事業」とは、経費の性質により経理上区分されているだけで、実質は一体の事業である。</p>		
事業開始年度	平成16年度		
主な根拠規定	都市緑地法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	46,001,740	48,919,818	48,963,027

(補足説明) なし

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	<p>121,550,000円(税込) 前金払</p> <p>公園計画・21世紀の森担当負担分 48,404,684円(税込)。前記各小事業から予算執行(*1:729,757円(税込)、*2:47,674,927円(税込))。</p> <p>*1 公園費 / 花と緑のまちづくり推進事業費 / 緑の普及啓</p>

	<p>発事業</p> <p>* 2 公園費 / 花と緑のまちづくり推進事業費 / 緑の普及啓発事業(維持管理分)</p> <p>公園維持課負担分 73,145,316 円(税込)。下記の別事業から予算執行。</p> <p>* 公園費 / 公園維持管理事業費 / 公園維持管理事業費(枠配分・維持管理経費)</p>
内容等	<p>上坂部西公園ほか7公園における、市民に対する緑化普及啓発活動を委託するもの。具体的には、上坂部西公園にある緑の相談所や各フィールド公園を拠点に緑化ボランティア団体と協働してイベントを開催したり花壇を管理したりする等により、市民に花や緑に対する関心や知識を深めてもらい、緑化に積極的に取り組んでもらえるよう、普及啓発活動を行うもの。</p>

【意見22】 合理的な効果指標の設定

尼崎市は、設定する効果指標について、一層合理的なものとなるように検討すべきである。

(理由)

市は、緑化に関する市民の認知度向上を図り、もって市民との協働により緑化の質・量両面の促進を目標としているところ、市民が緑化についてどの程度の関心を有しているかを測定すべく、開催するイベントの認知度を指標として設定している。

たしかに、緑化に対する市民の意識や行動を直接、数量的に測定することは容易でない。しかし、他の自治体の取組を参考にしたり、専門家の知見を活用する等により、一層合理的な効果指標を設定することができる可能性はあるように思われる。

なお、市は、令和5年度以降は、委託契約の仕様書において、緑化に関し「ファミリー世帯に対する魅力発信」を掲げており、他自治体の事例も参考に、緑化公園協会と協議しつつ具体化を検討するとのことである。また、イベントに参加した人だけでなく、参加しなかった人を対象に、原因や理由等を分析したいとのことであるので、ファミリー世帯の定住・転入増加に向けて、こうした取組を推進されたい。

3 中事業名：水路維持管理事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 河港課

<事業の概要>

尼崎市は、猪名川及び武庫川の下流域の沖積地が多く、市域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯であり、洪水や高潮等のリスクがあることから、伝統的に、県や近隣市と一体となり治水対策に取り組んできた。近年は、市街化の進展による保水機能及び遊水機能の低下、気候変動によるゲリラ豪雨の発生等を踏まえ、総合治水対策として、庄下川改修等により「ながす」機能を高めるとともに、学校等における表面貯留、透水性舗装や雨水貯留タンクの設置等により「ためる」機能も官民一体で高めつつある。市民の防災意識向上や避難の支援、防災設備の拡充や災害時連携協定の締結等、「そなえる」取組も進めている。

以上を背景に、市は、市内約20.9kmにわたる指定水路の保全と適正な利用を図るべく、日々、浮きごみの処理、暗渠や管渠の清掃、浚渫などの管理を行っている。また、適宜、補修工事を行ったり、水路を横断する際の通路橋の使用を希望するものに対し使用許可を行うなどしている。

指定水路とは、河川法の適用等のない河川、溝渠、井溝、ため池であって市長が指定したものと、その護岸、堤防、水門その他水路に付属する所定の施設（管理施設）とをいう。

用語説明

暗渠（あんきょ）：地下に設けられた、水を流すみぞ。

管渠（かんきょ）：地下に設けられた、水を流す管。

浚渫（しゅんせつ）：水の流れをよくするため、水底にたまった土砂を掘り取ること。

河川法の適用を受ける河川：一級河川、二級河川及びその河川管理施設。

溝渠（こうきょ）：土を掘った、水を流すみぞ。

井溝（せいこう）：井戸とみぞ。

そもそも水路には、自然発生する藻や水草、堆積する土砂のほかに、人が投棄したごみが蓄積することがあり、これらは流水の阻害や溢水につながる。水路内で発見されたごみには、空き缶、ペットボトル、買物用ビニール袋のみならず、自転車、バイク、ふとん、消火器、家電製品まであったが、水路に投棄せず、適切に廃棄すべきことは当然である。

他方、近年は、水質のよい場所にしか生息しない水草（ミクリ。絶滅危

惧種)が発見されており、市内の水質が改善しているものと思われる。清掃に際しても可能な限り上記水草の保全に配慮するよう努めているが、ごみの投棄や油・塗料等の流入により水質は容易に悪化してしまうことから、市民の理解と協力が重要と考えられる。

また、市は、河川清掃等のイベントを開催し、河川愛護活動を支援しているが、住環境の維持改善に向けて、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠である。

なお、指定水路の場所は地図情報あまがさき（公開型 GIS サイト）又は河港課窓口にて確認することができ、指定水路と私有地との境界については、道路課（明示担当）にて確認することができる。他方、以下の河川、港湾等は、指定水路に含まれず、市の管理ではない。

指定水路に含まれない河川等	管理者
(一級河川) 猪名川 藻川	国土交通省 猪名川河川事務所 園田出張所
(一級河川) 空港川	兵庫県 宝塚土木事務所 管理第2課
(一級河川) 神崎川 伊丹川 昆陽川 昆陽川捷水路 富松川 上坂部川 旧猪名川 庄下川の玉江橋（国道2号線）よりも上流 (二級河川) 武庫川の阪神電鉄本線よりも上流 蓬川の西難波町2丁目31番地先から入江橋（国道2号線）まで	兵庫県 西宮土木事務所 管理第2課
(一級河川) 庄下川の玉江橋（国道2号線）よりも下流 中島川 左門殿川 旧左門殿川 (二級河川) 武庫川の阪神電鉄本線よりも下流	兵庫県 尼崎港管理事務所 業務管理課

指定水路に含まれない河川等	管理者
蓬川の入江橋（国道2号線）よりも下流 （その他） 北堀運河、東堀運河、西堀運河、中堀運河 港湾施設、海岸	

<令和4年度決算額> 155,873,211円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 水路維持管理事業費（緊急浚渫推進事業）

小事業の名称	水路維持管理事業費（緊急浚渫推進事業）		
所管部署	都市整備局 土木部 河港課		
事業の目的・概要	市内一円の水路の浮きごみの処理及び浚渫を委託するもの。		
事業開始年度	昭和52年度		
主な根拠規定	尼崎市水路管理条例、尼崎市水路管理条例施行規則		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	161,733,019	148,095,403	148,482,477

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 市内一円水路浮きごみ等処理業務委託（その1）～（その6）

契約日	令和4年4月1日
契約方法	単価契約 指名競争入札（合併入札）
受注者	市内を6ブロックに分割し、各ブロックごとに一者を選定。
契約金額	各ブロックごとに最も低い価格を提示した者が提示した金額（個々の単価表は省略）。
内容等	市内一円の水路の浮きごみ処理、浚渫及び水路の清掃等。

（補足説明）

市内一円の指定水路内のごみの回収、浚渫、清掃等を委託している。

市には古来、農業用・灌漑用の水路が多数設置されていたが、現在も開渠や暗渠として市街地内にも多数の水路が残存している。これらの全てについて、市のみで迅速に発見して浮きごみ処理等の対応を行うには限界があるため、市

民との協働が重要である。そこで、市や委託事業者による調査、点検のほか、市民からの通報により問題箇所を発見し、これを浚渫・清掃等につなげるフローを構築した。市民からの通報（電話又はあまレポによる。）は、年間数百件単位であり、市民との協働が効果的に機能していると考えられる。

【意見23】 実態を伴わない単価契約工事等指示書の発出

市は、実態を伴わない「単価契約工事等指示書」の発出を改めるとともに、特記仕様書の内容を現場での作業の実態に即して改訂すべきである。

(理由)

当該契約は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを期間とし、受託業者が処理した浮きごみや浚渫土等の数量を基に委託料を決定する単価契約であるところ、毎月、月初めに、数量等を白地にした「単価契約工事等指示書」に従って履行されたものと取り扱われており、また、その指示書も、月ごとに規則性なく複数発出されている。実態を伴わない「単価契約工事等指示書」の発出は、事務として不適切であると言わざるを得ず、複数の指示書の発出は、決裁規程の潜脱が疑われかねない行為である。

また、当該契約の履行に当たっては、随時、受託者との間で「水路維持関係業務調査報告書・連絡書」を授受し、対象となる水路の堆積土砂、塵芥、藻、雑草の状況を把握し、処理が必要となる業務場所やその範囲を確認したうえで、浮きごみ処理工、浚渫工、暗渠人力清掃工等の委託業務を実施させ、写真記録の提出を求めてその履行状況を確認するとともに、受託業者がその処理のために尼崎市立クリーンセンターに搬入する浮きごみや浚渫土等の数量を基にその委託料を決定している。これらの契約の履行手順には、経済性、合理性を確保するための実務上の工夫が見受けられ、委託料自体に過不足があるとは認められないものの、受託事業者との間で授受する書類の名称やその授受にかかる手順等につき、特記仕様書による約定とは必ずしも一致しておらず、現場での作業の実態に即した仕様を定めるべきである。

4 中事業名：空家対策推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 住宅部 住宅政策課

<事業の概要>

尼崎市は、住生活基本計画として「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定し、市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び

向上の促進に関する施策を推進している。

ところで、市では、空き家の増加がみられるが、特に安全、衛生、景観等の地域住民の住環境に深刻な影響を及ぼしている老朽住宅の除却促進を図ることで、住宅の新規供給を誘導するとともに、良質な住宅ストックの形成を図り、もってまちの魅力をより高めるべく取り組んでいる。

具体的には、適正な管理が行われていない危険な空き家の所有者に対し指導等のほか、利活用や処分を支援する等の取組を行っている。また、建替が困難な事情のある場合には、除却に関し補助金を支給する、無接道地の解消策を講じる等の取組を行っている。

これらの取組の結果、平成27年度以降、老朽危険空家等に関する苦情や相談が1,099件あったもののうち799件が修繕や解体等により解決した。また、令和4年度は、所有者に対する指導等により自主的に解体・改善されたものが98件であった。

さらに、老朽危険空家等を発生させないために市民を啓発し、解体を促進する施策を講じ（補助制度の高度化、固定資産税住宅用地特例の適用除外等）、関係部局・機関・団体等との連携を図る等、「尼崎市空家等対策計画」に基づき総合的・計画的に空家等対策に取り組んでいる。

<令和4年度決算額> 23,451,000円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 連携推進事業費

小事業の名称	連携推進事業費		
所管部署	都市整備局 住宅部 住宅政策課		
事業の目的・概要	空家等又は法定外空家等の所有者等を特定するために他部局・他機関等と連携しつつ調査を行う。 また、当該空家等の所有者等の所在不明、相続人不明等の場合であって必要なときは、不在者財産管理人、相続財産清算人等をして当該空家等を管理又は除却させるべく、他機関等との連携を図る。		
事業開始年度	平成30年度		
主な根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,006,000	1,506,270	2,010,060

(補足説明)

用語及び手続の流れ図については、適宜、末尾の表を参照。

市は、特定空家等又は危険空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境保全に必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告及び命令することができ、最終的には所有者等に代わって必要な措置を自ら執行し、その費用を強制的に徴収することができる（空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家等対策特措法」という。）第14条第1項から第9項まで、危険空家等対策条例第8条から第11条まで、行政代執行法第3条から第6条まで）。

そして、その前提として、市は、所有者等を把握するため、他の地方公共団体等とも連携しつつ、調査を行う（空家等対策特措法第9条第1項、第10条、危険空家等対策条例第6条）。

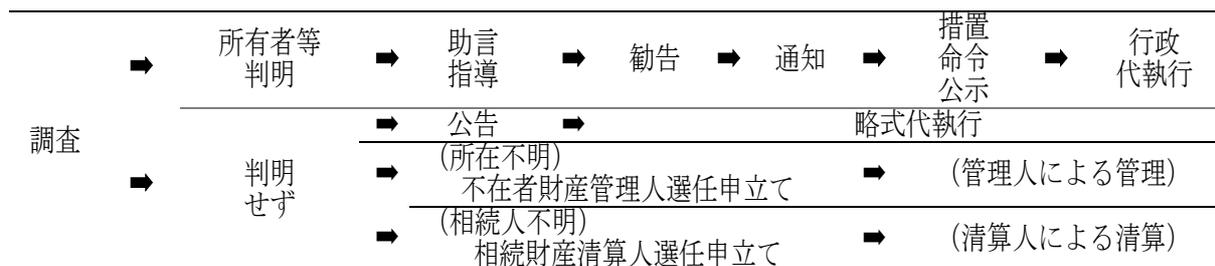
もともと、所有者等の氏名や所在が分からない場合や、所有者等が死亡しており相続人があるか不明な場合がある。こうした場合、市は、命令を発することができない一方、所定の特定空家等にあつては、前述の方法よりも簡易の手続で、所有者等に代わって必要な措置を自ら執行することができる（空家対策特措法第14条10項。略式代執行という）。他方、危険空家等にあつては略式代執行を行うことができない。

そこで、市は、裁判所に対し、所有者等の所在不明の場合にあつては不在者財産管理人（民法第25条）、所有者等の相続人存否不明の場合にあつては相続財産清算人（民法第952条）の選任を申し立てて、これらの者による管理又は処分に期待する、との方針を選択する場合がある。

なお、市は、この申立てに際し、裁判所に対し申立手数料等のほか、多くの場合は予納金を納付する必要がある。相続財産清算人による清算終了時に余剰資産があるときは、市は予納金の還付を受けることができる一方、これがないときは還付を受けることができず、市の負担となる。

以上の理由により、尼崎市は、調査費用、不在者財産管理人及び相続財産清算人の選任に要する費用を支出しているものである。

＊ 手続の流れ図（特定空家等を想定）



* 空き家に関する用語

用語	意味・根拠
空家等対策特措法	空家等対策の推進に関する特別措置法
危険空家等対策条例	尼崎市危険空家等対策に関する条例
空家等	居住・使用されていないことが常態化している建築物と附属の工作物、敷地、立木等 (空家等対策特措法第2条第1項)
特定空家等	空家等のうち次のもの ・倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのあるもの ・著しく衛生上有害となるおそれのあるもの ・適切な管理が行われていないことで著しく景観を損なっているもの ・周辺的生活環境保全のため放置することが不適切なもの (空家等対策特措法第2条2項)
法定外空家等	・空家等 ・居住・使用されていないことが常態化している、建築物に類するものと附属の工作物、敷地、立木等であって、法令に基づく措置命令等の対象外であるもの (例) 連棟式建物(長屋)の一部等 (危険空家等対策条例第2条第1項第1号)
危険空家等	法定外空家等のうち次のもの ・倒壊し、その他著しく保安上危険となるおそれがあるもの ・著しく衛生上有害となるおそれがあるもの ・不特定者が容易に侵入又は使用でき、犯罪行為を誘発するおそれがあるもの ・生活環境保全等のため放置することが不相当と市長が認めるもの (危険空家等対策条例第2条第1項第2号)
管理不全空家等	特定空家等及び危険空家等 (尼崎市空家等対策計画第1章(3))
老朽危険空家等	管理不全空家等のうち、特に状態が悪く対応を急ぐもの。 すなわち、尼崎市一団の土地に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助要綱の別表1の基準による評点が100点以上のもの。 (尼崎市空家等対策計画第1章(3))、尼崎市一団の土地に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助要綱第2条5項)
所有者等	空家等の所有者又は管理者 (空家等対策特措法第3条)

<監査の結果・意見>

【意見24】 法定制度の一層の活用

尼崎市は、空き家の解消に向けて、相続財産清算人、不在者財産管理人等の制度を、一層合理的に活用すべきである。

(理由)

市が、空き家の危険除去等を目的として不在者財産管理人の選任を裁判所に対し申し立てたところ、裁判所が選任した管理人は、当該空き家の危険を一時的に除去したものの、空き家の処分等の抜本的な解決策を講じなかったという事例があった。その結果、市は、裁判所に予納した50万円のうち40万円の還付を受けられなかった一方、当該空き家には、将来、同様の危険が生じる可能性が残ることとなった。

なお、空き家対策は開拓途上の分野であって種々の課題に直面することも予定されているのであるが、市においては、期待する結果につながらなかった事例についても「全国空き家対策推進協議会」を通じ、全国の空き家対策の実務担当者との間で情報を共有し、対応事例の蓄積に努める等、運用改善に向けて不断の努力を続けており、果敢に挑戦し、試行錯誤を続ける姿勢は高く評価すべきものである。

そもそも、不在者財産管理人は、不在者の財産の管理保存を本来の職責としており、その処分に消極的となることも理解できる（民法第28条前段、遠藤浩・良永和隆編「基本法コンメンタール民法総則 第6版」85頁、裁判所職員総合研修所編「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究 別表第一事件を中心に」355頁）。しかし、当該空き家の所有者が7年以上生死不明であった可能性が高いことを考慮すると、不在者財産管理人において失踪宣告の審判を申し立てることも検討に値するものであったと解される（民法第30条第1項、梶村太市・石田賢一・石井久美子編「家事事件手続書式体系I 第2版」308頁、裁判所職員総合研修所前掲362頁）。そして、失踪宣告の審判が確定し、当該不在者に相続人のあることが明らかでない認められるときは、相続財産清算人の選任も可能となり（民法第31条、第882条、第951条）、相続財産清算人による空き家の処分も可能となったものと解される。

しかしながら、実務上、不在者財産管理人にも裁量があり、現実には方針が区々となり、失踪宣告の審判申立てにまで及ばない可能性がある。

そこで、市は、裁判所、弁護士会等と実務者協議をもち、各種の問題事例について積極的に情報を発信し、裁判所や弁護士会に対し運用改善を求める等の

方法により、空き家問題の抜本的解消に向けて、一層の運用改善に努められたい。

イ 空家等除却補助事業費

小事業の名称	空家等除却補助事業費		
所管部署	都市整備局 住宅部 住宅政策課		
事業の目的・概要	居住環境の整備改善を図るため、問題ある空家等の除却工事の費用を補助するもの。老朽危険空家(令和5年度に終了)、特殊空家及び「一団の土地に存する老朽危険空家等に該当する住宅等」の除却費補助制度を運用する。		
事業開始年度	令和3年度		
主な根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法		
決算額(円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	1,506,270	17,503,000

(補足説明)

本小事業は、以下の各補助制度により構成されている。

(ア) 老朽空家に係る除却費補助制度

本制度は、利活用が困難な不良度の高い空き家の早期除却を促進することにより、周辺的生活環境への悪影響を防止し、安全で安心して暮らせる住環境の形成を図るため、除却に要する費用の一部を補助するものである(尼崎市老朽空家に係る除却費補助金交付要綱第1条)。

令和3年度には5件の申請があり、全件に交付した。令和4年度には5件の申請があり、うち4件に交付した。なお、令和5年度までの制度であり、本報告書の作成時点で、既に受付を終了している。

補助の対象(概略)	<p>対象者が行う、対象となる空き家の除却工事。</p> <p>1 対象者(以下の全てを満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる空き家を所有し、その除却を行おうとする自然人。 ・対象となる空き家について、所有権その他の権利を有する者全員から同意を得ている者。 ・対象となる空き家について、空家等対策特措法及び危険空家等対策条例に基づく措置命令を受けていない者。 ・その他、世帯所得が所定額以下であり、市税の未納がなく、暴力団員等でない等の者。 <p>2 対象となる空き家(以下の全てを満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築され、令和元年5月1
-----------	---

	<p>日以前から申請時まで居住その他の用に供していない、本市にある住宅。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱別表1の不良度判定基準に基づく評点合計が50点以上であるもの。 ・建替えにより周辺の建物の更新を妨げるおそれのある土地に存しないもの。 ・共同住宅にあっては、一棟全体につき前各要件を満たすもの。 <p>3 対象となる除却工事（以下の全てを満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、敷地全体を更地にするもの。 ・国・地方公共団体等から他の補助金等を受けていないもの。 ・補助金の交付決定後に着手するもの。
補助金の額 (概略)	<p>申請者が申請する除却に要する費用の金額と、国土交通大臣が定める標準除却費から算出した金額とのいずれか低い金額に対し、その2分の1。ただし、上限額の範囲内。</p> <p>1 標準除却費 家屋延床面積に次の標準単価を乗じて得た金額。 木造家屋 :31,000 円/m² 非木造家屋 :44,000 円/m²</p> <p>2 上限額 戸建住宅 : 30 万円 切離しを伴う長屋住宅 :50 万円(1戸当たり) 同一所有者の長屋住宅及び共同住宅 : 1戸あたり 30 万円又は全体で 90 万円のいずれか低い金額</p>
手続 (概略)	<p>1 (申請者) 交付申請書の提出 2 (市) 交付決定 3 (申請者) 除却工事の着工 4 (申請者) 工事完了報告書の提出 5 (市) 補助金額確定通知 6 (申請者) 補助金交付請求書の提出 7 (市) 補助金の交付</p>

(イ) 特殊空家に係る除却費補助制度

本制度は、「跡地の活用等による解体費用の補填が困難であることが解体の障害となっている借地上に存する長屋住宅及び無接道敷地に存する住宅の空き家」に関し、早期の除却を促進し、周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、安全で安心して暮らせる住環境の形成を図るため、除却に要する費用の一部を補助するものである（尼崎市特殊空家に係る除却費補助金交付要綱第1条）。

令和3年度には13件の申請があり、うち12件に交付し、令和4年度には15件の申請があり、全件に交付した。なお、本報告書の作成時点で、既

に令和5年度の申請受付期間は終了している。

<p>補助の 対象 (概略)</p>	<p>対象者が行う、対象となる空き家の除却工事。</p> <p>1 対象者（以下の全てを満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる空き家を所有し、その除却を行おうとする自然人。ただし、無接道敷地に存する空き家（2参照）にあつては、当該敷地の所有者で、当該敷地上の空き家の除却を行おうとする自然人も含まれる。 ・対象となる空き家について、所有権その他の権利を有する者全員から同意を得ている者。 ・対象となる空き家について、空家等対策特措法及び危険空家等対策条例に基づく措置命令を受けていない者。 ・その他、世帯所得が所定額以下であり、市税の未納がなく、暴力団員等でない等の者。 <p>2 対象となる空き家（以下の全てを満たすもの）</p> <p>[借地上に存する長屋住宅である空き家]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住その他の用に供していない、本市にある住宅。 ・親族でない者が所有する土地にある長屋住宅。 ・要綱別表1の判定項目のいずれかに該当するもの。 ・建替えにより周辺の建物の更新を妨げる土地に存しないもの。 <p>[無接道敷地に存する空き家]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住その他の用に供していない、本市にある住宅。 ・無接道敷地（建築基準法第43条第1項の接道要件を充足せず同条第2項の許可を受けない敷地）にあるもの。 なお、当該敷地の隣接地を対象者又はその親族が所有しているときは、当該敷地及び隣接地を一体としてみたとしても、無接道敷地に当たることとなるもの。 ・共同住宅にあつては、一棟全体につき前各要件を満たすもの。 <p>3 対象となる除却工事（以下の全てを満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、敷地全体を更地にするもの。 ・国・地方公共団体等から他の補助金等を受けていないもの。 ・補助金の交付決定後に着手するもの。
----------------------------	---

補助金の額 (概略)	<p>申請者が申請する除却に要する費用の金額と、国土交通大臣が定める標準除却費から算出した金額とのいずれか低い金額に対し、その3分の2。ただし、上限額の範囲内。</p> <p>1. 標準除却費 家屋延床面積に次の標準単価を乗じて得た金額。 木造家屋 : 31,000 円/m² 非木造家屋 : 44,000 円/m²</p> <p>2. 上限額 次の二者以外のもの : 50 万円 切離しを伴う長屋住宅 : 70 万円(1 戸当たり) 同一所有者の長屋住宅及び共同住宅 : 1 戸あたり 50 万円、又は全体で 150 万円のいずれか低い金額</p>
手続 (概略)	<p>1 (申請者) 交付申請書の提出 2 (市) 交付決定 3 (申請者) 除却工事の着工 4 (申請者) 工事完了報告書の提出 5 (市) 補助金額確定通知 6 (申請者) 補助金交付請求書の提出 7 (市) 補助金の交付</p>

<監査の結果・意見>

【意見25】 要綱等の分かりやすい表記

尼崎市は、市民向けに、本補助制度の説明が一層平易なものとなるよう工夫すべきである。

(理由)

本補助金は、所定の空き家所有者を対象とするものであるが、要綱及び尼崎市公式HPに記載された制度趣旨の説明の一部に、必ずしも分かりやすいものでない点がみられた。市民に制度趣旨を正確に理解してもらうことで、適正な申請の増加及び対象となる空き家の除却の推進につながる以上、一層、市民に理解しやすい説明とすることが重要である。

具体的には、「跡地の活用等による解体費用の補填が困難であることが解体の障害となっている」という文言について、これは「空き家を解体しても自らその底地を利用又は処分することが困難であるため、空き家解体のインセンティブに乏しい場合」を意味するのであるが、必ずしも平易でない。

なお、要綱では上記文言が「特殊空家」の定義に含まれており、整合性を維持しつつ調整するには負担が予想される一方、尼崎市公式HP等での制度案内に追記する等の方法であれば、そうした不都合は比較的小さくなる可能性がある。

(ウ) 一団の土地上に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助制度

本制度は、無接道敷地及び小規模敷地を解消し、土地の有効活用を可能とすることで、新規住宅等の供給を促進し、もって良好な住環境の形成を図ることを目的として、一団の土地上に存する老朽危険空家等を同一の時期に一括して除却する場合に、その除却費用の一部を補助するものである（尼崎市一団の土地上に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助要綱第1条）。

令和3年度には1件の申請があり、交付した。令和4年度には5件の申請があり、全件に交付した。なお、本報告書の作成時点で、既に令和5年度の申請受付期間は終了している。

補助の対象 (概略)	<p>対象者が行う、対象となる住宅等の除却工事。</p> <p>1 対象者（以下の全てを満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住宅等の所有者及び対象となる住宅等の敷地の所有者が、当該住宅等の除却を委託したもの。 ・対象となる住宅等について所有権その他の権利を有する者全員から同意を得ているもの。 ・その他、市税の未納がなく、暴力団員等でない 等の者。 <p>2 対象となる住宅等（以下の全てを満たすもの）</p> <p>[密集区域内の住宅等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空家等（特定空家等又は危険空家等のうち、要綱別表1の不良度判定基準に基づく評点が合計100点以上のもの）、及び、老朽危険空家等の倒壊等又はそのおそれにより、住宅の利用を妨げられる状況にある、老朽危険空家等でない他の住宅。 ・住宅が密集し、老朽危険空家等が複数存在し、かつ、無接道敷地（建築基準法第43条第1項の接道要件を充足せず同条第2項の許可を受けない敷地）に建築されているものがある等の状況にあり、火災に伴う延焼、地震に伴う建物倒壊、緊急車両の進入困難等により大きな被害が生じるおそれがある区域にあるもの。 ・老朽危険空家等単体での除却が道路事情等に照らし不可能又は極めて不効率であるもの。 ・空家等対策特措法又は危険空家等対策条例に基づき、措置命令を受けるものでなく、行政代執行を受けるものでないもの 等。 <p>[無接道敷地等にある長屋住宅等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長屋住宅、共同住宅又は外壁に隙間なく建て込んでいる複数の戸建て住宅であって、老朽危険空家等に当たるもの。
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・無接道敷地又は小規模敷地（尼崎市住環境整備条例第18条第1項の最低敷地面積未満の敷地）に建築されたもの。 ・構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第1項第3号）の著しい破損等により、倒壊の危険が差し迫っており、周囲の人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの。 ・住宅所有者と敷地所有者とが異なる、敷地の形状等が活用困難である等、住宅除却のインセンティブに乏しく、速やかな除却を期待できない事情のあるもの。 <p>3 対象となる除却工事（以下の全てを満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象の住宅等全てを同一の時期に一括して除却し、全ての敷地を更地にするもの。 ・無接道敷地又は小規模敷地を解消する旨の計画について、当該敷地及び対象住宅等の所有者が合意しているもの。 ・原則、国・地方公共団体等から他の補助金等を受けていないもの。 ・補助金の交付決定後に着手し、申請年度の1月末日までに完了するもの。
補助金の額 (概略)	<p>[各戸ごとの除却費用が明示されている場合]</p> <p>1戸ごとに、申請者が申請する除却に要する費用の金額と、国土交通大臣が定める標準除却費から算出した金額とのいずれか低い金額に対し、その3分の2。ただし、上限額の範囲内。</p> <p>1 標準除却費</p> <p style="padding-left: 2em;">家屋延床面積に次の標準単価を乗じて得た金額。</p> <p style="padding-left: 2em;">木造家屋 :31,000 円/m²</p> <p style="padding-left: 2em;">非木造家屋 :44,000 円/m²</p> <p>2 上限額</p> <p style="padding-left: 2em;">次のものを除く住宅 :補助対象の住宅1戸当たり 50万円</p> <p style="padding-left: 2em;">長屋住宅又は共同住宅:補助対象の住宅1戸当たり 50万円。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、10戸以上のときは1棟当たり 500万円。</p> <p>[各戸ごとの除却費用が明示されていない場合]</p> <p>1戸ごとに、次の方法で計算した金額の3分の2（ただし50万円以内）。なお、各戸で極端な相違があり著しい負担の不均衡が生ずるときは、この限りでない。</p> <p>1戸当たりの金額</p> $= \frac{\text{一団土地全除却対象の除却費用合計} \times a}{b}$ <p>a：一団土地全除却対象の延床面積合計</p> <p>b：一団土地全住宅（除却対象外を含む）の延床面積合計</p>

<p style="text-align: center;">手続 (概略)</p>	1	(申請者) 事前審査申込書の提出
	2	(市) 事前審査結果の通知 (一団の土地認定)
	3	(申請者) 交付申請書の提出
	4	(市) 交付決定
	5	(申請者) 除却工事の着工
	6	(申請者) 工事完了報告書の提出
	7	(市) 補助金額確定通知
	8	(申請者) 補助金交付請求書の提出
	9	(市) 補助金の交付

<監査の結果・意見>

【意見26】 権利者の同意取得方法の検討

尼崎市は、除却する空き家の権利者等の同意を、より確実に確認できる方法を模索すべきである。

(理由)

尼崎市は、「当該一団の土地上に存する老朽危険空家等に該当する住宅等について、所有権又はその他の権利を有する者（以下「権利者等」という。）が存する場合にあっては、当該老朽危険空家等に該当する住宅等の除却について、すべての権利者等の同意を得ていること」を補助金交付の要件とし（尼崎市一団の土地上に存する老朽危険空家等に該当する住宅等の除却費補助要綱第4条第1号ウほか）、その証明として、除却する空き家の権利者等が署名押印した、建物除却・退去に関する同意書等の提出を求めている。

この同意書等は、申請者（施行者）において、権利者等から取得して尼崎市に提出するのであるが、申請者が偽造したり、権利者等の確認や権利者等からの同意の取得を不適切に行うなどのリスクがある。

こうした行為は、申請者たる施行者に帰すべき問題であるが、制度を用意した尼崎市としても、不当な申請者が権利者等の財産権を侵害することに伴い申請者と権利者等との間の紛争に巻き込まれることのないよう、安全策を講ずることが望ましい。

具体的には、申請者に対し引き続き注意喚起するほか、疑義のあるときは、各権利者等から直接に同意書等の提出を受ける、実印の押印を要求する、各権利者等に直接意思・事情等を確認するなどの方法が考えられる。

ただし、本制度は、早期の解消が望ましい一団の土地上の老朽危険空家等を対象としていることから、常に厳格な手続を要求すべきものとまでは解し難い。除却の必要性、リスクの内容、程度、事務負担等を実質的かつ総合的に判断したうえで対応することが求められている。

以上を踏まえ、一層合理的な実務運用となるよう工夫を続けられたい。

5 中事業名：すまいづくり支援・情報提供事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 住宅部 住宅政策課

<事業の概要>

尼崎市は「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定し、安心して住み続けられる住まい・まちの実現、持続性のある住宅ストックの形成、選ばれる住まい・まちを目指した魅力創出を目標に取り組を進めている。

ところで、市では、分譲マンションの老朽化と住民の高齢化という課題がみられるが、住民がマンションを適正に維持管理し続けられるよう、管理に関する知識普及を図っている。

具体的には、セミナー等を実施し、マンション管理組合相互の情報交換等を支援しているほか、マンション管理組合の要望に応じ専門家を派遣している。また、高経年マンション等の管理不全を予防するため、適宜、市がマンション管理組合による管理状況の概要を把握する等の取組を図っている。

さらには、分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の助成も行っており、高齢者等に住みよい住環境の整備にも配慮している。

以上のとおり、市の住まい・まちに関する課題や地域特性を踏まえ、多様な主体と連携し、ハード・ソフトの両面で住宅政策を進めている。

<令和4年度決算額> 1,830,000 円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア マンション管理適正化推進事業費

小事業の名称	マンション管理適正化推進事業費
所管部署	住宅政策課 住宅部 住宅政策課
事業の目的・概要	市が、市内に存するマンションの管理組合等に対し、マンションの管理に関する専門家である分譲マンションアドバイザーを派遣し、マンションの管理に必要な助言等を行わせる事業を実施することにより、マンション管理組合員等のマンション管理に関する意識を高め、マンション管理への自主的かつ積極的な参加を促し、もって本市内における良質な住宅ストックの蓄積及び良好な居住環境の形成を促進することを目的とする。

事業開始年度	平成29年度		
主な根拠規定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	99,000	484,726	439,278

(補足説明)

市内の分譲マンション管理組合等（以下「管理組合等」という。）は、市に対し分譲マンションアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を申請し、市の派遣決定を受けたときは、市が派遣するアドバイザー（原則1名）から助言を受けることができる。

アドバイザーは、マンション管理士、一級建築士、技術士、弁護士又は司法書士のうち要綱所定の要件を満たすものであって、市の登録を受けたものである。

管理組合等が、本事業に基づきアドバイザーから助言を受けることができる事項とできない事項は下表のとおりである。

管理組合等は、本事業に基づきアドバイザーから助言を受けるに際し、アドバイザーに対する相談料を負担する必要はなく、市がこれを負担する。ただし、1回2時間以内、年度内5回の利用に限られる。また、市の予算の範囲内で実施される。

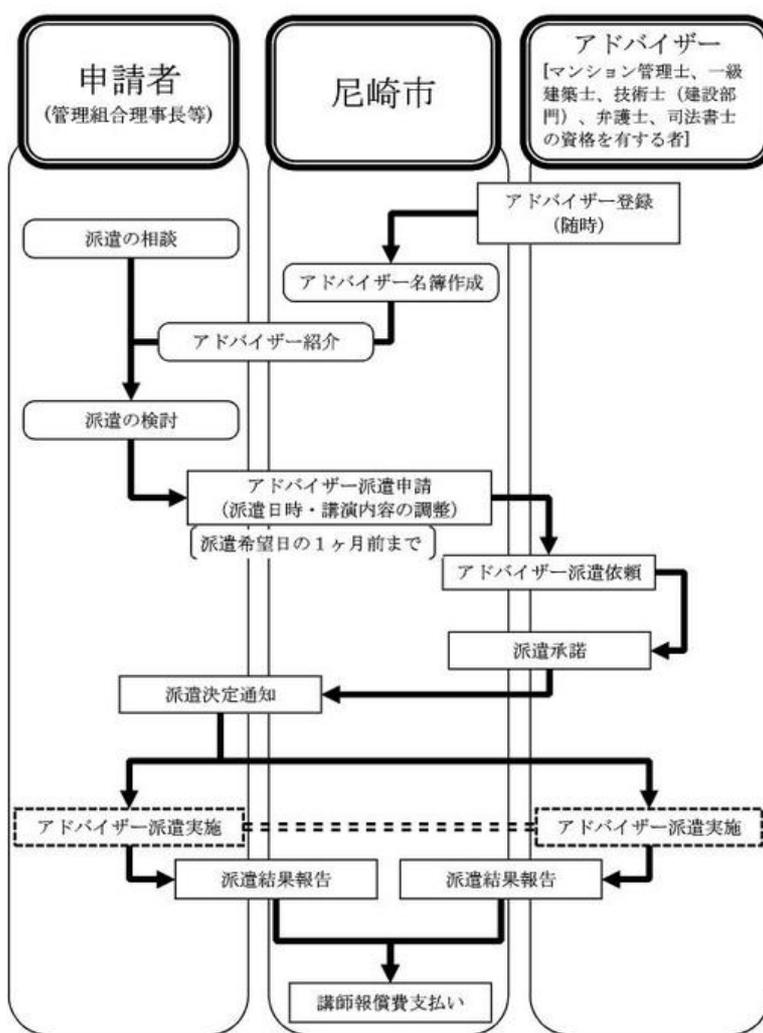
管理組合等は、派遣を希望するアドバイザーを指定することができる一方、アドバイザーから助言等を受ける際には3名以上で参加しなければならない。また、派遣希望日の1か月前までに派遣申請書を提出しなければならない。なお、実務上、申請前に所管部署に問い合わせることが推奨されている。

助言等を受けることができる事項	助言等を受けることができない事項
1. 管理組合の設立、運営及び管理規約等に関すること	1. 測定器等を使用したマンションの精密測定、詳細調査及び劣化診断に関すること
2. 管理費及び修繕積立金等の財務に関すること	2. 長期修繕計画を策定すること
3. マンションの管理に係る契約に関すること	3. 大規模修繕工事の業務内容を検討すること
4. 長期修繕計画の作成及び見直しに関すること	4. マンションの設計、工事及び維持管理の業務の受発注、見積等の比較、業者の紹介及び業者の選定に関すること
5. 大規模修繕工事計画の作成及び見直しに関すること	5. 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争の解決及び権利調整に関すること
6. マンションの改修又は耐震性の向上に関すること	
7. マンションの建替えに関すること	

8. と その他、マンションの管理又は運営に関すること	6. マンションの瑕疵についての判断に関すること 7. 営業活動又は勧誘に関すること 8. その他、本事業の趣旨に合致しないと市長が認める事項
--------------------------------	---

なお、本事業においては、「長期修繕計画の作成及び見直しに関すること」について助言を受けることはできるが、「長期修繕計画を策定すること」自体を依頼することはできない。

事業の流れ図



尼崎市公式HPより

<監査の結果・意見>

【意見27】 事業の更なる拡充・効率化

尼崎市は、市内の分譲マンションの管理組合等の需要の把握に努め、その必要に応じて、尼崎市分譲マンションアドバイザー派遣事業について更なる拡充を図るべきである。

(理由)

「分譲マンションの適正管理の促進」は、「尼崎市住まいと暮らしのための計画」において「既存住宅の質の維持・向上と有効活用の推進」に向けた主要プロジェクトとして掲げられた施策の一つであるところ、実績報告に付されたアンケートにおいても、派遣された専門家アドバイザーによるアドバイスを受けた感想として、そのほとんどで「非常に有意義であった」との回答がなされており、事業効果が高いものと評価できる。

しかるに、その予算は、年々増額されているとはいえ、令和4年度においては20件分360,000円、令和5年度においても25件分450,000円にとどまっております（令和4年度は当初予算20件に対し20件の利用があり、令和5年度は5件分増やして25件の予算を確保したが、令和5年12月時点で既に15件利用されている。）、市内に662棟存在する分譲マンションの管理組合の潜在的な需要を賄いきれていないものと推測される。

そのため、本事業の予算の拡充を検討するほか、市によるアンケート調査にも応答がされない等その管理の実態すら把握し難く、問題の深刻化が懸念される分譲マンションへの接触を強化する等、本事業の更なる拡充を図るべきである。

この点、聴取した内容によると、市では、本事業がより多くの方に利用されるよう広報にも力を入れており、市報と尼崎市公式HPへの掲載に加え、分譲マンションを対象とするアンケート調査を行う際に本事業の案内を同封し、分譲マンションの管理組合等に直接、本事業の案内を送付する等の対応を行っているとのことである。そして、これまでに市が実施したアンケート調査において回答が得られた194件のうち、「管理会社に委託している」との回答が111件（57%）あったうえ、市のほかにも、（一社）兵庫県マンション管理士会や兵庫県（ひょうご住まいサポートセンターを運営）、（公財）マンション管理センター等が相談窓口を設けており、本事業以外にも相談等の窓口が存在することが、現状の予算の範囲で賄えている要因と考えているとのことであった。また、市によるアンケート調査に応答がされないマンションに対しては、職員が直接訪問して確認を行うほか、令和4年度には、（一社）兵庫県マンション管

理士会による現地調査や聞取調査も行う等、その実態把握に努めているとのことである。

しかし、聴取した内容によると、本事業は、管理会社からの提案の検討等にも活用されているとのことであり、引き続き、潜在的なものも含めた管理組合等の需要の把握に努め、その必要に応じて、本事業の拡充を検討すべきである。

なお、現状では、申請者の率直な意見を把握することを意図して、申請者とアドバイザーの双方から派遣結果報告書の提出を受ける等、市は、本事業にかかる申請の審査、履行確認等についてかなり慎重に対応しているところ、事業の拡充に伴い件数が増加することになった場合には、相当な業務の負担となることが懸念される。そのため、事業を拡充する際には、1件18,000円という支出額に見合った事務となるように、手続の簡略化を含む業務の効率化についても併せて検討することが望ましい。

6 中事業名：道路橋りょう維持管理事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 都市整備局 土木部 道路維持担当、橋りょう維持担当

<事業の概要>

市内一円の道路・橋りょうを、道路パトロール及び市民要望により、損傷・老朽化及び劣化等が顕著で緊急性の高いものから順に、維持、補修工事を行っている。

また、市には海拔ゼロメートル地帯が多くあるところ、道路冠水による二次災害を防止するため、道路排水ポンプ・冠水表示板などの道路附属設備を整備し、関係設備の維持管理を行っている。

<令和4年度決算額> 744,659,682円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 道路橋りょう維持管理事業費（枠配）

小事業の名称	道路橋りょう維持管理事業費（枠配）
所管部署	都市整備局 土木部 道路維持担当
事業の目的・概要	道路表面の補修、清掃、管理等、舗装の維持に関する費用を支出するものである。
事業開始年度	不明
主な根拠規定	道路法

決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		205,254,971	235,212,237

（補足説明）

（ア）要修繕箇所が発見

職員が市内巡回により道路舗装の要修繕箇所を発見することもあるが、多数の道路状況を網羅的かつ迅速に把握することは容易でない。そこで、尼崎市では、職員及び委託業者による道路パトロールに加え、市民から連絡や要望を受けて、職員が現地を訪問・確認し、修繕の要否と程度を判断するという事務フローを活用している。

この市民からの連絡や要望を円滑に処理するため、尼崎市は、マイシティレポート（あまレポ）を導入し、運用している。

これにより、市民は、市内の道路、公園、水路など尼崎市の管理物件に問題を発見したときは、スマートフォンのアプリケーションを用いて現場写真を撮影・添付し、発見日時・場所を記載して、投稿の形式で尼崎市に連絡することができる。

尼崎市は、この投稿を見て、その位置及び現場状況の概要をつぶさに把握できるうえ、複数の職員が一元的かつ即座に情報を共有でき、複数の現場を続けて円滑に訪問することも容易となる。さらに、尼崎市の対応状況と履歴を投稿することができ、対応履歴の一元管理と市民に対する説明とを同時に実現することができる。

このように、尼崎市は、効率的な事務処理に努めているが、あまレポ自体は、別の事業として実施されている（市民協働型道路等維持管理事業費（871C）— 市民協働型道路等維持管理事業費）。

市民と尼崎市が一体となって、住環境の改善に取り組んでいくうえで重要なツールとして、市民のあまレポの一層の活用が望まれる。

こまったレポート

尼崎市が管理している道路、公園などの壊れている所を教えてください！ 見つけていただいた課題に市役所が対応します！

かいけつレポート

ごみ拾いや草刈り、側溝の掃除など、自分でまちの課題を解決したら、かいけつレポートで発信しましょう！ 皆さんのよりよいまちをつくる活動を広げていきましょう！



尼崎市「あまレポ」広報資料より

(イ) 修繕の発注

尼崎市は、技能労務職員を廃止したが、舗装のめくれ等、ごく簡易の修繕で足りるものは、職員自らがレミファルトを用いる等して応急的に修繕を行っている。

そうでないものについては、工事を発注しており、平常の補修等と言えるものは、本事業から経費を支出する。

平常の補修等と言えないものについては、個別の小事業として計上されるものを除き、「投資分」の小事業予算から支出している。たとえば、市民から要望のあった箇所だけでなく周囲一帯の改修が必要である場合、長期間にわたる工事が必要である場合等が挙げられる。なお、枠配分予算から支出するか、投資分から支出するかについて、基準等は設けていない（枠配分予算の意義については前記1(2)参照）。

舗装道等の補修や側溝清掃等をはじめとする平常の補修等については、市内を5ないし6のブロックに分割し、指名競争入札によりブロックごとに1

つの業者を相手方として、「市民要望への即応性や、歩行者、車両の安全確保を図るため、速やかな対応が必要であること」を理由として、年度を通じた単価契約を締結しており、経済性や効率性において一定の効果を上げていることが認められる。

また、猪名川堤防線・藻川堤防線除草委託業務については、それまでの随意契約を性能規定型発注による入札に変更したところ、契約金額が予定価格を大きく下回ったことにより、経済性が大きく向上している。そのほかにも、尼崎市地下道清掃委託事業など、入札の実施により、契約金額が予定価格を大きく下回っているものが見受けられた。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 小工事 東海岸町地内樹木伐採工事

契約日	令和4年12月7日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎緑化公園協会
契約金額	1,265,000円(税込)
内容等	尼崎市東海岸町地内の樹木伐採及び除草に関する工事一式 工事期間は令和4年12月28日まで

【意見28】 事業報告方法の工夫

尼崎市は、受注者に対して、履行確認可能な内容の業務報告の提出を求めるべきである。

(理由)

市は、受注者から、業務報告として写真付の報告書の提出を受けているが、業務効率化の見地から、履行確認としては、写真付報告書の確認をもって現地訪問に代える場合があるとのことである。

しかし、添付された写真には、撮影範囲やアングルが異なっているものがあり、同一箇所の施工前後の様子を比較することがやや困難な部分があった。

現地訪問に代えて写真確認を行うためには、施工前後の様子を十分に確認可能な内容の報告書の提出を受けなければならないところ、受注者に対し写真撮影報告書に添付する写真を分かりやすく撮影するよう、適宜の指示をされたい。

- ・ [契約] JR 尼崎駅自由通路及び北駅前広場等維持管理業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	指名競争入札
受注者	株式会社誠和管財
契約金額	18,920,000円(税込)
内容等	JR 尼崎駅の自由通路、同駅の北駅前広場、ペDESTリアンデッキ、中川地下道、立体遊歩道等の保守、管理、清掃等を委託するもの。なお、エレベーターやエスカレーター、自家用電気工作物や消防用設備等の保守管理業務も含まれており、これらは法定の点検有資格者に対し各々再委託されている。

【意見29】 履行確認方法の工夫

尼崎市は、委託業務における業務完了届の書式を工夫する、あるいは他の履行確認方法を採用するなどして、より実効性のある履行確認の方法を検討すべきである。

(理由)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを契約期間とする契約において、毎日実施すべき「日常清掃」の業務について、受託事業者より、市が仕様書において指定する書式による「業務完了届」が提出されているが、その別紙である「清掃業務実施記録・報告書」は、日々の業務の実施後に記載されるべき「レ(チェック)」の記号が予め不動文字として記録された状態の用紙に、担当者が認印(おそらくオーダーメイドでないスタンプ印)を押しただけのものであり、その記録のとおり日々当該業務がなされたことを確認するための資料としては極めて不十分なものと評価せざるを得ない。

そのため、委託業務における業務完了届の書式を工夫する(例えば、その日その場所でなければ把握し難い事項の記入を求める)、あるいは、抜き打ち的に、職員(所管課職員のほか、近隣施設の担当職員に依頼することも考えられる)が現場の状況を確認する等、他の履行確認方法を採用するなどして、より実効性のある履行確認の方法を検討すべきである。

- ・ [契約] 中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務委託

同契約の対象となる範囲のうち、阪神尼崎駅北駅前、立体遊歩道1、2号、庄下川歩行者専用道路については、道路維持担当が所管しているため、本事業としても実施されているものの、公園維持管理事業費の中央公園等維持管

理事業費（枠配分）（前記1(2)ウ参照）と同一の契約によるものであることから、公園維持課に対する監査の結果及び意見の部分において、併せて記載している。

イ 道路橋りょう維持管理事業費（単年度）

小事業の名称	道路橋りょう維持管理事業費（単年度）		
所管部署	都市整備局 土木部 道路維持担当		
事業の目的・概要	市内一円の道路の維持管理事業において個別事情により予算措置されたもの		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	道路法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	0	1,507,535	10,372,121

（補足説明）

本事業は、前の所管部署のもとで下記契約が締結された後に本所管部署に移管され、その後、契約変更等の必要性が発覚したものである。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 棕橋西詰道路整備工事

契約日	当初：令和3年12月22日 変更1：令和4年3月10日（工期延長） 変更2：令和4年6月8日（工期延長） 変更3：令和4年6月27日（工期延長、増額変更） 変更4：令和4年9月1日（工期延長、増額変更）
契約方法	当初契約：指名競争入札 増額変更（別途契約は実施せず）
受注者	竹村栄建株式会社
契約金額	当初：11,000,000円(税込) 変更1：11,434,500円(税込) 変更2：11,434,500円(税込) 変更3：18,531,700円(税込)*7,097,200円(税込)の増額 変更4：23,882,100円(税込)*5,350,400円(税込)の増額
内容等	（要旨） 不法占拠の建築物が除却され、その底地も売却されることと

	<p>なったため、底地の整地等に伴い、官民境界に則して道路擁壁及び道路を整備するもの。なお、以下の理由により、4回の工期延長、2回の増額変更が行われた。</p> <p>(契約期間・変更経緯)</p> <p>当初：令和3年12月27日から令和4年3月20日まで</p> <p>変更1：令和4年6月18日まで（90日延長）</p> <p>＊水道管の納入が遅延し、ガス管工事の工程も後倒しとなった。</p> <p>変更2：令和4年8月27日まで（70日延長）</p> <p>＊水道管の納入が更に遅延し、ガス管工事の工程も後倒しとなった。さらに、追加で水道工事が必要であることが発覚した。</p> <p>変更3：令和4年9月10日まで（14日延長、増額）</p> <p>＊当初設計の工法から変更する必要があると発覚した。また、交通規制も変更する必要性が生じた。</p> <p>変更4：令和4年10月10日まで（30日延長、増額）</p> <p>＊予想外の地中埋設物が発見されて撤去作業が増加した。</p> <p>(増額変更とした理由)</p> <p>当初工事と切り離すことができない工種であるため。</p>
--	---

【意見30】 設計金額積算時の調査の充実

尼崎市は、当初の工事発注時において、施工条件等を十分に検討すべきであった。

(理由)

当該工事については、入札を経て、令和3年12月に契約金額11,000,000円、令和4年3月20日までを工期として請負契約が締結されたが、その後、水道管、ガス管の移設の遅れ、交通規制の困難さを考慮した擁壁設置のための掘削方法の変更（オープンカット工法から親杭横矢板工法による土留め工法へ）及び交通誘導員の増員、想定外の地中埋設物の発見等の事情により、4回にもわたって変更契約を行い、最終的には契約代金は23,882,100円、工期は令和4年10月10日までに及ぶこととなった。

第3章第3の3で述べたとおり、「尼崎市工事施行規程等の運用について」（昭和44年尼土総第65号助役通達）において、「設計を変更することにより、その変更見込金額が契約金額の30パーセントを超えることとなる工事は、

現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、原則として、設計変更としては取り扱わず、別途の契約とする」(6(22)イ)ものとされている。これに対し、当初の契約金額を結果的に倍増させることになった当該増額変更部分につき、現に施行中の工事と分離して施行することは著しく困難で、設計変更に伴う変更契約により対応したことはやむを得ないものであったと考えるが、このような大幅な変更契約は、入札における価格競争の公平性、公正性を揺るがしかねないものであるところ、少なくとも現地の交通状況に伴う施工条件については発注時点においても十分想定可能であったものと推測されるので、当初の工事発注に際して、施工条件等を十分に検討すべきであったと言わざるを得ない。

現時点では、既に工事は終了しているので、是正の余地はないが、令和4年度の財務事務の執行に関連することから、意見を付すものである。

第3 環境保全・創造

1 中事業名：自動車公害対策事業費

(1) 中事業の概要

＜所管部署＞ 経済環境局 環境部 環境保全課

＜事業の概要＞

自動車公害に関わる大気汚染や騒音等について、環境の保全のため、常時監視業務や騒音等の測定を行うほか、エコドライブの普及啓発等を実施し、環境負荷の低減に努める。

＜令和4年度決算額＞ 19,188,268 円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 自動車公害対策事業費（維持管理経費）

小事業の名称	自動車公害対策事業費(維持管理経費)		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	自動車公害に関する大気汚染及び騒音・振動の状況を監視するとともに、エコドライブの周知啓発等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	大気汚染防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	17,299,810	17,900,226	17,344,591

(補足説明)

監査の結果・意見は、以下イ・ウの小事業及び後述する2・3の中事業における各小事業と共通であるので、3の最後にまとめて述べる。

イ 自動車公害対策事業費（単年度）

小事業の名称	自動車公害対策事業費(単年度)
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課
事業の目的・概要	自動車公害に関する大気汚染及び騒音・振動の状況を監視するとともに、エコドライブの周知啓発等を行うことにより、公害の未然防止を図る。
事業開始年度	令和4年度（単年度のため）

主な根拠規定	騒音規制法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	660,000

ウ 自動車公害対策事業費（枠配分・その他経常）

小事業の名称	自動車公害対策事業費(枠配分・その他経常)		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	自動車公害に関する大気汚染及び騒音・振動の状況を監視するとともに、エコドライブの周知啓発等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	大気汚染防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	924,660	2,527,305	1,183,677

2 中事業名：大気汚染対策事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 環境保全課

<事業の概要>

大気環境の常時監視業務や、関係法令に基づくばい煙発生施設等の届出の受理、立入検査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止を図る。また、アスベストが使用されている建築物等の解体件数が今後増加すると予想されていることから、解体現場への立入検査などにより事業者への指導を徹底することで、飛散事故の未然防止に努めている。

<令和4年度決算額> 30,920,136円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 環境情報システム更新事業費

小事業の名称	環境情報システム更新事業費		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	大気汚染の状況を監視するとともに、工場や事業場、解体等工事現場への立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		

事業開始年度	不明		
主な根拠規定	大気汚染防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,989,360	1,989,360	1,823,580

イ 大気汚染対策事業費（維持管理経費）

小事業の名称	大気汚染対策事業費（維持管理経費）		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	大気汚染の状況を監視するとともに、工場や事業場、解体等工事現場への立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	大気汚染防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	14,908,813	14,931,397	16,297,923

ウ 大気汚染対策事業費（枠配分）

小事業の名称	大気汚染対策事業費（枠配分）		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	大気汚染の状況を監視するとともに、工場や事業場、解体等工事現場への立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	大気汚染防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	12,108,908	12,485,804	12,798,633

3 中事業名：水質汚濁・土壌汚染対策事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 環境保全課

<事業の概要>

水質汚濁の防止や土壌汚染対策について、環境の保全のため、常時監視業務等や法令に基づく水質汚濁関連施設の届出の受理、立入検査、土壌汚

染に関わる土壌や地下水の有害物質の測定、調査、事業者への指導等を行い、公害の未然防止に努める。

<令和4年度決算額> 6,636,452円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 水質汚濁対策事業費（維持管理経費）

小事業の名称	水質汚濁対策事業費(維持管理経費)		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	水質汚濁及び土壌汚染の状況を監視するとともに、工場や事業場への立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	水質汚濁防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	42,350

イ 水質汚濁対策事業費（枠配分）

小事業の名称	水質汚濁対策事業費(枠配分)		
所管部署	経済環境局 環境部 環境保全課		
事業の目的・概要	水質汚濁及び土壌汚染の状況を監視するとともに、工場や事業場への立入検査等を行うことにより、公害の未然防止を図る。		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	水質汚濁防止法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	5,809,874	6,651,868	6,594,102

<監査の結果・意見>

【意見31】 自然環境測定結果の効果的な広報

尼崎市は、近隣の自治体と遜色がない空気及び騒音等の環境であることを、市の内外に対して積極的にアピールすることを検討すべきである。そのためには、現行の一見堅苦しく見える白書だけではなく、例えば、市民に手軽に手に取ってもらえる小冊子のようなもの、あるいは、ウェブサイトや各種イベント

での情報提供など様々な手段での情報発信を検討すべきである。

(理由)

令和4年度実施の「まちづくりに関する意識調査集計（施策評価分）」（以下「意識アンケート」という。）によると、尼崎市に住み続けたいと思わない理由の順位において、①住民のルール・マナー、②住宅事情に続いて、③自然や空気などの自然環境面は第3位（令和3年度は第2位）となっており、自然や空気などの自然環境面において不満がある住民が一定数いることが推測される。

市においては、自然環境について、有害大気汚染物質等調査、PM2.5成分分析調査、道路騒音・振動・交通量等調査及び公共用水域採水等調査等の調査を実施しており、その測定結果等をまとめた「尼崎市環境監視センター報」及び「交通公害調査結果報告書（自動車・鉄軌道・航空機）」を毎年度公表しているが、その測定結果において問題となるような数値は認められていない。

意識アンケートによると、移り住みたい町として、神戸市、大阪市、西宮市及び伊丹市等の近隣都市の名前が挙がっているところ、現状では近隣の自治体と遜色がない良好な空気及び騒音等の環境であることが住民に十分伝わっていないのではないかと考えられる。

市民が、高度経済成長期における市の自然環境悪化の歴史からくる偏見（イメージ）に左右されず、現在の環境について正確な情報を得ることは、市が環境に関連する施策・事業を実施するに当たり、市民の協力も得ながら十分な効果を上げるために必須であると考えられることから、客観的な数値に基づき、自然や空気などの環境面について、さらに積極的に市の内外にアピールすることを検討することが有益であると考えられる。

4 中事業名：農業公園管理事業費

(1) 中事業の概要

＜所管部署＞ 経済環境局 経済部 農政課

＜事業の概要＞

農業公園内の植物について、季節に応じた育成管理、樹木剪定・清掃・除草等による適正な維持管理を行う。

＜令和4年度決算額＞ 29,681,345 円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 農業公園管理事業費

小事業の名称	農業公園管理事業費		
所管部署	経済環境局 経済部 農政課		
事業の目的・概要	上記中事業の＜事業の概要＞と同じ		
事業開始年度	昭和58年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	30,127,545	29,708,496	29,681,345

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 竹林除草等業務委託

契約日	令和5年3月20日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
受注者	株式会社サンエイ造園
契約金額	462,000円（税込）
内容等	農業公園内の竹林の維持管理

【監査の結果5】 仕様書への業務内容の正確な記載

尼崎市は、受託者がなすべき業務が明確となるように、仕様書に委託業務の内容を適切に記載すべきである。

(理由)

竹林除草等業務委託において、仕様書には業務内容として「①農業公園竹林の除草作業を実施すること（添付地図参照）、②業務完了後は、すみやかに業務完了届、報告書（作業前、作業中、作業後の写真を含む）を提出すること」と記載されているのみである。しかしながら、作業報告書添付の写真を見ると、受託者は、除草にとどまらず、敷地の倒木等の大量の廃材処理を行っているようである。

受託者が提出した見積書によると、パッカー車3台及びダンプ車3台の記載があることから、業務の内容は、除草にとどまらず、敷地の倒木等の大量の廃材処理が予定されていたと推定される。仕様書は受託者の業務範囲を明確にするものであり、業務内容が適切に記載されていない場合には、履行確認時に混乱を招く恐れがある。

- ・ [契約] 農業公園除草等業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	指名競争入札
受注者	株式会社サンエイ造園
契約金額	14,465,000円(税込)
内容等	農業公園の維持管理(除草作業等)

【意見32】 業務報告書への添付資料の充実

尼崎市は、業務報告書に添付して提出される写真には必ず日付を記載するか、日付を記載した作業表示板をおいて写真撮影することを求めるべきである。

(理由)

農業公園除草等業務委託契約において、業務報告書には作業前・作業中・作業後の写真が添付されており、どのような業務を行ったのか一見してよく分かるが、当該写真には作業を実施した日付が記載されていないものがあった。作業の実施日は委託業務の監督上重要な要素であるので、当該業務の日時が分かるような報告書の記載が必要である。

- ・ [契約] 尼崎市農業公園自動車駐車場機器保守点検等業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	アマノ株式会社
契約金額	1,613,568円(税込)
内容等	農業公園駐車場精算機等の保守点検等

【監査の結果6】 再委託承認申請書・承認書の記載内容の不備

尼崎市は、再委託申請書の受付・承認段階で申請書に記載漏れ等があった場合は申請者に適切な申請書の再提出を求める必要がある。また、再委託先との契約書(写し)は、特段の事情がない限り入手すべきである。

(理由)

尼崎市農業公園自動車駐車場機器保守点検等業務委託においては、受託者から再委託承認申請書が提出され、市はそれを承認し、再委託承認書を発行している。本件においては、上記申請書及び承認書の記載内容は、おおむね以下の

とおりであった。

(再委託承認申請書)

- ① 再委託の承認を申請する旨
- ② 再委託先の社名及び再委託期間
- ③ 「再委託する業務の内容・範囲」欄には記載なし
- ④ 「再委託する理由・必要性」欄には、「駐車場管制機器からの設備異常信号の監視及びご利用者からの問い合わせ時の対応」との記載あり

(再委託承認書)

- ① 再委託を承認する旨
- ② 承認する再委託先の社名
- ③ 承認する「再委託の部分の内容」欄には、「駐車場管制機器からの設備異常信号の監視及びご利用者からの問い合わせ時の対応」との記載あり
- ④ 再委託契約を締結後速やかに再委託先との契約書（写し）の提出を求める（及び提出できない事由がある場合は申し出る必要がある）旨

受託者から提出された再委託先承認申請書において、「再委託する理由・必要性」の欄に記載されている「駐車場管制機器からの設備異常信号の監視及びご利用者からの問い合わせ時の対応」は、本来、「再委託する業務の内容・範囲」の欄に記載すべき事項であり、記載場所が誤っている。よって、「再委託する理由・必要性」については記載が欠落していることになる。

以上から、市は、再委託承認書において、申請書に記載がなかった「再委託する部分の内容」を申請書の「再委託する理由・必要性」欄から転記していることになるが、市は、当然、申請書の記載内容をチェックする過程で申請書に上記記載漏れがあったことを認識しているはずであり、この段階で申請者に、申請書の記載内容の修正あるいは申請書の再提出を求めるべきであった。

また、市は、上記再委託承認書④の記載にもかかわらず、再委託先との契約書（写し）の提出を受けていなかった。

・ [契約] トイレ日常清掃業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
受注者	株式会社大道プロミネンス

契約金額	396,000 円（税込）
内容等	農業公園トイレの清掃による衛生状態維持

【意見 3 3】 履行確認方法の充実

尼崎市は、業務で来園する担当者がトイレの清掃状況を確認し、その記録を残す等の方法により、適切な履行確認を行うべきである。

（理由）

農業公園のトイレ日常清掃業務委託の支払条件は4半期ごとになっており、業務実績報告も3か月に1度となっている。業務実績報告には、清掃の実施月日、担当者名が記載されているのみであり、現状のような3か月に一度の業務実績報告ではあまりに形式的であり、適切な履行確認とは言えない。

このような履行確認は当日実施するのが本来の履行確認方法であるが、所管課の所在地が履行場所から離れており、日々の履行確認を所管課で行うのは困難であると考えられる。

農業公園の近隣には職員がおらず、同公園には日常の管理を行う民間業者しかいないという状況ではあるが、所管課は同公園で月1回程度、農業公園ボランティア講習を実施しているほか、適宜、職員が業務上同公園に赴くこともあるとのことであるので、例えば、事務コストとのバランスを考慮し、農業公園ボランティア講習業務の実施時に加え、職員が他の業務のため同公園を訪れた際には、必ずトイレの清掃状況の確認を実施し、その記録を残すことを検討すべきである。

5 中事業名：次期焼却施設等整備事業費

(1) 中事業の概要

＜所管部署＞ 経済環境局 環境部 施設建設担当

＜事業の概要＞

令和12年度に寿命を迎えるクリーンセンター第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設を計画的に更新していくとともに、耐震化されていない大高洲庁舎等も併せて建替えを行う。

＜令和4年度決算額＞ 700,534,000 円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 次期焼却施設等整備事業費

小事業の名称	次期焼却施設等整備事業費		
所管部署	経済環境局 環境部 施設建設担当		
事業の目的・概要	上記中事業の＜事業の概要＞と同じ		
事業開始年度	平成30年度		
主な根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	60,060,000	62,480,000	700,534,000

(補足説明)

尼崎市では2つのごみ焼却施設でごみの処理を行っているところ、クリーンセンター第1工場は令和7年度まで、第2工場は令和12年度までの供用を予定しており、令和13年度以降は第2工場に代わる新ごみ焼却施設が必要となる。また、資源ごみ及び大型ごみ等の破碎・選別を行っている資源リサイクルセンター、し尿処理施設並びに大高洲庁舎についても老朽化が進んでいる。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託

契約日	令和2年6月2日
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
受注者	パシフィックコンサルタンツ株式会社
契約金額	199,980,000円（税込）
内容等	新ごみ処理施設整備の基本設計、環境影響評価及び事業者選定業務を実施するもの

(補足説明)

新ごみ処理施設の整備においては、令和2年3月に策定された「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」を踏まえながら各施設の工事発注に必要な設計仕様を定める必要がある。そのため、上記基本計画に沿った新ごみ処理施設整備基本設計、尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づく環境影響評価及び施設整備事業の事業者選定支援業務について、公募型プロポーザル方式により、受託者を選定した。

契約の総額は199,980,000円、令和4年度の支払額は54,010,000円である。

【意見34】 プロポーザル応募への熟慮期間確保の必要性

尼崎市は、ごみ処理施設の整備は、何十年に1度という頻度の大型事業であるため、受託能力がある事業者にとって、事前に公告が出てくることは予想し難いという事情を考慮し、公告から参加申込日までの日数を十分にとるべきであった。また、応募者の増加の観点から、業務ごとに契約を分離することも検討すべきであった。

(理由)

公募に当たり、市は関連事業を行う数社に応募を打診したが、最終的に応募は1社となった。また、聴取した内容によると、打診された事業者が最終的に辞退した理由は、内容が3業務と多岐にわたるとともに、新ごみ処理施設は焼却・リサイクル・し尿処理の3つの処理を統合する施設であり、基本設計等に当たりこれら全ての処理方法に精通している必要があることから、受託したうえで対応するのは困難という点にあったとのことである。結局、唯一の応募者は、この基本設計等業務委託の前段階の基本計画策定を担当した事業者であった。

一方、さらに聴取した内容によると、業務を分離すれば各業務間の連絡・調整等の業務に当たる職員の増員配置等が必要となるため、一括での委託もやむを得なかったとのことである。

しかし、第3章で詳述したとおり、地方自治法は第2条第14項において「最少の経費で最大の効果を挙げることを地方公共団体の目指すべき目標の一つとして掲げたうえで、地方公共団体の委託等の契約においては一般競争入札を原則としている。

本委託契約は契約金額が約2億円の大型案件であるにもかかわらず、結果として応募が1社だけとなり、競争が働かない状況となったことは、公募型プロポーザル方式であるとはいえ、上記地方自治法の趣旨からは好ましい状況とは言えない。

なお、「新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託に係る契約候補者の選定について」という標題で公告した当時の尼崎市公式HPの掲載内容によると、選定スケジュールは以下のとおりとなっていた。

項目	日程
公告	令和2年4月6日(月)
募集要項等の配布期間	公告の日から令和2年4月14日(火)まで

参加申込書の受付期間	公告の日から令和2年4月14日（火）まで
参加資格確認結果の通知及び企画提案書の提出要請	令和2年4月17日（金）
企画提案書の受付期間	令和2年4月20日（月）から令和2年5月11日（月）まで
プレゼンテーションの実施	令和2年5月15日（金）予定
審査結果の通知	令和2年5月20日（水）予定

たしかに公告日（4月6日）から企画提案書の提出日（5月11日）まで1か月以上の日数はあるものの、公告日（4月6日）から参加申込受付締切日（4月14日）まで平日は7日間しかない。本委託契約は契約金額が約2億円の大型案件であるため、本案件の公告があることを事前に認識している民間事業者を除けば、公募を知ってその内容を精査し、自社が応募条件を満たすことができることを確認したうえで、会社としてこの案件に応募するかを判断するという経過を考えた場合、このような日数では困難を伴うと考えられる。

よって、競争原理を働かせ、プロポーザル方式での受託者選定の目的を達するためには、受託能力があり、その意欲もある事業者が応募を諦めることのないよう、公募の手續面でも考慮する必要がある。

また、前記応募を辞退した事業者の言にあるとおり、業務内容が3つの業務と広汎にわたり、全ての業務に対応することは困難であるということも、応募者が集まらない理由の1つであると考えられるので、3つの業務が有機的につながりを有している点や、分離による業務増大に伴う職員増員の必要性、スケールメリットを働かせることによる費用削減の効果等についても十分に考慮したうえで、応募者増加の観点から、業務ごとに契約を分離することを検討する余地もあったと考えられる。

なお、本委託契約は令和2年度に締結済であることから、上記問題点については是正すること（契約のやり直し）は不可能であるが、令和4年度の財務事務の執行に関わるものであるため、意見を付すものである。

6 中事業名：焼却施設等維持管理事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 クリーンセンター

<事業の概要>

クリーンセンター各施設を安定して運転し、市内で発生するごみを適正

かつ安定的に処理するため、工業用水道料金や修繕料の支払をはじめ、警備委託や特高受電設備などの保守点検など、各施設の一体的な維持管理を行う。

<令和4年度決算額> 84,045,453円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 焼却施設等維持管理事業（枠配分）

小事業の名称	焼却施設等維持管理事業（枠配分）		
所管部署	経済環境局 環境部 クリーンセンター		
事業の目的・概要	上記中事業の<事業の概要>と同じ		
事業開始年度	不明		
主な根拠規定	ダイオキシン類対策特別措置法		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	81,252,776	76,737,369	84,045,453

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] クリーンセンター関連施設警備業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	総合警備保障株式会社
契約金額	35,572,811円（税込）※一部
内容等	クリーンセンター関連施設の機械警備システムを利用した警備業務

（補足説明）

機械警備システムの導入時は、指名競争入札が実施された。

【意見35】 ランニングコストを考慮した契約方法の検討

尼崎市は、機械警備システムの導入を伴う警備業務の委託に当たっては、システムにかかる初期投資費用及び耐用年数期間に応じた委託金額の合計金額を考慮した契約方式を検討すべきであった。

（理由）

クリーンセンター関連施設警備業務委託においては、機械警備システムが警備受託者固有の装置であることが一者随意契約の理由とされている。機械警備

システムを再設置した場合と現機械警備システムをそのまま運用した場合を比較すると、通常であれば、現機械警備システムをそのまま運用した場合の方が費用を抑えられると考えられるため、随意契約を選択したこと自体は妥当な判断と評価できる。

しかしながら、このような運用を継続すると一度機械警備システムを設置してしまえば、機械警備システムの耐用年数が終了するまで実質的に継続して、一者特命随意契約による警備業務契約を更新できることになる。

機械警備システムは、初期投資が大きいものの耐用年数に応じて比較的長期の年数において利用できると考えられるため、機械警備システムの導入を伴う警備業務の委託時には、その点を考慮し、例えば、機械警備システムの耐用年数の期間にわたる警備契約が基本的には継続されることを明示したうえで、機械警備システムの設置費用及び耐用年数期間における契約金額の合計額の提示を求め、それらを総合的に判断すること（プロポーザル方式と親和性があると思われる）が重要である。

本件では、既に機械警備システム自体は過年度に入札により導入されていることから、是正する余地はないが、本監査の監査対象年度である令和4年度の財務事務の執行に関わることから、意見を付すものである。

7 中事業名：資源リサイクルセンター管理事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 クリーンセンター

<事業の概要>

循環型社会の形成に向けた廃棄物のリサイクルの推進のため、分別収集などにより搬入された資源ごみを選別・破砕処理のうえ資源化する。

<令和4年度決算額> 342,738,559円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 資源リサイクルセンター管理事業費

小事業の名称	資源リサイクルセンター管理事業費
所管部署	経済環境局 環境部 クリーンセンター
事業の目的・概要	上記中事業の<事業の概要>と同じ
事業開始年度	不明
主な根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	340,390,611	338,339,000	342,738,000

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] クリーンセンター廃棄物中継保管場所管理運営業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎環境財団
契約金額	27,646,990円（税込）
内容等	廃棄物中継保管場所の管理運営

（補足説明）

クリーンセンター廃棄物中継保管場所管理運営業務委託において、市の外郭団体である公益財団法人尼崎環境財団（以下「尼崎環境財団」という。）と一者特命随意契約を締結している。

一者特命随意契約の理由について、決裁書には「公益財団法人尼崎環境財団（旧名称（財）尼崎市環境整備事業公社（以下「公社」という。）」については、平成20年9月19日に開催された第16回経営部会及び平成20年11月5日に開催された第16回「経営推進会議」において存続することが市の方針として決定し、公社の今後の運営管理は行政と民間事業者との中間に位置する特性に応じた公共サービスの効率的な提供主体とし、民間事業者に安定的に委ねることが困難な行政分野の補完・代替機能を果たしていくこととなりました。また、公社が行っていた業務のうち民間事業者でも代替できるものについては民間事業者にシフトしていくとともに、公社が行うことが相応しいより公益性が高い業務については公社に移管することとなりました。その中でクリーンセンターの廃棄物中継保管場所の管理業務委託については公益目的事業に位置付けされ、この市の方針に基づき、平成24年4月1日より公益財団法人へ移行した尼崎環境財団に委託するものです。」と記載されている。

【監査の結果7】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

（理由）

決裁書記載の一者特命随意契約の理由を要約すれば、①行政と民間事業者との中間に位置する特性に応じた公共サービスの効率的な提供主体と位置付け、

公益財団法人として存続することを決定した尼崎環境財団が、「民間事業者に安定的に委ねることが困難な行政分野の補完・代替機能を果たしている」こと及び②本委託業務が「同財団が行うことが相応しいより公益性が高い業務」であることである。

本委託業務がこれらの要件を満たしているかにつき、仕様書を精査したところ、その業務内容については、クリーンセンター廃棄物中継保管場所の適正な管理運営をはじめ、搬入される家庭ごみの受入れ、内容の確認、不適物の検査、指摘、指導、説明、また廃棄物や市が指定する物の搬送や保管、不法投棄物の適正な処理となっており、必ずしも「公益性が高い業務」とは言えず、また、適正な対価を支払うことにより民間業者でも十分業務を担うことができる性質のものであると考えられるので、「民間事業者に安定的に委ねることが困難」であるとも言い難い。

なお、尼崎環境財団が市の外郭団体であることが、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことについては、第3章第2の5で述べたとおりであり、正当化するためには、当該公益法人の存続を意図して契約することが実際に公益に適合するものか（市民のこういった利益を目的とし、実際に公益法人がそのような効果を挙げるものか等）、市にとって相当程度を超えて不利な契約となっていないか、他の事業者の受注機会の減少は公益をもって正当化される程度であるか等、実質的な判断が求められる。

本監査では、尼崎環境財団を存続させることの当否自体を論ずるものではないが、決裁書においては、最低限上記各事情について考慮を尽くしたうえで一者随意契約を選択した思考過程を記録上明確にすべきであり、改善が求められる。

【監査の結果8】 概算払理由の記載内容の充実

尼崎市は、概算払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。

(理由)

本委託業務においては、委託料の支払条件を年2回の概算払としており、その理由については、決裁書において「尼崎環境財団は、公益目的事業を行い、非営利団体であることから業務遂行時の運転資金が十分に賄えない等の事情に鑑み、委託料を概算払いとすることで当該事業の必要経費に充てるものとする。」と記載されている。

一方、第3章第4でも詳述したとおり、地方公共団体における委託業務の支

払条件は、業務の完了を確認してから支払うのが原則であり、例外として、概算払等があるが、法令及び規則により一定の制約が設けられている（第3章末尾の別表参照）。

地方自治法施行令第162条（概算払）によれば、概算払が可能な経費としては、「経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」で、かつ、「普通地方公共団体の規則で定めるもの」となっている。前段の「経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費」については、資金繰りが逼迫している団体等に対して概算払をすることはこの条件に該当すると考えられる。なお、尼崎市財務規則によれば、委託料は概算払ができることになっており（第55条6号）、この点は問題がない。

しかしながら、概算払の理由として決裁書に記載されている「公益目的事業を行い、非営利団体であることから業務遂行時の運転資金が十分に賄えない等の事情にかんがみ」については、必ずしも全ての公益財団法人に妥当するわけではなく、当該団体の財政状態及び収支状況により異なると考えられる。

受託者の財政状態については、尼崎環境財団HPにおいて平成30年度より令和4年度までの正味財産増減計算書内訳表（民間事業者における損益計算書に相当する）が開示されており、当期一般正味財産増減額の推移は次のとおりである（なお、貸借対照表は開示されていない。）。

年度	「正味財産増減計算書内訳表」 当期一般正味財産増減額
平成30年度	14,585千円
令和元年度	16,880千円
令和2年度	21,897千円
令和3年度	26,229千円
令和4年度	27,724千円
(合計)	107,316千円

(注) 各年度の金額は千円未満を四捨五入しているため、合計値は一致していない。

上記表によると、尼崎環境財団においては、毎年、当期一般正味財産（民間事業者における税引き後の当期純損益に相当する）が15,000,000円以上増加していることから、過去5年度で100,000,000円を超える資金余剰が発生して

いと推察されるどころ、貸借対照表が開示されていないため、現預金がどの程度留保されているかは不明であるものの、少なくとも、即座に資金繰りに窮するような状況ではないものと考えられる。本委託金額との関係では、経費に充てる資金が不足する可能性は認められるものの、決裁書及び添付資料からは、本件契約に即した検討を十分に行ったうえで、概算払を選択した形跡は見当たらない。

よって、決裁書に尼崎環境財団の財務諸表を添付する、同財団から経費資金が不足する旨の申告を受ける等、概算払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼす具体的な事情が明確になるように、記録化することが求められる。

・ 【契約】 資源リサイクルセンター等廃棄物搬送業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎環境財団
契約金額	50,269,593円（税込）
内容等	破砕により生じた可燃ごみの焼却工場への転送など

【監査の結果9】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

前記【監査の結果7】で述べたところとおおむね同様である。

市は、資源リサイクルセンター等廃棄物搬送業務委託において、市の外郭団体である尼崎環境財団と一者特命随意契約を締結しているところ、本委託契約につき、一者特命随意契約の理由として決裁書に記載されている事項は、①尼崎環境財団が市の外郭団体であること、②公共性の確保が強く求められる業務を効率的に行うことにより、民間事業者に安定的に委ねることができない行政分野の補完・代替を果たしていること、③尼崎環境財団の安定的な財務基盤の確立のため、の3点である。

しかしながら、上記随意契約理由のうち②「民間事業者に安定的に委ねることができない行政分野の補完・代替」については、本委託業務が、搬入された廃棄物を処理した後に生じる残渣などの運搬を行うものであり、業務内容自体は民間事業者が行うことが十分可能なものと考えられる。

聴取した内容によれば、当該業務については、発生する廃棄物の種類や発生場所が多岐にわたるうえ発生量が一定しないことにより、採算の面から民間事

業者では安定的に業務を遂行することが困難と判断しているとのことであるが、あくまでもその可能性があると言えるにとどまり、民間業者が行うことが困難であるとまでは言い切れない。

①尼崎環境財団が市の外郭団体であることが、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、③尼崎環境財団の安定的な財政基盤の確立については、それが市民のいかなる利益につながり、他の事業者の受注機会の減少を正当化するものと言えるかという実質的な検討が不可欠である。

決裁書等の資料において、上記各事情を具体的・実質的に検討したうえで一者特命随意契約を選択する合理的理由が存するとの結論に至った思考過程が記載されていないことは問題であるため、改善が求められる。

【意見36】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積金額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、本業務委託契約を締結するに当たり、受託者から見積書の提出を受けているが、見積書には委託料の総額の記載があるのみであり、業務の工程・種類ごとの費用の内訳や積算根拠等に関する資料は提出されていなかった。

かかる状況においては、市において、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは評価できず、仮に過去に詳細な内訳書を手に入れたとしても、数年を経過すれば、物価の変動等により、妥当性が維持されているとは限らない。

なお、同様の状況は、本委託契約だけでなく、本中事業における以下の各契約においても認められたことを付言する。

契約名	契約相手	金額（円）
第1工場特別高圧受電設備等保守点検業務委託	東芝インフラシステムズ株式会社	10,450,000
資源リサイクルセンター廃棄物資源化業務委託	株式会社阪神環境クリエート	162,537,000
クリーンセンターし尿処理施設運転維持管理業務委託	公益財団法人尼崎環境財団	26,728,000

8 中事業名：産業廃棄物対策事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当

<事業の概要>

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可を行うとともに、排出事業者及び処理業者に対し産業廃棄物の適正処理の指導、監督及び啓発等に努めることにより、市民の生活環境の保全を図っている。

<令和4年度決算額> 2,402,842 円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 産業廃棄物対策事業費（枠配分）

小事業の名称	産業廃棄物対策事業費（枠配分）		
所管部署	経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当		
事業の目的・概要	排出事業者による適正な処理の確保、産業廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進等、長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会の形成を推進する。		
事業開始年度	昭和46年度		
主な根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2,571,129	2,506,370	2,402,842

<監査の結果・意見>

【意見37】 合理的な効果指標の設定

尼崎市は、本事業の成果を点検するに当たり、現在の効果指標である「不利益処分等（許可取消等）の件数」を見直し、定量的な指標を設定すべきである。

(理由)

本事業では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する立入調査、指導を行っている。そして、令和5年度事務事業シート（令和4年度決算）によれば、その効果指標は「不利益処分等（許可取消等）の件数」となっており、この不利益処分等には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づく許可取消、改善命令、措置命令が含まれるとのことである。目標値は0件とされ、令和2年度から令和

4年度まで、不利益処分等は0件であった。

しかしながら、廃掃法上の許可取消事由の中には、尼崎市による指導等によって防止できないものもあり（暴力団員への該当、特定の刑事罰に処せられること等）、かかる事由に該当する場合は許可取消をせざるを得ず、目標値を達成できないということになる。

また、不利益処分等の多くは、市に一定の裁量が認められており、「不利益処分等（許可取消等）の件数」という指標には客観性が担保されていない。

したがって、現在の効果指標は、産業廃棄物の適正処理の確保という目的との関係で、その成果を図る指標としての実効性に疑問がある。例えば、事業者に対して指導した件数、認知した問題事例に対して指導等の対応がなされた割合など、定量的な指標を設定すべきである。

9 中事業名：ごみ減量・リサイクル推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 資源循環課

<事業の概要>

本事業は、尼崎市一般廃棄物処理基本計画のごみ減量目標達成及び令和5年4月施行の改正尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の円滑な運用のため、ごみ減量・リサイクル施策の展開を図るものである。

具体的には、「エコあま君」紙資源リサイクル事業、市民工房管理運営事業、一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業、食品ロス削減事業が含まれる。

<令和4年度決算額> 27,877,264円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 市民工房管理運営事業費

小事業の名称	市民工房管理運営事業費
所管部署	経済環境局 環境部 資源循環課
事業の目的・概要	家庭から排出された家具類等を、必要に応じて修理したうえでクリーンセンター内に展示し、市民に無償で提供するもの。
事業開始年度	平成21年度
主な根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	7,252,300	7,252,300	7,252,300

<監査の結果・意見>

【意見38】 契約書における責任所在の明確化

尼崎市は、市民工房にて市民に無償提供するリユース家具等について、その品質不良等を理由とする市民からの責任追及に備え、尼崎環境財団との間で責任の所在について明確な合意をすべきである。

(理由)

尼崎市の市民工房で提供されているリユース家具等は、大型ごみ等として市が回収したものであり、その所有権は回収した時点で市が取得していると考えられることができる。仮にそうだとした場合、その後、市民工房にて委託先の尼崎環境財団が修繕等をする際、当該廃棄物の所有権が市にあるのか、尼崎環境財団に移転するのかについては明文の契約条項等がなく、不明確である。リユース家具等については市民との間の贈与契約を締結して引き渡すことになるところ、市と市民との間の贈与契約なのか、尼崎環境財団と市民との間の贈与契約なのかがあいまいであるため、仮にリユース家具に品質不良等があり、市民からクレームが出た場合等について、どちらの責任になるのかがはっきりしない。

したがって、今後クレームが出た場合の対応をスムーズにするためにも、尼崎市は、市民工房におけるリユース家具等の贈与契約に関して、最終的な責任の所在を尼崎環境財団との間で明確にしておく必要がある。

10 中事業名：ごみのないまちづくり事業費

(1) 中事業概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 業務課

<事業の概要>

不法投棄を防止するための対策を講じるとともに、まちなみ美化をより一層推進するため、主要駅前ターミナル等の清掃をはじめ、市民・事業者との協働により、違法な貼り紙や立て看板の簡易除却、ポイ捨て防止等の啓発等を行う。

具体的には、不法投棄等防止対策事業、まちなみ美化推進事業、主要駅前における喫煙所清掃業務が含まれる。

<令和4年度決算額> 104,840,419円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 不法投棄等防止対策事業費

小事業の名称	不法投棄等防止対策事業費		
所管部署	経済環境局 環境部 業務課		
事業の目的・概要	不法投棄防止対策業務及び不法広告物除却業務で構成され、市域を巡回監視し、発見した不法投棄物を収集・運搬し、不法広告物を除却することで、市民のまちなみ美化意識の醸成を図る。		
事業開始年度	平成8年度		
主な根拠規定	尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	71,467,909	71,216,296	71,232,876

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 不法投棄等防止対策業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎環境財団
契約金額	71,146,900円（税込）
内容等	不法投棄対策業務及び不法広告物等除却業務を委託する。不法投棄対策業務は、地域を巡回して不法投棄物を発見し、警告文を貼付することで啓発し、一定期間経過後に収集・運搬するものである。不法広告物等除却業務は、巡回時に発見した道路上の不法広告物を除却し、尼崎市立クリーンセンター又は尼崎市立資源リサイクルセンターに搬入するものである。

【監査の結果10】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

前記【監査の結果6】【監査の結果8】で述べたところとおおむね同様である。

本契約を一者特命随意契約によって締結すべき理由として決裁書に挙げられている事項は、①尼崎環境財団が尼崎市における生活環境の保全及び公衆衛

生の向上を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、尼崎市からの出資金によって設立された団体であり、②公共性の確保が強く求められる業務を効率的に行うことにより、民間事業者に安定的に委ねることができない行政分野の補完・代替機能を果たしていること、③尼崎環境財団は平成24年4月に公益財団法人へ移行したが、移行後においても法人存続の要件である公益目的事業比率や収支相償等の財務基準を遵守し、安定的な財務基盤の確立が必要なことの3点である。

しかしながら、そもそも一者特命随意契約とは、「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に認められるものであり、業務委託契約についていえば、あくまで当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないと言える事情がなければ認められない。

本契約における業務内容は、不法投棄防止対策業務と不法広告物除却業務で構成されており、地域を巡回し、不法投棄物については警告文を貼付し、一定の条件を満たした投棄物を収集するとともに、電柱等に不法に掲出された屋外広告物を撤去するという内容である。かかる業務内容からすれば、他の民間事業者においても十分に担うことのできる内容であり、その性質又は目的が競争入札に適しないとは認め難い。

また、①尼崎環境財団が市の外郭団体であるという理由が、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、③尼崎環境財団の安定的な財政基盤の確立については、それが市民のいかなる利益につながり、他の事業者の受注機会の減少を正当化するものと言えるかという実質的な検討が不可欠である。

少なくとも決裁書等の資料において、上記各事情を具体的・実質的に検討したうえで一者特命随意契約を選択する合理的理由が存するとの結論に至った思考過程が記載されていないことは問題であるため、改善が求められる。

イ まちなみ美化推進事業費

小事業の名称	まちなみ美化推進事業費
所管部署	経済環境局 環境部 業務課
事業の目的・概要	地域清掃ごみ等収集運搬業務委託、駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務委託、駅前ターミナル等清掃及び啓発業務委託の3つの業務委託契約で構成される。

事業開始年度	平成8年度		
主な根拠規定	尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	30,944,945	30,944,945	30,944,945

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 地域清掃ごみ等収集運搬業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎環境財団
契約金額	11,495,000円（税込）
内容等	町会清掃、墓地清掃等により排出されるごみの収集及び側溝汚泥収集にかかる市民等からの申込を受け付け、ごみ等を収集・運搬するもの

【監査の結果11】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

本契約を一者特命随意契約によって締結すべき理由として、決裁書では、「平成20年12月11日に市議会に示された「財団法人尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方について（市方針）」において、尼崎環境財団で実施することがふさわしい公益性の高い業務として調整されたものであり、財団の設立意義とも合致すること」が挙げられている。

しかしながら、そもそも一者特命随意契約とは、「その性質又は目的が競争入札に適しない」場合に認められるものであり、業務委託契約について言えば、あくまで当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないと言える事情がなければ認められない。

本契約における業務内容は、町会清掃、墓地清掃等により排出されるごみ又は側溝汚泥の収集申込を受け付け、収集し、運搬することである。かかる業務内容からすれば、他の民間事業者においても十分に担うことのできる内容であり、その性質又は目的が競争入札に適しないとは認め難い。

また、市の外郭団体である尼崎環境財団の設立意義が、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、尼崎

環境財団の存続が、市民のいかなる利益を目的とし、実際にどの程度の効果を挙げるものか等、一者特命随意契約の選択を正当化する根拠について実質的な検討がなされた経過について、決裁書の記載等により検証できない状況は問題であるため、改善が求められる。

【意見 3 9】 車両名義と所有者との正確な一致

尼崎市は、尼崎環境財団が使用しているごみ収集車のうち、前身である「尼崎市環境整備事業公社」名義で車両登録しているものについて、同財団に名義変更を行うよう指導すべきである。

(理由)

地域清掃ごみ等収集運搬業務委託契約において使用している車両の車検証を確認したところ、所有者欄に「尼崎市環境整備事業公社」と記載された車検証があった。同公社は、尼崎環境財団の前身となる法人とのことであり、現在は存続していないのであるから、道路運送車両法違反の状況が生じている。

かかる違法状態は、市自身に生じているわけではないが、市が委託した業務に使用される車両であることから、市は、尼崎環境財団に対し、適法に同財団への名義変更を行うよう指導すべきである。

・ [契約] 駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎環境財団
契約金額	11,739,200円(税込)
内容等	尼崎市内の鉄道駅前にあるターミナル等の清掃業務(別契約で委託。一般競争入札により委託先を選定。)実施に伴うごみの収集・運搬業務を委託するもの

【監査の結果 1 2】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

前記【監査の結果 1 0】で述べたところとおおむね同様である。

本契約を一者特命随意契約によって締結すべき理由として、決裁書では①尼崎環境財団が、市における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、尼崎市からの出資金によって設立された

団体であり、公共性の確保が強く求められる業務を効率的に行うことにより、民間事業者に安定的に委ねることができない行政分野の補完・代替機能を果たしていること、また、②尼崎環境財団は平成24年4月に公益財団法人へ移行したが、移行後においても法人存続の要件である公益目的事業比率や収支相償等の財務基準を遵守し、安定的な財務基準の確立が必要なことが挙げられている。

本契約における業務内容は、主要駅の駅前ターミナル等において、清掃事業者から出されたごみを収集し、分別後、尼崎市立クリーンセンターへ搬入することである。かかる業務内容からすれば、他の民間事業者においても十分に担うことのできる内容であり、その性質又は目的が競争入札に適しないとは認めがたい。

市の外郭団体である尼崎環境財団の設立意義が、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、一者特命随意契約の選択を正当化する根拠について実質的な検討がなされた経過について、決裁書の記載等により検証できない状況は問題であるため、改善が求められる。

1 1 中事業名：し尿収集委託事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 環境部 業務課

<事業の概要>

市内の未水洗化世帯及び工事現場等から排出されるし尿の収集を実施することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るもの。

<令和4年度決算額> 38,827,905円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア し尿収集委託事業費

小事業の名称	し尿収集委託事業費		
所管部署	経済環境局 環境部 業務課		
事業の目的・概要	上記中事業<事業の概要>と同じ		
事業開始年度	平成7年度		
主な根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
決算額(円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度

	38,827,905	38,827,905	38,827,905
--	------------	------------	------------

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] し尿収集運搬等業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎環境財団
契約金額	38,827,905円(税込)
内容等	<p>委託業務内容は下記のとおり。</p> <p>①一般家庭から常時排出されるし尿の収集、②事業活動に伴い常時排出される1月平均600リットル未満のし尿の収集、③臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿の収集、④臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿の収集、⑤事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿の収集、⑥①～⑤により収集したし尿の尼崎市立クリーンセンターの処理施設までの搬送、⑦移動式公衆便所の貸出し(運搬、設置及び撤去)及び管理、⑧①～⑦に関する申込受付、⑨③及び④にかかる収集分につき、排出者からの委託者が発行するごみ処理券による手数料の徴収。</p>

【監査の結果13】 一者特命随意契約理由の記載内容の充実

尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。

(理由)

前記【監査の結果10】【監査の結果11】で述べたところとおおむね同様である。

本契約を一者特命随意契約によって締結すべき理由として、決裁書では「平成20年12月11日に市議会に示された「財団法人尼崎市環境整備事業公社の今後のあり方について(市方針)」において、同財団で実施することがふさわしい公益性の高い業務として調整されたものであり、財団の設立意義とも合致すること」が挙げられている。

本契約における業務内容は、一般家庭や事業者から排出されるし尿の収集、運搬、移動式公衆便所の貸出し(運搬、設置及び撤去)及び管理等、これらに関する申込受付、ごみ処理券による手数料の徴収業務である。かかる業務内容

からすれば、他の民間事業者においても十分に担うことのできる内容であり、その性質又は目的が競争入札に適しないとは認め難い。

市の外郭団体である尼崎環境財団の設立意義が、直ちに一者特命随意契約の選択を正当化しないことは第3章第2の5で述べたとおりであり、一者特命随意契約の選択を正当化する根拠について実質的な検討がなされた経過について、決裁書の記載等により検証できない状況は問題であるため、改善が求められる。

第4 地域コミュニティ・学び

1 中事業名：みんなの尼崎大学事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 協働部 生涯、学習！推進課

<事業の概要>

尼崎市は、「課題解決『先進』都市」を目指し、「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定し、「ひと咲き まち咲き あまがさき」をまちづくりのキャッチフレーズとして、このまちに関わる人たちが学び合い、生き生きと活動できるまちづくりを進めているところ、地域づくりに取り組む”人づくり”に向け、プラットフォームとなり、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を地域や活動に生かすことのできる環境づくりへの取組として「みんなの尼崎大学」事業を実施している。

<令和4年度決算額> 5,732,632円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア みんなの尼崎大学事業費

小事業の名称	みんなの尼崎大学事業費
所管部署	総合政策局 協働部 生涯、学習！推進課
事業の目的・概要	<p>地域活動を担う”人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組み、また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てることを目的としている。</p> <p>この「みんなの尼崎大学」事業を支援する目的で、①みんなの尼崎大学オープンキャンパスの企画・運営、②みんなの尼崎大学相談室の企画・運営、③みんなの尼崎大学事業のプロモーション、④市が実施するイベントなどに関する相談業務について、業務</p>

	委託契約を締結している。		
事業開始年度	平成26年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	5,457,239	5,402,275	5,732,632

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] みんなの尼崎大学支援業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	株式会社地域環境計画研究所
契約金額	5,101,000円（税込）
内容等	みんなの尼崎大学業務の運営・企画補助

（補足説明）

令和3年度の業務委託先の選定に当たっては、公募型のプロポーザルを行い、選定委員会の協議を経て、株式会社地域環境計画研究所と業務委託契約を締結している。そして、令和4年度の業務委託先の決定に当たっては、尼崎市契約事務規程第3条第2項第13号（その他総務局長が適当と認める契約）、H30.10.18現在の総務局長通知の参考資料Ⅱ5-2に基づき一者特命随意契約を行っている。

【意見40】 一者特命随意契約理由の記載内容の明確化

尼崎市は、一者特命随意契約を締結する必要性、合理性の判断に当たって、客観的資料や判断根拠をより明確にすべきである。

（理由）

令和3年度の業務委託先の選定の際に、公募型のプロポーザルを行うに当たっては、「みんなの尼崎大学支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要領」において、令和3年度の業務実施状況等が良好であると認められる場合には、公募型プロポーザルを行わず、令和4年度以降の委託契約を継続することとした。

尼崎大学事業に関心をもって申込を行ってきた者に発行される「学生証」の発行数の増加、メールマガジンの登録者数の増加や満足度調査の結果、本事業実施に対する反響などを考慮して、令和4年度の委託契約の相手方を、令和3

年度の業務実施状況が良好との判断に基づき、同年度の業務委託先である株式会社地域環境計画研究所と一者特命随意契約したものとされている。これは、業務実施状況が良好であれば、H30.10.18現在の総務局長通知の参考資料Ⅱ5-2記載の「方針決裁に定める期間において次年度以降も一者特命随意契約となるもの」に該当すると判断したものである。

しかしながら、それらをもって、令和3年度の業務実施状況が良好と判断した際の資料が明確に残されていない。こうした事業の立ち上げに当たっては、初期投資も必要となるので、令和3年度に公募型プロポーザルで選定する際に、当初から2年以上の期間を前提に契約を締結したのではないかとかがわせるところもある。

受託者から提出されている令和4年度の「みんなの尼崎大学支援業務」の企画提案書は、事業目的を達成すべく検討されたものであることがうかがわれ、同社に対する業務委託自体を非難するものではないが、一者特命随意契約が極めて例外的な契約であることからすると、その判断根拠については、事後的に検証可能な程度に明確にすべきであり、この観点からすると、明らかに不当とは言わないまでも、十分とは言えなかったのではないかと考え、この点指摘するものである。

2 中事業名：地域資源情報公開システム事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 協働部 協働推進課

<事業の概要>

地域資源情報公開システムは、日常生活上の支援が必要な市民や学び・活動の機会を求める市民等が、住み慣れた地域で生きがいをもって生活を継続していくために必要となる多様な主体による福祉、社会教育分野の生活関連サービス等の情報（地域資源情報）をより効果的かつ効率的に活用するため、分野横断的かつ包括的に集約し一元化したシステムである。

同システムを導入することで、市各地域課の地域担当職員や尼崎市社会福祉協議会各支部のむすぶグループの生活支援コーディネーター等をはじめとした多様な主体の取組を支援・推進するとともに、その一部を一般公開し市民サービスの向上を図っている。

<令和4年度決算額> 4,835,600円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 地域資源情報公開システム事業費

小事業の名称	地域資源情報公開システム事業費		
所管部署	総合政策局 協働部 協働推進課		
事業の目的・概要	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進することを目的とする。		
事業開始年度	令和2年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	8,690,000	4,950,000	4,835,600

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 地域資源情報公開システム運用保守業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	ジェイエムシー株式会社
契約金額	4,950,000円（税込） （4月15日契約変更後4,686,000円（税込））
内容等	システムの保守管理

（補足説明）

尼崎市は、令和3年4月1日にトーテックアメニティ株式会社の「けあプロ・navi」（「ケア倶楽部」を含む。）を利用して「尼崎市地域情報共有サイトあましえあ」（本件システム）の運用を開始しているところ、利用者が円滑に利用できるよう、掲載情報の正確性の保持、安定的な運用のために、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の運用保守に係る業務委託契約を、一者特命随意契約にて、ジェイエムシー株式会社大阪支店と締結している。

【意見41】 再委託承認手続の不備

尼崎市は、再委託の際には、再委託承認の手続に留意すべきである。

（理由）

本件システムは、前述のとおり、トーテックアメニティ株式会社（以下「トーテック社」という。）が開発したパッケージソフト「けあプロ・navi」（「ケア倶楽部」を含む。）を基本に、尼崎市の求める仕様を加えて構築したものであり、令和2年度にジェイエムシー株式会社大阪支店を取扱代理店として、同支店とシステム運用等委託契約を締結したものである。その際のシステム運用等委託契約においては、本件システムを開発したトーテック社でなければシステムの保守及び運用を行うことができないことから、契約の相手方である上記支店ではなく、トーテック社に担わせることを前提とした内容になっていた。このように、上記支店が業務委託契約の受託者となっている理由は、「けあプロ・navi」の販売営業窓口を上記支店が担っているからに過ぎない。

ところで、前記業務委託契約第6条第2項では、「受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。」とし、同契約第6条第5項で準用する同契約第4条第3項では、「・・・受託者は、委託者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない」と規定している。

したがって、トーテック社に対して再委託するに当たっては、あらかじめ委託者の承認を得なければならないし、上記支店は、委託者である市が指定する事項を、トーテック社に遵守させるべく措置を講じなければならない。

ところが、少なくとも令和4年度においては、再委託承認にかかる手続きが取られておらず、同業務委託契約が遵守されていたとは言えない。再委託先は、短期入所、介護老人福祉施設にかかる介護施設の空き情報、共同生活援助、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスにかかる障害福祉施設の空き情報の調査のほか、各施設からの質問に回答する作業も担っているところ、市民には公表しない情報の取扱いには注意を要する点でも、再委託承認手続きは重要であり、令和4年度において、再委託承認にかかる手続きが取られていなかったことは看過できない。

令和5年度の業務委託契約を行うに当たっては、令和5年4月1日付けで、再委託承認申請がなされ、同日付けで再委託承認がされているので、既に是正されているものであるが、令和4年度の財務事務の執行に関わることから、意見を付すものである。

3 中事業名：サンシビック尼崎予防保全事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 中央地域振興センター 中央地域課

<事業の概要>

尼崎市公共施設マネジメント計画に基づき、サンシビック尼崎の長寿命化改修工事を実施するもの

※ サンシビック尼崎は3つの施設の複合施設であり、工事費は所管部署の面積按分（約3：7）となっている。

- ・ 尼崎市立中央南生涯学習プラザ（中央地域課）
- ・ 尼崎市立屋内プール、尼崎市立中央体育館（スポーツ推進課）

<令和4年度決算額> 129,398,345円（中央地域課）

328,926,990円（スポーツ推進課）

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア サンシビック尼崎予防保全事業費

小事業の名称	サンシビック尼崎予防保全事業費			
所管部署	総合政策局 中央地域振興センター 中央地域課 教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課			
事業の目的・概要	上記中事業<事業の概要>に同じ			
事業開始年度	令和2年度			
主な根拠規定	第1次尼崎市公共施設保全計画			
決算額 (円)	所管部署	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	中央地域課	9,152,140	85,017,092	129,398,345
	スポーツ推進課	23,302,260	217,052,739	328,926,990

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] サンシビック尼崎外壁改修等工事

契約日	令和3年11月30日
契約方法	指名競争入札
受注者	株式会社光邦建設
契約金額	71,280,000円（税込）
内容等	サンシビック尼崎の外壁改修等の工事

(補足説明)

契約締結時の請負代金は総額71,280,000円であったものが、契約後着手前の調査・点検において、仕様書記載の施工面積を超える外壁タイルの交換等の

必要性があることが判明したため、令和4年度において、当初金額の30%を上回る23,903,000円の増額変更がなされ、総額は95,183,000円となった。

なお、第3章第3の3で述べたとおり、「尼崎市工事施行規程等の運用について」においては、変更見込金額が契約金額の30%を上回る場合には、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、原則として設計変更としては取り扱わず、別途の契約とする旨定められているが、本件では、「現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難」であるとして例外規定を適用し、別途の契約としなかった。

【意見42】 設計金額積算時の調査の充実

尼崎市は、本工事において設計金額を積算するに当たり、入札後の大幅な仕様変更が生じないように、積算に要する経費も考慮したうえで、可能な限り建物外壁の状況を正確に把握する方法を検討すべきであった。

(理由)

市においては、予算の積算に当たって、目視での確認のみで外壁の状況を判断したため、客観的な状況の把握が十分にできないまま予算計上を行った結果、想定以上に工事の必要な箇所が多く、当初の契約の仕様では対応できないことになってしまったものである。この点、聴取した内容によれば、市では、設計段階では最終的に必要となる工事内容を特定することができないため、当初の設計で想定していた額以上に余剰をもった予算を用意することはしていないとのことである。

かかる運用は、設計金額積算の経費負担等を考慮すると、やむを得ないところもあり、また、本件において施工箇所を拡げる必要性が明らかとなった後は、市が述べるように、別途の契約とはせずに契約内容の変更で対応したことに問題はなかったと考える。

しかし、入札の意味を考えると、大幅な仕様変更が生じることに問題があることは明らかであり、変更後の仕様を前提にすると、工事費の内訳や当該タイル交換の単価設定額次第では、落札者が変わっていた可能性もあり得る（実際に、本入札では、落札者と次点事業者との入札額の差はわずかであった）。

よって、市には、設計金額積算に当たって必要となる経費を考慮しつつも、単なる目視だけでなく、簡易な足場の設置など、少ない費用で可能な限り外壁の正確な状況を確認できる手段を検討することが求められる。

本件では、既に工事は完成しており、上記積算過程を是正することを求めるものではないが、令和4年度の財務事務の執行に関わることから、意見を付す

ものである。

4 中事業名：学びと活動推進事業費（中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区）

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 各地域振興センター 各地域課

<事業の概要>

各地区において、学びや交流の場づくりに取り組むに当たり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。

<令和4年度決算額> 各地区の決算額は以下のとおり

地区	決算額（円）
中央地区	1,387,438
小田地区	1,075,128
大庄地区	6,170,070
立花地区	1,386,583
武庫地区	1,246,119
園田地区	890,148

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 生涯学習推進事業費

小事業の名称	生涯学習推進事業費(各地域課)			
所管部署	総合政策局 各地域振興センター 各地域課			
事業の目的・概要	各地区において、生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。			
事業開始年度	令和元年度			
主な根拠規定	尼崎市自治のまちづくり条例			
決算額(円)	地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	中央	1,147,510	1,016,699	926,113
	小田	473,260	823,459	895,608
	大庄	876,423	1,043,860	908,143

	立花	746,859	952,692	1,024,285
	武庫	897,334	674,440	602,766
	園田	777,584	610,885	727,558

<監査の結果・意見>

【意見43】 情報発信方法の工夫

尼崎市は、各生涯学習プラザで実施される講座、イベント等について、実施主体を問わず、各生涯学習プラザ単位で一覧できるように情報発信を行うことを検討すべきである。

(理由)

各生涯学習プラザでは、市民大学、各地域課が実施する講座・イベント、指定管理者が実施する講座・イベント等が行われている。

これらの告知方法は、各生涯学習プラザでの資料配付や掲示のほか、インターネット上では、市の各地域課が実施するものについては、尼崎市公式HP等に掲載され、指定管理者が実施するものについては各生涯学習プラザのホームページに掲載されているという状況にある。

実施主体や事業区分によりインターネット上での告知方法に違いが生じ得ることは理解できるものの、生涯学習プラザでのイベント参加希望者としては（特に新規で参加する場合）、各生涯学習プラザでどのようなイベントがあるのかを調べる場合も多いと考えられることから、開催されるイベント等を一元化して掲載することが望ましい（たとえば、生涯学習プラザのホームページに市が実施するイベントについても掲載することが考えられる）。

イ 特色ある地域活動推進事業費（武庫）

小事業の名称	特色ある地域活動推進事業費（武庫）
所管部署	総合政策局 武庫地域振興センター 武庫地域課
事業の目的・概要	地域に愛着を持ち、人々が憩い、楽しみ、学ぶことができる地域にするため、多様な主体と協働で取り組むことにより、地域特性を活かしたまちづくりを目指す。また、地域課題解決のため、身近な地域における市民、事業所、行政のネットワークを広げることで、将来的に学びと地域活動が循環し、地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを目

	指す。		
事業開始年度	平成17年度		
主な根拠規定	尼崎市自治のまちづくり条例		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	448,000	500,617	490,864

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 清流にこころふれあう道づくり事業委託契約

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	むこっ子ロード整備実行委員会
契約金額	448,000円（税込）
内容等	むこっ子ロードにおけるイベントの実施、むこっ子ロード周辺の設備の管理等の委託、自然とのふれあい拠点としての整備、ホテルの住みやすい環境整備

【意見44】 委託業務に関連する契約方法等の検討

尼崎市は、むこっ子ロード整備実行委員会へ委託する方式につき、委託の内容に応じて適切か否か逐次検討すべきである。

(理由)

本事業は、武庫地区西側の水路網を生かし、地域や学校等との協働により子どもたちが水辺の自然とふれあえる空間づくりの取組を進めることを目的としており、むこっ子ロード整備実行委員会に対して、イベント等の実施、むこっ子ロード周辺の設備の管理等を委託している。

地域の団体に事業を委託することは、本事業の地域の協働という目的に沿う面がある。もっとも、実行委員会は法人格を有していないため、委託の内容によっては、委託契約上の義務履行の責任主体として適切でない場合もあり得る。また、設備の改修の場合には、業者選定の手続上、市が直接担当することが適切な場合もあり得る。

現時点で、委託契約自体に違法性が認められるわけではないが、委託の内容や修繕の請負契約金額によっては、委託契約ではなく、補助金の方式や直接市が業者と契約する方式も検討すべきである。

5 中事業名：生涯学習プラザ管理運営事業費（中央地区、小田地区、大庄地区、立花地区、武庫地区、園田地区）

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 各地域振興センター 各地域課

<事業の概要>

各地区の生涯学習プラザの管理運営経費

<令和4年度決算額>

地区	決算額（円）
中央地区	1,516,352
小田地区	5,975,132
大庄地区	1,681,136
立花地区	4,508,398
武庫地区	7,333,426
園田地区	1,902,462

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 各生涯学習プラザ施設運営事業費

小事業の名称	生涯学習プラザ施設運営事業費（各生涯学習プラザ）			
所管部署	総合政策局 各地域振興センター 各地域課			
事業の目的・概要	各生涯学習プラザの管理運営経費			
事業開始年度	令和元年度			
主な根拠規定	尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例			
決算額(円)	地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	中央	981,148	984,861	1,431,678
	小田	9,853,888	8,679,455	5,763,627
	大庄	5,334,692	5,402,615	1,554,224
	立花	—	—	4,270,503
	武庫	11,383,763	11,356,657	7,195,648
	園田	—	915,658	843,947

(補足説明)

立花南生涯学習プラザは令和4年度から、園田東生涯学習プラザは令和3年度から本事業が開始され、それ以前は別事業（旧支所等管理運営事業）におい

て管理運営事業費が計上されていた。

<監査の結果・意見>

【意見45】 決裁書への随意契約根拠規定等の記載不備

尼崎市は、契約事務手続について、随意契約である場合にはその根拠規定の明記及び根拠規定に該当する具体的な事情を記載すべきである。

(理由)

各生涯学習プラザでは運営管理を実施するため、契約金額が比較的少額の契約手続が行われている。ほとんどが随意契約で行われているところ、資料及びヒアリングの結果、随意契約ができる法令上の要件を満たしていたことが確認された。また、その他契約締結に係る実体法上の問題点は見当たらなかった。

もっとも、契約に係る決裁資料において、以下の不備が見られたので、今後は適切に処理すべきである。

- ① 随意契約ができる場合の根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれか）につき、決裁理由として誤って記載されている場合が見られた。
- ② 随意契約ができる場合の根拠規定に該当する具体的な事実（特に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）や一者特命随意契約とすべき理由につき、決裁書で明記されていない場合が見られた。

第5 まちの魅力向上

1 中事業名：若者の夢創造・発信事業費

(1) 中事業の概要

＜所管部署＞ 総合政策局 文化・人権担当 文化振興課

＜事業の概要＞

「尼崎市文化ビジョン」に基づき、若者の夢とチャレンジを応援する事業を実施することで、地域文化を創造する次代の担い手を育成するとともに、まちの魅力を増進する。市の魅力や地域資源を活用しながら、若い人の夢やチャレンジを応援することを目的とした事業を行う。

＜令和4年度決算額＞ 24,117,966円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア あまらぶアートラボ運営事業費

小事業の名称	あまらぶアートラボ運営事業費		
所管部署	総合政策局 文化・人権担当 文化振興課		
事業の目的・概要	使用されていなかった旧小田公民館城北分館をリノベーションして開館した「A-LAB(えーらぼ)」を若手アーティストの発表・創作、地域住民等が参加できるワークショップ等の場として活用することで、子どもたちを始めとする市民が芸術に気軽に触れ、体験できる機会を提供する。		
事業開始年度	平成27年度		
主な根拠規定	—		
決算額(円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	20,876,641	19,918,251	20,595,489

＜監査の結果・意見＞

- ・ [契約] あまらぶアートラボ施設管理運営業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	公益財団法人尼崎市文化振興財団
契約金額	13,531,700円(税込)

内 容 等	A-LAB の管理運営等
-------	--------------

【意見 4 6】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、A-LAB に関する施設管理運営業務委託契約を、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）との間で一者特命随意契約により締結するに先立ち、文化振興財団から令和 4 年 3 月 23 日付け見積書の提出を受けているが、その内訳・積算根拠等に関する資料が提出されておらず、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは言えない。

【意見 4 7】 業務報告書の記載内容の充実

尼崎市は、文化振興財団との間の A-LAB に関する施設管理運営業務委託契約に関し、委託業務完了後に文化振興財団から受ける委託業務の成果報告について、より充実した内容のものを求めるべきである。

(理由)

上記業務委託契約では、市は、委託業務完了後に文化振興財団から委託業務の成果報告を受け、これを検査するものとされている。委託業務の内容は、施設の管理のほか、展覧会やイベント開催業務等があるところ、文化振興財団からは、成果報告として開催した展覧会ごとにその内容に関する事業結果報告書が提出されているが、施設の管理に関する成果報告は行われておらず、成果報告の検査が適切に行われたとは言えない。

・ [契約] あまらぶアートラボ P R 業務委託

契 約 日	令和 4 年 4 月 2 8 日
契約方法	一者特命随意契約
受 注 者	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
契約金額	1,045,000 円（税込）
内 容 等	A-LAB 展示の P R 業務

【意見48】 イベントの効果的なPR方法の検討

尼崎市は、A-LAB で行われる展覧会のPRを行うに当たっては、展覧会の内容に応じてより効果的なPR方法を検討・選択すべきである。

(理由)

市は、A-LAB で行われる展覧会（年間5回）のPR業務について株式会社ベイ・コミュニケーションズと1,045,000円（税込）で業務委託契約を締結している。その内容は、株式会社ベイ・コミュニケーションズが運営するケーブルテレビにおいて放送する展覧会のCMの作成及び放送であるが、ケーブルテレビでのCM放送の効果については疑問があるので、注力すべき層に応じたより効果的なPR方法を検討・選択すべきである。

なお、尼崎市は、過去の来館者アンケート結果により、中高生の来館者が少ないことが判明したことを受け、上記注力すべき層に応じた適切・効果的なPR方法の選択という観点から、令和5年度からは市内の中学校・高等学校の生徒へのチラシ配布というPR方法に切り替えている。かかるPR方法の変更が奏功する可能性はあるが、本監査の監査対象年度である令和4年度においては、上記の問題が生じていたことから、意見を付すものである。

2 中事業名：観光地域づくり推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 経済部 経済観光振興課

<事業の概要>

地域資源を活かした観光振興を地域一体で進め、地域の稼ぐ力・まちの魅力と価値の向上、シビックプライドの醸成を図るため、関係者等と連携しながらマーケティングやプロモーションなど観光地域づくりの取組を推進する。

<令和4年度決算額> 44,085,000円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 観光地域づくり推進事業費

小事業の名称	観光地域づくり推進事業費
所管部署	経済環境局 経済部 経済観光振興課
事業の目的・概要	上記中事業<事業の概要>と同じ
事業開始年度	平成30年度

主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,079,502	889,938	11,590,151

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] フィールドミュージアムガイド導入業務委託

契約日	令和5年1月5日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	一般社団法人あまがさき観光局
契約金額	10,676,069円（税込）
内容等	市内観光スポットへのフィールドミュージアムガイドの導入

【意見49】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積金額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性を適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、フィールドミュージアムガイド導入業務委託契約を、一般社団法人あまがさき観光局（以下「あまがさき観光局」という。）との間で一者特命随意契約により締結するに先立ち、あまがさき観光局から、令和4年12月28日付け見積書の提出を受けているが、その内訳・積算根拠等に関する資料が提出されておらず、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは言えない。

3 中事業名：尼崎城魅力向上事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 経済部 経済観光振興課

<事業の概要>

尼崎城は、多くの人に来て見て触って楽しみながら歴史に触れる施設として、地域への周遊を促し、交流人口の増加を図る核となるものであり、尼崎城に継続して来城者が訪れるよう、魅力向上につながる展示等の充実を図る。

令和4年度は、天守閣2階にある鉄砲のデジタルコンテンツの更新が行

われた。

<令和4年度決算額> 5,500,000円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 尼崎城魅力向上事業費

小事業の名称	尼崎城魅力向上事業費		
所管部署	経済環境局 経済部 経済観光振興課		
事業の目的・概要	上記中事業<事業の概要>に同じ		
事業開始年度	令和2年度		
主な根拠規定	—		
決算額(円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3,498,000	3,500,200	5,500,000

<監査の結果・意見>

【意見50】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、指定管理協定を変更するに当たり、指定管理料の増額にかかる内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、天守閣2階にある鉄砲のデジタルコンテンツについて、来場する親子連れ等により楽しんでもらうべく、2人プレイが可能となるよう更新を行う業務について、尼崎城址公園の管理運営を行う指定管理者との間で「令和4年度尼崎城址公園の管理に関する年度協定書の変更に関する覚書」を締結することにより、指定管理者の担うべき業務の範囲を拡大した。

上記変更を覚書により締結するに先立ち、指定管理者から、令和4年12月12日付け見積書の提出を受けているが、その内訳・積算根拠等に関する資料が提出されておらず、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われていたとは言えない。

4 中事業名：尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 経済環境局 経済部 経済観光振興課

<事業の概要>

尼崎城址公園の管理について、指定管理者との間の基本協定に基づき年度協定書を締結し、所定の管理業務を行わせ、所定の管理経費等を支払うもの。

<令和4年度決算額> 110,069,330円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費

小事業の名称	尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費		
所管部署	経済環境局 経済部 経済観光振興課		
事業の目的・概要	尼崎城址公園の管理を指定管理者により適切に行うこと		
事業開始年度	平成30年度		
主な根拠規定	尼崎市都市公園条例 尼崎城址公園の管理に関する基本協定書		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	109,944,200	102,867,800	110,069,330

【意見51】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、指定管理者に対し、年度協定書に基づく緊急等対応費の執行を承認するに当たり、その必要性及び見積額の適正性を適切にチェックすべきである。

(理由)

尼崎市が令和5年3月6日付けで指定管理者による緊急等対応費の執行を承認するに当たり、指定管理者からは、緊急等対応費にかかる同年3月1日付け見積書が提出されているが、その内容・積算根拠等に関する裏付け資料が提出されておらず、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは言えない。

第6 行政運営

1 中事業名：インターネット活用事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 政策部 広報課

<事業の概要>

尼崎市公式HPや市SNSを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。

<令和4年度決算額> 15,810,590円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

※ 以下の各小事業について個別に監査の結果・意見を述べるものではないが、後記2において述べる意見の前提となるものであるので、小事業の概要について説明を行う。

ア インターネット活用事業費（経常）

小事業の名称	インターネット活用事業費（経常）		
所管部署	総合政策局 政策部 広報課		
事業の目的・概要	尼崎市公式HPや市SNSを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。		
事業開始年度	平成11年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	4,615,054	5,408,406	3,820,590

イ インターネット活用事業費

小事業の名称	インターネット活用事業費
所管部署	総合政策局 政策部 広報課
事業の目的・概要	尼崎市公式HP及びコンテンツ管理システムの改修を図る。
事業開始年度	令和4年度
主な根拠規定	—

決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	11,990,000

（補足説明）

主たる契約として、コンテンツ管理システムの保守業務委託契約が存在する。これは、尼崎市公式HPのコンテンツ管理システムにかかるものである。

現在のシステムは、平成29年度において、システムの更新及び尼崎市公式HPのリニューアルに係る構築業務並びに構築後の運用保守業務について、プロポーザル方式により選定された業者が更新したものである。この時、構築後のシステムの保守及び尼崎市公式HPの運用についても、令和5年2月28日までを目安に、会計年度毎に当該業者に委託することとされた。

また、当該運用保守業務が令和5年2月28日に終期を迎えることから、課題整理を行ったところ、技術的又は機能的に不足している点はなかったこと、現行CMSを継続できない事由がなかったこと、リニューアルに伴う相当量の作業を要し、費用も要することなどから、現行の業者へ改修を委託するに至った。

なお、本業務の予算要求前審査において、尼崎市公式HPと定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」の環境は、別々の運用が必要になる旨、確認され、それぞれ単独の案件として審査が行われた。

そのため、尼崎市公式HPと定住・転入促進情報発信サイトは別々に運用されており、それぞれ取り扱う業者も異なる。

2 中事業名：都市イメージ向上推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 総合政策局 政策部 広報課

<事業の概要>

定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」の運営、PR冊子の配布、ロゴマークの活用などにより、市民や事業者に対し、市の魅力を効果的に伝え、都市イメージの向上を図り、まちの価値を高めていく。

<令和4年度決算額> 18,101,380円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 都市イメージ向上推進事業費

小事業の名称	都市イメージ向上推進事業費
所管部署	総合政策局 政策部 広報課

事業の目的・概要	上記中事業<事業の概要>と同じ		
事業開始年度	平成30年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2,951,245	3,207,270	18,021,410

(補足説明)

定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」(以下「当該サイト」という。)について、平成29年3月に開設されて以降、令和4年3月の時点で5年が経過し、市を取り巻く状況や重点的に発信する内容が変化してきていることを受け、当該サイトの再構築を行うものである。また、当該サイトの再構築については、プロポーザル方式により委託業者が選定され、当該業者が構築後の保守運營業務を行うことになっており、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを目安とし、会計年度毎に委託されることになっている。

なお、選定された業者は、前契約について選定された業者が代表団体を務める連合体が選定されている。

そして、本業務に関する予算要求前審査においても、当該サイトの運用を尼崎市公式HPの環境に一本化することができないか指摘を受けている。

しかし、尼崎市公式HPを取り扱う業者においては、当該サイトで必要とされる「撮影・原稿制作」ができないこと、尼崎市公式HPの環境では、当該サイトで要求されるインスタグラムアカウント写真の自動埋め込み等、一部実現不可の機能があるといった問題があるなど、双方の現行業者から回答を受けていた。

また、双方の現行業者において、当該サイトの再構築に関する見積費用は差異がなかった。

これらの事情が確認され、尼崎市公式HPと分けて、独自に行うことになった経緯がある。

次に、本事業の事業成果の点検は、当該サイトのページビュー数(月平均)を目標指標として行われている。

目標値は20,300回とされているところ、平成30年度は11,904回、令和元年度は12,881回と増加したが、令和2年度は10,960回と落ち込み、令和3年度は15,133回、令和4年度は18,898回と再び増加した。

また、令和5年度の行政運営評価によると、「尼崎市のイメージが良くなったと回答した市民の割合」という指標では、目標値を61.7%と設定し、平

成30年度は52.6%、令和元年度は58.9%と増加したが、令和2年度は56.6%、令和3年度は55.7%と減少傾向がみられたところ、令和4年度は60.5%と大きく増加した。

また、ファミリー世帯の転出超過数の統計では、転入者数は、令和元年615世帯、令和2年554世帯、令和3年は571世帯、令和4年は614世帯と令和2年に落ち込んだものの、令和元年の数値まで回復している。

転出者数は、令和元年が907世帯、令和2年が853世帯、令和3年が949世帯、令和4年が931世帯となっており、令和3年よりは減少したものの、令和元年の数値を上回ったままである。

そして、転出超過数は、令和元年が292世帯、令和2年が299世帯、令和3年が378世帯、令和4年が317世帯となっており、令和3年よりは減少したものの、令和元年の数値を上回ったままである。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 尼崎市定住・転入促進情報発信サイト再構築及び保守運營業務

契約日	令和4年8月2日
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
受注者	CKAG パートナーズ
契約金額	11,659,560円（税込）
内容等	サイトの再構築及び保守

【意見52】 検討過程の正確な記載

尼崎市は、当該サイトについて、尼崎市公式HPや市SNS、広報誌など他の方法の活用、特に尼崎市公式HPと併せてリニューアルするなどにより統合化を図る余地がないか、幅広く多様な選択肢を検討すべきである。また、検討過程についても何らかの形式で記録に残しておくことが望ましい。

(理由)

それぞれの事業の予算要求前審査において、当該サイトの運用を尼崎市公式HPの環境に一本化することができないか確認を受けたうえで、現行の形に至っている。

しかし、予算要求前審査で確認されたのは、現行の尼崎市公式HPの環境において、同環境に一本化することが可能であるかということしか確認されていない。例えば、新しい環境により、双方一本化して行うことができないか、検討する余地があってもよかったと思われる。

また、上記の確認に際しては、双方の現行業者に見解を求めることにより確認を行っており、あくまで現行の業者における可能性しか確認していない。

なお、尼崎市公式HPについては、課題整理が行われた結果、リニューアルではなく、現行の業者による改修が相当との判断に至っている事情がある。

しかし、尼崎市公式HPの改修も、現行の尼崎市公式HPの技術面・機能面に基づき検討するにとどまり、当該サイトとの一本化についても、現行の環境下で可能かどうか、現行業者に確認することでしか確認を行っていない。

もちろん、検証すれば、現行の方法が最適であるという判断に至る可能性もあるため、直ちに現行の方法が不当であるとはいえない。

しかし、現行の方法以外に、例えば新しい環境により一本化して行う余地があったのか否か、あったとして現行の方法と比較して不利な点があったのかどうか、そのような検討がなされたのか、少なくとも今回の監査では、そのような検討過程は見受けられなかった。

リニューアル後の当該サイト「AMANI SM」については、令和9年度までを目安として運用が継続されるが、今後見直すに際しては、効果測定の結果など踏まえ（なお、ページビュー数の増加は確認できるが、市のイメージの向上、定住・転入の促進については、どの程度効果を発揮しているのか、その関連性は必ずしも明確ではないように感じる。）、定住・転入促進情報発信サイトの存在意義や必要性を検討していくことになると思われるが、その過程においては、今回の例で言えば、新しい環境により一本化する余地がないか、他の方法（尼崎市公式HPだけでなく、市SNSや広報誌など）の活用により同様の目的を達成する余地がないかなど、幅広く多様な選択肢を検討し、より良い方法を模索されることが望ましい。

また、そのような検討がなされたのであれば、その検討過程は何らかの形式で記録として残しておくべきである。

3 中事業名：公共施設予約システム関係事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 資産統括局 財務部 ファシリティマネジメント推進担当

<事業の概要>

市内34か所のホールや会議室等の貸出を行っている施設について、施設の市民利用に係る利便性向上と利用促進を図るため、インターネットを通じて施設の空き状況の確認や利用予約等ができるシステムを運用する。

<令和4年度決算額> 11,145,200円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 公共施設予約システム関係事業費

小事業の名称	公共施設予約システム関係事業費		
所管部署	資産統括局 財務部 ファシリティマネジメント 推進担当		
事業の目的・概要	尼崎市内の公共施設の空き状況の確認や利用予約をすることにより、利用者の施設利用の利便性向上と施設の利用促進を図る。利用方法などの解説をしたガイドブックの作成など。		
事業開始年度	平成26年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	16,198,600	9,857,540	9,671,200

イ 公共施設予約システム関係事業費（投資）

小事業の名称	公共施設予約システム関係事業費（投資）		
所管部署	資産統括局 財務部 ファシリティマネジメント 推進担当		
事業の目的・概要	尼崎市公共施設予約システムの改修を行い、公共施設の利用に係る利便性向上と利用促進を図る。		
事業開始年度	平成26年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1,650,000	2,997,500	1,474,000

(補足説明)

公共施設予約システムは、市内公共施設について、市民の自宅パソコンやスマートフォンから施設の空き状況の確認や利用予約等ができるシステムである。

現行のシステムは、平成27年7月1日からプロポーザル方式で選定された業者が開発し、運用を行っているものであり、また、令和4年度において、同システムは、一部機能改善を行ったほか、セキュリティ強化の目的から、2回改修が行われた。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 尼崎市公共施設予約システム運用サービス業務委託

契約日	令和4年4月1日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	株式会社パスコ
契約金額	9,240,000円(税込)
内容等	尼崎市内の公共施設の空き状況の確認や利用予約システムの運用を行うことにより、利用者の施設利用の利便性向上と施設の利用促進を図る。

【意見53】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積金額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、本業務委託契約を、株式会社パスコとの間で一者随意契約により締結するに先立ち、同社から、見積書の提出を受けたが、同見積書には「システム利用料」との種目で数量単位が「12.0カ月」とされ、月額単価しか記載されておらず、運用保守の作業内容や人数、日数(時間)などの作業量が不透明であった。また、当該システムの改修に係る同社の見積書でも、「仕様確認・設計」、「開発・設定変更作業」、「動作確認」などの作業について、数量単位が「1式」とされ、人数、日数(時間)などの作業量が不透明であった。

このように見積書記載の作業量や内容が不透明では、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは言えない。

4 中事業名：公共施設マネジメント推進事業費

(1) 中事業の概要

<所管部署> 資産統括局 財務部 ファシリティマネジメント推進担当

<事業の概要>

公共施設に係る現状の把握・分析等を行い、市民の意見を聴取しながらライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を含めた効率的・効果的な資産運営を推進する。

<令和4年度決算額> 2,330,623円

(2) 各小事業及び監査の結果・意見

ア 公共施設マネジメント推進事業費

小事業の名称	公共施設マネジメントシステム関係事業費		
所管部署	資産統括局 財務部 ファシリティマネジメント推進担当		
事業の目的・概要	公共施設マネジメントシステムにおけるデータベース管理、運用支援等のシステムの円滑な稼働と機能の保持を目的とした保守業務。当該システムに係るサーバ機の更新など。		
事業開始年度	平成25年度		
主な根拠規定	—		
決算額（円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2,937,000	801,900	2,241,800

(補足説明)

公共施設マネジメントシステムは、本市の公共施設の敷地面積や建築概要、設備概要などの施設基本情報や修繕履歴、管理運営経費、利用実態、保全対象部位・機器、劣化状況などの施設運営に係る情報をデータベース化して管理するものである。

当該システムのサーバ機器については、導入から約7年が経過し、各種サポートが終了することから、新たにサーバ機器を導入した。

<監査の結果・意見>

- ・ [契約] 尼崎市公共施設マネジメントシステムサーバ更新等業務委託

契約日	(当初) 令和4年7月19日 (変更) 令和4年10月25日
契約方法	一者特命随意契約
受注者	株式会社ジオコミュニケーションシステムズ
契約金額	(当初) 1,870,000円(税込) (変更) 1,505,900円(税込)
内容等	各種サポートの終了に伴い新たに導入するサーバ機において、システム運用環境の設定を実施するとともに、既存の整備済データを新サーバ環境へ移行する。

【意見54】 見積金額の内訳・根拠の不備

尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠

等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。

(理由)

市は、本業務委託契約を、株式会社ジオコミュニケーションシステムズとの間で一者特命特命随意契約により締結するに先立ち、同社から、見積書の提出を受けたが、同見積書には「新サーバ機器の設置」や「サーバ環境の設定」などの作業に関するものの数量単位が「1式」とされていた。これではその作業について、何人で、何日（何時間）かけて行うのかなど、作業量や内容、すなわち金額の根拠となる事情が不透明であり、見積金額の適正性についてのチェックが適切に行われているとは言えない。

以 上